

第15回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

開催日時 平成14年7月25日(木) 午前10時から午後5時33分まで
開催場所 メルパルク NAGANO ホール
出席委員 宮地委員長以下14名出席(欠席、松岡委員)

田中治水・利水検討室長

定刻となりましたので、只今から第15回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会に当たりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、急に暑くなった状況で、また何かとお忙しい中をご出席頂きまして、ありがとうございます。本日、委員会15回、前回から考えますと、一月以上経っておる訳ではありますが、ご存知のように、浅川、砥川につきましては、去る6月7日に答申を行うことができました。これまでの皆様方の熱心なご審議とご協力に心からお礼を申し上げます。

さて本日からは、残りの7河川流域についての審議に入っていく訳でございますけれども、現在、部会で審議中の3河川からは、現在までの状況と委員会で取り扱うべき事項がございましたらご報告を頂きたいと考えております。そのあとで、清川と薄川は、第13回の委員会において、幹事会から審議をする上での基礎資料をお出し頂く。そういうことになっておりますので、それについて話を進めて参りたいと思っております。ちょっと一言申し上げますが、前回の委員会がかなり長時間に渡って、しかも、かなり激しい議論が行われました。そのあと、諸般の情勢も、ご存知のとおり非常に目まぐるしく変わっております。そういう中でも、3部会いろいろご苦労の上で、部会を開催しておられますが、そういう前の委員会の時に、まだまだやっぱり思いの丈が述べられなかった、ご意見がいろいろあることがあるというように、お持ちの方もおいでになると思っておりますので、その辺についても、前の委員会のことに立ち返って、これからの部会、委員会の運営のプラスになる方向で、また少し反省を交えながら、皆様方のご意見も拝聴して参りたいと、こんなふうに考えております。知事の選挙という状態となりましたけれども、本委員会は、浅川、砥川の審議の経験を生かしまして、残りの7河川の審議を進めて参りたいと、そういうふうに考えておりますので、今後もよろしくご協力を頂きますようお願いをする次第でございます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。本日の出席委員さんは15名中14名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。議事に入って頂く前に資料の確認をお願いしたいと思います。議事次第、それから右肩に番号振ってございます1の1、治水・利水の枠組みということ、1の2、治水・利水対策推進体制について、それから資料2の1、2、3とそれぞれの部会の報告のペーパーでございます。それから、3の1が清川の現況、3の2が清川の治水計画、それから4の1が薄川の現況、4の2が薄川の治水計画です。確認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それから、新しい幹事さんには、これまでの資料ということで、別にお渡ししてございますので、そちらも確認して頂きたいと思っております。それでは委員長さん、進行の方をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい。まず初めに、本日の議事録の署名人を指名致します。今回は植木委員と大熊委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。初めに、報告に入りますが、浅川及び砥川について報告がございます。幹事長にお願い致します。

青山幹事長

それでは、私の方から、先般6月7日の日に浅川及び砥川につきましての答申を頂きまして、ありがとうございました。その後、答申書に基づいて検討し、6月議会において、知事が浅川及び砥川に関する治水・利水の枠組みということで、説明を申し上げましたので、その内容につきまして、概要を説明したいと思います。資料1の1をご覧頂きたいと思います。文書化してございますので、読みながらご説明を申し上げたいと思います。

平成14年6月25日長野県議会6月定例会において示した「浅川及び砥川の治水・利水の枠組み」は以下の通りである。長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申を尊重し、その趣旨を踏まえ、浅川及び砥川の治水・利水対策を実施していく。そして、一つひとつの課題に関して、解決への見通しを把握し、長野県公共事業評価監視委員会にも諮った上で、最終的な判断を行い、確実な治水・利水対策を実施していきたい旨、田中前知事は6月定例会冒頭の提案説明で述べた次第でございます。長野県は答申を受けたあと、その内容の検討とともに、治水・利水対策を実施するための課題の解決について、連日、前知事が土木部等と協議を重ねてきた。細部に渡る具体案をある程度構築したあとに、それを一括して詳細に発表するのが、本来は望ましいと考えられましたが、前知事と関係部との協議の段階における、浅川及び砥川の治水対策の「枠組み」に関して、議会に対して、説明することにしました。この枠組みを検討するにあたり、考慮しなければならなかったことは、既に答申書に述べられているとおり、いくつかの点において、条例設置の委員会においても、意見の一致が見られなかったという点である。しかしながら、「価値観の異なる多数の委員から構成される委員会の限界」と答申書がいみじくも吐露した困難さを乗り越えるべく、県政運営の責任者である知事として、その時点での考え方を明らかにしたものでございます。浅川に関する治水の考え方でございますが、まず基本高水流量でございます。基本高水流量に関しましては、最後まで検討委員会では意見が分かれたままでございました。これは極めて難解な問題であることを物語っておりまして、他方、河川管理者という立場からは、こうした考え方が分かれたままの状態に放置する訳にはいかない。今後、答申の趣旨を踏まえ、浅川の流量調査を詳細に実施する等の作業を通じまして、長野県は基本高水流量を再検証することとし、その結論が出るまでは、治水対策の目標である100年確率の基本高水流量は現行の450m³/秒を当面の治水対策の目標とする。それから、治水対策の骨格でございますが、国で定めている河川砂防技術基準(案)によると、C級の河川に位置づけられる浅川の治水安全度のおおよその基準は1/50～1/100となる。これを踏まえまして、少なくとも、50年確率相当の流量への対応を第一に確保していく。この流量は、現時点までの長野県の試算では、先の基本高水流量の約8割となり、答申における、いわゆるB案の基本高水流量と比較すると、試算値の方が若干大きな流量となる。長野県は河川改修事業によって、まずこの流量への対応を何よりも優先して、実施する。これが治水対策の第一点でございます。それから2点目としまして、残る約2割の流量への対応として理論上では、ダム建設という選択肢も考えられなくはないんですが、しかしながら、検討委員会の議論や昨今の国内外の治水を取り巻く方向性を鑑みると、「環境への負荷」という看過し得ぬ観点や地質面からのダムの安全性に対する不安感等を考慮する必要性があり、はたまた、検討委員会の答申を尊重するなら、安易にダムを選択することはできない。この為、残る約2割の流量への対応は、長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申でも示されたとおり、森林の整備、遊水池や貯留施設等の設置等の「流域対策」で対応する方針としました。既に平成12年12月に出された国の河川審議会の中間答申においても、今後全ての河川で、流域対策を検討することを基本としておりまして、これが2点目の治水対策でございます。なお、答申内容が決定するまでに、計14回開催された検討委員会における議論では、「流域対策」を具体的な数値で評価する段階にまで至っていないため、その数値的な目安を示すべく県として、これも検討をしていく予定でございます。それから、3点目でございますけれども、浅川固有の課題としまして、千曲川合流部付近の内水氾濫の問題がございます。検討委員会及び部会の議論の過程で、内水氾濫対策への必要性は一致した意見であったと認識されまして、今後、調査・解析等、積極的な検討を

行い、実施可能な対策を長野県としても講ずることとしています。以上、約8割を受け持つ河川改修、これを補完し100年確率相当の治水安全度を目指す流域対策、これとは別に住民からの要望が強い内水氾濫対策、これらを実施するには、方法論、効果の予測、費用の確保など、課題の解決にはそれぞれに要する時間も異なりますが、先に述べましたとおり、まずは河川改修事業を早急に実施し、一刻も早く流域住民の皆様に安心頂けるように努力をしたいと思っております。その為にも、河川改修計画が国の認可を得られるように、努力を重ねなければなりません。今後土木部を中心としまして、ここに掲げた枠組みを国土交通省に説明し、理解を頂けるように努力をするとともに、具体案を作成し、関係市町村や流域の皆さまに説明し、できる限り早く河川整備計画が策定できるよう長野県を挙げて努力していく予定でございます。

次に、砥川に関する治水の考え方でございますが、砥川に関しても、枠組みとしての治水の考え方は浅川とほぼ同じでございます。当面の治水対策の目標である基本高水流量は現行の280m³/秒とし、この検証作業を行っていくとともに、治水対策の骨格としては、50年確率相当の流量、これは砥川においても基本高水の約8割に相当しますが、これを河川改修事業で実施し、残る2割の流量を流域対策で対応したいと思います。以上の内容は、流域住民の安全・安心を考慮に入れると、答申の趣旨にも沿い、検討委員会委員及び、県民にも広く理解されるものと考えております。それから、利水対策の考え方でございますが、浅川ダム及び下諏訪ダムの計画は、共に治水、利水を目的とした、いわゆる多目的ダムでございます。その計画の中止は河川改修等の治水対策にとどまらず、水道水源の確保といった利水対策にも影響を及ぼす。今回の答申におきましても、浅川に関して、「水源対策は水道事業者たる市町村の責任において、短期、中長期の施策を組み合わせ、適切な対策を確実に実施することが重要である」とする一方で、長野県に対し、「長野市の水源対策に関し協力すべき」と記載されています。また、砥川に関しても、「水源対策は水道事業者たる市町村の責任において、短期、中期の施策に分け、速やかに行うべき施策と将来に向けての施策を適宜組み合わせ、確実に実行することが重要である」「県は水源対策等について、財政対策、条例の整備等を行うべきである」と述べています。長野県はこれまでの経過を踏まえまして、県としての考え方をとりまとめ、関係市町村に対して提案していく。この為、まずは両河川関係地域の水需給について長野県として再検証を行うとともに、浅川については、渇水期等の危機管理のあり方を、また砥川につきましても、地下水汚染の現況を踏まえまして、具体的対策案を関係市、町と協議していくことにしております。取りわけ、下諏訪ダムの代替水道施設の整備については、地下水汚染に対する対応も重大な課題であると認識しつつ、まずは新和田トンネル湧水の利用をはじめ、高度浄化処理施設や新規井戸の掘削の是非等について、総合的な観点から、関係者との調整を進め、整備手法、財政措置等について検討を行うこととしております。ダム事業につきましても、以上の治水、利水の枠組みにより、現行のダム建設事業は中止し、併せて、浅川ダム本体工事に関わる共同企業体との契約も、6月定例会終了後、速やかに解除することとした。このように、議会では説明申し上げましたけれども、浅川ダム本体工事に関わる契約につきましても、その後、田中前知事に対する不信任案が可決されましたので、新しい知事のところで、契約の解除については判断をして頂くということにしております。おわりにあたりまして、田中前知事は「枠組み」に関して、次のようにまとめるということで、これも議会で説明した内容でございますが、昨年2月、「日本の背骨に位置し、数多の水源を擁する長野県」の知事として、脱ダム宣言を発した。それは「看過し得ぬ負荷を地球環境へと与えるコンクリートのダムはでき得る限り造るべきではない」とする脱物質主義の時代における新たな理念を、広く、県民、市民の皆様に問うたものである。従来の自然はすべて人間がコントロールできるという価値観から、人間が自然をコントロールするには限界があり、他方で、河川や湖沼をはじめとする地球環境は私達が後世の子孫に残すべき貴重な財産である、とする価値観への転換が進んでいる。「環境」が21世紀のキーワードといわれる今日、脱ダム宣言の理念は多くの皆さんの共感と賛同を得た。脱ダム宣言において示した私達が進むべき道を後戻りさせることはできない。いみじくも今回の答申も、多面的・多角的な検討を経て、浅川、砥川の両河川においても、ダムによらない治水、利

水対策が可能であると述べ、その実現を長野県に対して求めたものである。以上、議員提案の条例に基づき設置された検討委員会の答申を尊重し、県民の理解を得ながら、新たな長野モデルとしての河川整備を進め、その理念のみならず、具体的方策もが全国へと伝播していくことを願う。という、これが議会で説明申し上げました浅川及び砥川に関する治水・利水対策の枠組みでございます。

それからもうひとつ、1の2の資料、見て頂きたいと思っておりますけれども、以上申し上げました枠組みを具体的に治水・利水対策を実施するということで、7月11日、治水・利水対策推進本部を設置しました。本部長、知事以下、ご覧のとおりの本部員まで含めた関係部長、それから関係する所長でございます。それで、その本部の下に2でございますけれども、対策推進班ということで、河川改修班、流域対策班、利水対策班ということで、ご覧の班長がそれぞれ責任をもって、今申し上げました河川改修についての内容について具体的な対策を求め、そして、それを実施に移していくという、こういう体制作りをした次第でございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、どうもありがとうございました。只今の知事の議会に対する報告とその後の対策でございますが、何か、ご質問、ご意見、どうぞ。五十嵐さん。

五十嵐委員

幹事長にお伺い致します。まず今回のこの大枠の方針は浅川と砥川のみに限定されるものなのか、その他7つの河川についても大凡、行政はこういう方針でいくということであるのか、ということが第一点でございます。それから第2点は、議会との関係で、大枠は議会も大凡了解ということなのか、大枠自体もまったく認められないという話なのか、どのように認識するか教えてください。

宮地委員長

お願い致します。

青山幹事長

1点目の枠組みでございますが、これは、浅川と砥川の答申を頂きまして、そしてその答申書に基づいて、県、具体的には、河川管理者として知事が決めたものでございまして、あと、その他の河川につきましては、答申書を頂いたあと、どのような形で枠組みにするかということを決めていきたいということで、これは浅川及び砥川に関する枠組みということで、ご理解を頂きたいと思っております。それから、2点目ですが、これは6月議会につきまして、非常にこの枠組みに対して、議会の議員さんとは、対立関係が非常に鋭くなりまして、基本的にこの枠組みについて、議会として議員の皆さんには、必ずしも了解されていけないという認識で私はおりますけれども。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。宮澤委員、どうぞ。

宮澤委員

まず入る前に6月7日、これが答申された訳ですが、私、砥川の部会長として一言だけ委員長に確認をしておかなければならないことがございますので、これを確認させて頂きたいと思っております。委員長は6月7日の席上、このような決定の仕方について、様々な要点の変更がございましたので、私も砥川の部会については、部会の約束で、委員会で問題が生じた時には、部会を招集するということを申し上げておきました。その段階で、委員長に内容が著しく変わってしまったので、このことについて部会を開きたいというお話を申し上げたところ、委員長もどうぞお聞きくださいと、これは議事録を確認しました。そういうお話があったにも関わらず、その当日、委員長は知事に答申をされたということで、

私ども開こうと思っておりましたが、当初11日の日に予定されておりましたので、その間に開こうと思っ準備をしていた訳でございますが、それができなくなりました。このことについて、委員長は部会が開かれないということをご存知で、答申をその日にされたのか、それとも、その委員会でどうぞお開きください、ということは、まったく、委員長のその場だけのご意見だったのか、その真相をお聞きしたい。もしそういうことだったら、私ども部会を開くということで、そこでどういうふうにするか、ということとはともかくと致しまして、そういうことで、準備をし、委員長からもOKを頂いた、その結果ができなかった訳で。答申を出した段階で部会の存在はなくなる訳でございます、そのところについて、私も開けなかった。そのところの真相、真実だけ教えて頂けませんでしょうか。ちょうど、砥川、浅川のことですので、砥川の状況、入っているところですので、これちょっとお話ししないと次のお話にはちょっといけないので、お願いを致します。

宮地委員長

確かに、私は、宮澤部会長からそういうご意見を頂いたことは覚えております。それに対して、部会をお開きになることは否定してはいないということをお知らせしたと思っております。14回のまだ議事録を頂いておりませんが、議事要旨を見ても、私はその段階では、開くことを否定している訳ではないと、こう申し上げたつもりでございます。ただ、その議論が議事要旨をずっと見ておりましたら、私も思い出しますが、宮澤部会長から、それではここでストップして、部会を開くから待ってくれと、そういうご提案は無かったし、それから、そのあとの議論の方にずっと話が続いていってしまいましたので、答申を出すという方向に皆様方のご議論がずっと行った。その為に、宮澤さんからご提案のあった、ご提案というか、ご発言がございました部会を開きたいということが、正式な提案として、取り上げられないままに進んで行ったように私は思っております。ですから私は初めから、答申を出せば、全部が終わってしまうから、部会は開けなくなるんだと、そういうことを認識していた訳ではございません。それは申し上げておきます。ただ、あの日に、あの議論が出て参りましたのは、既に答申の結論を申し上げたあとでございましたので、それをそのままそういう状態で、委員会を引き伸ばすというのは、なかなかいろいろ問題があると感じましたので、答申の結論の方に話の重点が移っていった。そういうふうには私は認識しておりますが、どんなものでございましょうか。

宮澤委員

委員長、議事録の精査をお願いします。そして、今、委員長が言われたのが、そのとおりなのか、これから休憩をして頂いて、今のを全部調べて頂いて、それでないとこれから他の問題に入れません。答申に行く前にですね、私は部会を開いて頂きたいと、開かせて頂きたいということをお知らせしたつもりでございますが、それについて委員長はご自由にどうぞと、こういうふうにお話しになられた以上は、私は、部会を開くということは前提にありますから、答申の審議には、それ以上には加われないという状況である訳ですから、部会のところで、全員一致というようなお言葉を、どうも、それももうひとつ、知事に答申する時に、全員一致で決まりましたということ、もう一回、これも確認致しますけれども、申し上げたのかということも教えて頂きたいのですが、とりあえず今の段階では、その時の議事録を精査して、今の委員長のお話で言われたことが、適切なかどうかもう一回、議事録審査した上で、その次の議題に入らせて頂きたい、質問に入らせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

議事録の精査は、必要とあれば、それは結構ですけど、ただ、今のご質問とお話をお伺いして、私は宮澤委員のお考えの中に部会の位置づけに対する勘違いとあります

か、条例の位置づけから、部会が何を、役割をもっているのかということに対するお考え違いがあるような気がしますので、議事録の精査は別の問題と致しまして、精査がもし必要であればした上で、これから議論していく上での部会の位置づけについて、精査をして頂いたあとの議論にも関わることとして意見を申し上げたいと思いますけど、私達、浅川の部会でも、実は3月末までに部会としての報告をまとめるということは、時間的にかなり無理がありました。けれども、議会の側から知事への要請があり、知事と委員長の側からできるだけ、3月末にということですので、私もそうですし、部会の委員の中にも、かなり無理をしてまとめるということには異論がある中でまとめさせて頂きました。そういう経過はありましたけれども、私は基本的には部会の任務というのは、部会としての報告書を取りまとめた時点で終わっていると考えております。しかし、取りまとめた報告が、その後、委員会の審議に移されて、委員会の審議の過程の中で、ご意見をお聞きするということが、それは自由にできることですので、必要に応じてやらなければならない、やって良いことだと思います。ですから、一旦、報告書を取りまとめた部会が、その時点部会としての任務を終わっているのに、その後、検討委員会に審議の任務に移ったにも拘わらず、あとからまた部会を開いて、その検討委員会の審議の過程や結論に対して、それをまた巻き返すといえますか、そういうことは部会としてやってはならないことではないでしょうか。ご意見をお伺いし、それを反映するということが多いに結構なことで、部会のメンバーの皆様のご希望があれば、元部会長の責任において、部会のメンバーのご意見をお聞きする機会をもつことは、それは多いに結構ですけど、部会は報告書を取りまとめて、委員会に上げた時点で任務は終わっている。私はそのように認識しておりますが、いかがでしょうか。

宮澤委員

議事録の審査をやるかどうか、取り上げてください。委員長、その意見を議事録の審査をやるかどうかということ、委員長の進め方はいつもそうやって、途中になっちゃうんですけど、全部してください。皆さん、私が申し上げていることは委員長の進め方、ひとつひとつ確認して行って頂きたいと思うんですよ。

宮地委員長

そうですか。

宮澤委員

だから、審査をするのかどうか。今の石坂さんの意見がすべてではありませんし、私もその時には、結論が出ている段階で、このことを申し上げたつもりではありませんので、議事録審査をお願いしている訳ですから、議事録審査をして、その上で私はお話をさせて頂きたいと申し上げている訳ですから、極めて民主的だと思いますし、石坂さんから、そのことについては合意頂いたというふうに理解しておりますけれど。

宮地委員長

いかかでございます。というより、議事録の精査をするということは、議事録のまだ要旨しか出ていないですね。本物、ちゃんとご署名を頂いたものがあれば、やっぱり、それに基づいて、精査をする。それはいかがでしょうか。

石坂委員

全員のところに今配られていますから。

宮澤委員

委員長、まず取り上げるというつもりになって下さいませんか。委員長、ご自分の考えをまず出されるのではなくて、やっぱり、まず取り上げて、諮って、それが民主的なやり方ではないでしょうか。

宮地委員長

議事録が配られておることを存じませんでした。もうひとつ、それがないと次の議論に進まないんでしょうか。私はそういうご意見もあるかと思って、先程、ご挨拶の中では、前回の委員会の中では、いろいろ激しい議論もあったし、その中でいろいろご意見もあるだろうから、それは、部会の報告が済んでから議論をして頂くつもりだと申し上げたんですが。

宮澤委員

委員長、委員長のお考えは結構ですが、私はこの報告について、次に話をしなければならぬことがございますからということで、申し上げたつもりでございます。

宮地委員長

そうですか。

宮澤委員

そのことによって、部会と委員会のあり方のことについて申し上げている訳ではございませんので、そののところだけよくお願いをしたいというふうに思います。

宮地委員長

それでは、この議事録について、関係部分をちょっと見て頂いた方がよろしゅうございませぬ。具体的には、どこになりますでしょうか。

宮澤委員

もう一回、提案します。議事録精査の為に休憩をして、今のポイント、委員長がご答弁しているところを明確に事務局なり、どこか報告して頂きたいと思うんですが、よろしくお願ひしたいと。

宮地委員長

それでは、場所を調べます為に、暫らく休憩をさせていただきます。

<休憩>

宮地委員長

それでは、ご返事を致します。

宮澤委員

私に説明してどこのページだか教えてください。

宮地委員長

それを申し上げるつもりであります。第14回委員会の議事録をご覧下さい。今、宮澤委員からご指摘があったことは、具体的には、議事録の113ページから114ページに掛ける部分でございます。ご覧下さい。宮澤委員のご発言、下の半分の方にございますけれども、砥川部会がこうであったと、それによって、宮澤委員は部会を開かなければいかんと考えておると、過半数の署名を得てきているということ、確かここでお見せになったと思っております。私の一存で、これはもう開くことはできませんけれども、私はまだ迷っておりますと、こうおっしゃっておりますね。それで、これについては、私は申し上げていることは、その次に、いろいろ委員会では、広い立場から議論をしたと、こういうことを申し上げている訳です、そうすると部会では、そういうことやらなかったように聞こえますよ、と言われる話がありまして、それで私は、要するに委員会というのは、基本

高水が全部ではないということを申し上げております。114ページの上から、2回目の私の発言。それでは、部会をやりましょう、確認しましょう、宮澤委員、おっしゃいました。竹内委員が私とその部会を開くことを否定されるんですかと、言っているので、部会を開くことを否定はしておりません。私はそのことに何も言及しておりませんと、こう申しております。竹内委員がいろいろおっしゃったあとで、要するに、部会を開くかどうかとは別に検討委員会はどうかということに、今議論が行っているんだと、こういうことを申し上げております。と申しますのは、この段階はどのような段階であるかと申しますと、100ページの議事録のところをお開き頂くとお分かり頂けますが、ここで答申の最後の結論のところはもう示された段階でこういうふうになっている訳でございます。それで、これからあとの議論をずっと見ていきますと、宮澤委員の方は、では今日は答申ができませんね、とおっしゃいますので、いや、それはできると思いますと、つまり、こういう結論を既に委員会で申し上げた段階になっておりますので、それをおいて、部会を開くかどうかということには、私はそういう方向を取りませんでした。これからあとの115ページ以下の議論は、ですから、そういう結論をどう委員会が受け止めるかという方向へ話が行っていると、こういうふうには私は議事録の中では理解しておりますが、どんなものでございましょうか。

宮澤委員

いいですか委員長。私はですね、今、一番の問題になっているのが、全員一致でもって答申をしたとか、それから、検討委員会はひとつでもってこういう方針を出したとか、そういうようなご意見が盛んに言われているんですが、委員長、これは全員一致でもって、答申を、意見でございましてということで、答申されたんですか。

宮地委員長

私、その言葉自身、よく覚えていないのですが。メモを取ってありませんので、私は要するに、委員会のこういう結論、こういう答申を出すということについて、皆さんの一致を頂いたと、こういうふうには申し上げたかも知りません。その辺、具体的なことは覚えておりません。但しその中には勿論、A案を支持する意見もかなりあったということは併記してございますので、その結論を全員が本当に認めたという意味ではないことは明瞭であると私は思っております。

宮澤委員

委員長、私はデュ-プロセスに対して、否定をする立場には立ちません。ですから、それはそれとして認めますが、ただ、私が一番言っているのは、そのデュ-プロセスの段階をしっかりと、委員長が的確に認識されておられるかによって、委員長から出られる言葉が大きく変わってくるということなんです。要するに、決定方式、それから、出された結論、現実問題として、そういう事実だったということは、一致ではないですよ。委員長、そこをどういうふうにとっておられるのか、これは非常に大事なところなんです。いろいろなところから部会の委員をされた方からいろいろ出ております。例えばですね、浅川の長野市長さんからは、こうやってあとで見ると、7名対7名で委員長が最終的に判断を下したような河川もあったではないか。それなのに、全員一致なんですとか、そういうようないろいろ様々のご意見が出ていますね。それもマスコミ紙上で、私ども承るだけですが、委員長のその感覚をしっかりと、ここでもって、皆さんにあの場から、私どもは委員長が、私は7月25日に、今日開くということは賛成しておりますから、その間の空白についてとやかく申すことはしません。ただですね、要するに、お考え、感覚、そこがどこにあったのかということがですね、もう既に部会員の皆さんからも、他の方からもいろいろな形で出ている。あの6月7日の日にこれはいろいろな立場の人達の名誉の問題もあるので、総合的に判断した、その材料、資料については、例えば、これは一切表に出しませんということで、私どもも、多くの皆さんが請求したにも拘わらず、委員長、お出しにならなかった。しかし、その後、公開されたということでもって、私どものとこ

ろに送られてきた。委員長、そのこのところも含めてですね、委員長の先を読む判断の、要するに、判断される判断力の基礎が本当に的確だったのかどうかということも、今、部会員の中からも、そういう意見が出ているということは、委員長、事実なんでございますよ。ですから、委員長、そのこのところの判断が、一番、大事なところでありまして、取りまとめをされて、それで大きく動くんです。そのこのところによって、いろいろな政局も動く。そこら辺のところのポイントも委員長、しっかりと、ご認識されてかかっているかないと、この検討委員会も部会もあり、それからこれを答申された県の方の立場もある。ここら辺を十二分にご理解をして、この法に基づいた、このこのところの答申内容については、していかないと、委員長には、大変だと思っておりますが、その位注目されている検討委員会であります。ですから、本当にそこら辺のところも含めて、もう一度、いくつか今申し上げました点につきまして、委員長のご認識と、その時の言葉、今私は初めて、委員長は答申された時に、部会は開かれないものだという事は思っておりませんでしたということは、今委員長から、最初の時にお話をお聞きしました。

宮地委員長

議論の途中では、と申し上げたつもりです。議論の途中で、14回のお話をご返事してよろしゅうございますか。

宮澤委員

それぞれのところにご答弁をお願い致します。

宮地委員長

私、今伺っているのは2つだったと思うんですが、まず全員一致で答申をしたと、こういうことでございますね。それは、私が全員一致だと申し上げたか、私ちょっと記憶が無いんですが、とにかく委員会の答申をこういうふうな形で書くということについては、皆さん方のご合意を頂いた。そういう意味で、答申は一致をして出しました。但し、その中には、勿論、全員が答申の案を、案に賛成したということは、私は当然考えておりません。というのは、A案を支持する意見もかなりあったことを附するという事も書いてございませぬので、それは当然、ご理解頂けることだと思っております。答申書の書き方について、こういう答申を書いて出すということについて皆さん方の合意を頂いたと、そういうつもりでお答えをしたつもりでございます。もうひとつの話は、その元になりましたところの委員の、各委員から出されました意見書の公表ということでございませぬ。それは、あの段階では、私は、各委員の中に、まだご自分は、そういう公表するつもりではないとおっしゃった方がおいでになりましたので、それを公表するという方法は取りませんでした。但し、それは公表ということではなしに、委員の方々にはご覧頂いて結構ですから、回覧もしてもいいし、見に来て頂いて結構だと、そういうことを申し上げました。それは、まだこの問題、議論している途中だったから、その段階で公表することは適当でないと、私は考えましたし、委員の中からも、そういうご意見もあったと思っております。その後、公表致しましたのは、いろいろな複数のところが、そういう情報の公開の、県の情報公開の条例にしたがって、開示を求めた。そういう請求があったと伺っております。それに対して、県の方のご判断は、もう既に答申の結論が出て、答申をされた段階であるので、その答申を書くのについてのひとつの判断資料となった材料であるから、これは個人が反対の意見をもっているとしても、公開すべき文書であると、県の方の情報公開条例ですか、そういうものに基づいての見解をお示しになりました。それで、県の方は公開したと思っております。ですから、その件に対しては、そういう措置は取られましたということを確認のために、前もってご通知を申し上げた次第でございます。以上でございます。

宮澤委員

委員長、私が申し上げていることは、その経過の報告ではないんですよ。そのことについては、竹内さんから、これまで公開にしてきて、公開を原則にしてきて、というふうなお

話はその時の会場の中であつたと思うんです。私も間違っていたら、竹内さんに聞いて頂きたいと思うんですが、それは委員長のやっぱり判断ミスですか。そこをちょっと分からないもので、もう一回、そここのところ。経過が、私どもその時に、竹内さんからもそういう話が出てきて、公開すべきだというご意見も出た時に、委員長は頑なにそうされなかった。それで、ちょっとよく分かりません。あの時の竹内さんの質問のところがよく分かりませんので。

宮地委員長

公開をすべきだというご意見ございました。竹内さんもおっしゃいましたし、風間さんもおっしゃったと思っております。それに対して、公開すべきではないという意見もあったということでありまして。それで、私としましては、先程、申し上げましたように、それぞれお書きになった委員の中で、まだ、そういうつもりではないとおっしゃっておられる方がありますし、それから、議論の途中ですから、その内容を公開するというのには、私は賛成をしませんでした。そういう判断でございます。私が判断したことでございます。

宮澤委員

委員長、今そういう判断をされて、それでその後、公開をしなければいけなかった。法律的には公開しなければならなかったから、公開したんだ。委員長のご判断、その時のご判断、今でもそれでよかったと思っております。決定に至るまでの経過。

宮地委員長

私は、審議としましては、審議の途中では公開するのは適当ではないと判断したことは、まだ間違っていないと思います。しかし、そういう答申がもうちゃんと固まってしまったあとで、その判断資料となったものは、公開すべきが適当であるという県の方のご見解、これもあとから了承致しました。つまり、その間には、答申書の結論をまとめて答申を出したと、こういうことが途中に存在しているからでございます。

宮澤委員

委員長、では、その時に委員長は、それぞれの検討委員の声、顔、そういうようなものを全然、思い浮かべにならなかったですか。その問題について、これだけ論議がされて、公開すべきだというような話になってきた時に、委員長はしないという判断をされた。それから、今、そういうふうになるということだから、公開した。これは私がそうだったから、公開した。そういうことを全部指摘した委員の人達とか、様々な、そここのところについては、委員長、何にも思いませんでしたか。委員長のご判断で、そうか、それだけですか。この検討委員会のあの時の、検討委員会のそれぞれの内容については、委員長、何にも思われませんでしたか。

宮地委員長

私は両方のご意見があつたということは、考えております。

宮澤委員

もういっぺん言います。委員長、その時に委員会の委員の皆さんの顔について、何か、そのことにしようとか、何かこういうことが来ているけれども、こうだとか、そういうようなこととか、そういうような委員会の、要するに、経過を踏まえた上での委員長としての委員会のこれからの存続を含めた意味で、あの部分は委員長が非公開にした訳ですから、そのことについて委員長は何にも、そのことが出た時に、何にも思われなかったですか。委員会の委員に対して。

宮地委員長

私に対する質問でございますが、私がお返事、一応してからと思っておりますが、どうでしょう。

私はあの段階では、やはり公表するべきではなかったと、今でも思っております。しかし、そのあとで、公開の要求が出て、それに県の方がそういうふうなご判断を下したことにについては、答申を出したという違う段階を経ておりますので、私はなるほどというふうに今でも思っております。

宮澤委員

それでは、確認、委員長、させて頂きたいと思いますが、委員長はまず検討委員会の答申がされるということになると、部会のメンバーが、部会というのは開かれないものだというようなことについては、答申の段階ではご存知なかったと、こういうふうにおっしゃられました。これは私も委員長がそうであったと、私も信じております。私は、意識的にされたというのであれば、これは委員長、ちょっと失礼ではないかなと、こういうふうに思っておりました。しかし、委員長がそのことをご存知なかったということになれば、私はそのことについては、委員長を追及することは思っておりませんでした。それは、誰でも間違いといいますが、知らないことがある訳でございますから、それは委員長、そういうことは、私はそのこと申し上げるつもりはありません。委員長から、そういう話があった訳ですから。あと、もうひとつの確認ですが、私は全員一致といいますが、一致してということとは、例えば、出た結論に対しては、それはいつまで経っても反対だ、反対だと言ったって、これは私、仕方の無いことだと思うんですね。出た結論は事実ですから。この前も、五十嵐先生がおっしゃられたように、事実は事実としてということで、私もその時に、五十嵐先生から言われた時に、そのことがありましたので、事実は事実として認めました。これは今でも変わりません。ただ、要するに、一致してということとは、その表現はこういうような場合は不適切ではないかと、こういう意見を添えさせて頂きます。私ばかり喋ってはいけませんし、この問題では、進みませんので、ここでひとつ、この問題は切りたいと思えますけれど、委員長、そこだけは、一致してという判断が私どもと委員長の一致してという判断と、若干、違うような気がするんですが、私は事実は事実として認めますよ。それはあれなんです、そのところだけ、委員長もう一回、お話を頂きたいと思っておりますが、委員長のご見解を。

宮地委員長

今、宮澤委員がおっしゃったように、私は全員一致というのは、B案を支持するというのが全員一致であったという意味ではないつもりでございます。ですから、その辺については、誤解して頂かないようにと思っております。それから、ちょっと待ってください。委員会の意見の公表についてはいかがですか。私の意見でよろしゅうございますか。宮澤委員。

宮澤委員

これ以上言いますと、いろいろあれしますから、結構です。

宮地委員長

関連したことでございますか。はい。

浜委員

今、宮澤委員から全員一致というお話がございましてね、私も非常にこれは心外な問題だというふうに思っております。特に、6月の議会におきまして、ここに議事録があるんですが、前知事がこういう言い回しをしているんですね。「議員提案による条例に基づいて設けられた委員会の場で、満場一致でまとまった答申を尊重し、今回示した枠組み」云々となっているんですね。その前段に、私の県政運営を独善的だと議会の多数の皆様が、評されること、それ自体は言論の自由であります、しかしながらと」いうことで続けているんですね。これを一般的に聞いた場合に、これはそこに出ている議員も、全てが満場一致でこのB案を決定されて、なのに議会はそれに対して反対したというふうに、当然取ると

思うんですね。私ははっきりその辺は委員長にお伺いをもう一回しておきたいことは、そういう趣旨で知事に申し上げたのではないという、今委員長のお言葉ですが、そうしますと、知事は委員長のそうした答申に対する伝達をされた部分の中で、彼自身が脚本をしたのか、或いは、間違っ取ったのか、この辺はいかがでしょうか。こういう答弁に対して、私は大変重要な問題だと思いますよ、委員長。そして、その問題は各マスコミ、テレビでも言っているんですよ。笑いごとではありませんよ。これは。

宮地委員長

笑いごとというより、私はそれに対するご返事は先程、宮澤委員のご質問に対してお答えしたのと同じでございます。というのは、答申書は既に公表されている訳であります。ですから、その答申書は皆さんの意見の一致で出した。その中には、要するに、ダムなし案、率直に申しまして、ダムなし案にみんなが、全員一致だということは、絶対に言っていないはずでございます。それは答申書をお読みになれば、分かることでございます。従って、今の浜委員のご質問に対しては、私は宮澤委員に対するご返事で済んでおると、私は思っておりますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

浜委員

そうしますと、委員長にお伺いしますが、今の言い回し、これは知事が脚本されたとお思いでしょか、それとも勘違いをされているとお思いでしょか。

宮地委員長

というより、答申書をよく読んで頂ければ分かると思っておられるのではないでしょか。知事がどういうつもりでおっしゃったのか、私には判断できませんけれども、私が思うところでは、全員一致とおっしゃったとすれば、答申書を読んで頂ければ、ダムなし案に全員一致であったというふうには、理解しないのは当然だと思っております。よろしゅうございますか。それでは、まだございますか。はい、どうぞ。

竹内委員

あとの方で論議するというので、話の推移を見守っていた訳でございますけれども、今、公開の話と、この間の言ってみれば、検討委員会の答申を巡るあり方について、いろいろ話がありました。いずれにしても、これは委員長の見解を求めよということで申し上げるつもりはないんですが、それぞれの委員の皆さんが出した意見について、あの時に非公開とした。検討委員には見せましようとして、こういうお話がありました。しかし、私申し上げたのは、今までせっかく、この検討委員会が積み上げてきた、いわゆる答申書でも評価しているプロセス、特に公開をして、審議をし、資料も傍聴者の皆さんも含めて公開をして、本当にひとつのモデルとしてやっているんだということでありつつ、なぜ最後にそうなってしまったのかということをとて残念に思ったから、前回お話申し上げたんです。それが結果的に客観的な評価として、情報公開条例で、請求が出れば、それは公開に値するものであるという判断を第三者が行ったということでございまして、確かに、この検討委員会自体は、検討委員会としての中で決めながらやっていけば、それは済むことであるんですが、例えば、多数決であろうがなんであろうが済むことではあるんですが、ただ、評価しながら、やっぱり、それが結果的にこの検討委員会の出した方向が支障があるということで、情報が公開されないでやられたということについては、それを公開していれば、審議に影響をあたえたのかどうかというようにも取れる部分もある訳ですね。ですから、そこは、率直にお互いに検討委員それぞれも今回の中で、不十分な点はお互いに率直に反省しながら、今後、この会をどう発展させていくのかということを考えて頂きたいということがひとつです。もうひとつは、従来、特に、この検討委員会としては、基本高水について、大分時間を掛けてやってきた経緯がございます。それについては、最後までもめたこととございまして、私自身も、なぜ基本高水下げることについて反対したのかというのは、それは前にも申し上げたとおりでございますけれども、ただ、結果的に、説明のあ

った枠組み案というものは基本高水を従来のダム計画と同じ基本高水をもって採用するということが出た訳ですよ。ですから、言ってみれば、この検討委員会がそれぞれの審議を尽くしながらやってきた、その結果に対して、またそれとやっぱり違う見方として、いわゆる前知事の判断をされたということなんですね。これについてはやはり、今後の検討の経緯の中で、お互いに率直に受け止めながら、やっぱり、この会としてどういう審議の在り方が適切なのかどうかということをお互いに気持ちの中に肝に銘じて是非やって頂きたいということだけ、ちょっと私は意見を求めません。意見というか、委員長に言っている訳ではないですけど、私の意見として申し上げておきたいというふうに思います。

宮地委員長

これはご返事した方が良いのかよく分かりませんが、竹内委員の前段に話されたことは、前回の委員会、14回の時に、竹内委員、ほとんどそのままのご意見おっしゃられたことは、私もよく存じております。それに対して、一方こういうことで、公開してどうするんだという話も、ご意見も出て、その上でこういう判断に至ったと、これは経過としてはご理解頂いけると思います。それから知事の方が、新しい案を作ったと、これはちょっと私どもには推測ができないところがございますが、むしろこれから作られる、いわゆる知事の枠組み案の肉付けと申しましょうか、そういうことをやられる中で、我々の考えていたことはどれだけ実現するのだろうか、或いは、答申の筋がどの程度活かされるか、そういうことはまたこれから私どもも検証していかなければいかんことではないかと、私は思っております。以上でございます。

宮澤委員

最初の問題に戻ります。説明されたことについて、資料1の1の問題、よろしゅうございますか。私、先に言い切らせて頂きます。また他の人、意見あると思います。私、砥川の方をやってきた立場としまして、これは幹事会の方にお伺いを致したいと思います。まず、280にお決めになられたことにつきましては、そのことにつきましては、280に決められたんだと、こういうふうに思ったところでありますけれども、一応、砥川部会の方では、それぞれの280の場合における代替案をあらゆる角度からやりました。私も高田委員さんもそうでございますけれども、泊まった日には、朝の5時ごろに起きまして、現地に足を運んで、そのところでもって、具体的に遊水池は、例えば、シシバイ岩のところはどうだろうか、そういうようなことも検討をし、また、利水の問題については、横河川の上流まで行ったりして、それぞれ調査をしたことを思い出します。そういう中で、この280の代替案、それぞれ幹事会の方では、大変熱心に夜遅くまで、真昼の星のようなご努力をして頂いて、それぞれの代案を検討をさせて頂きながらやって参りました。この状況の中で、この今の流域対策を含めた検討案がいつになるのか、それから、先程、その2でもって発表されました治水、利水の班ができたそうでございますが、なんか今聞くところによりますと、利水の班長さんは、長期海外出張だそうでございますけれども、要するに、ここのところの私、新和田トンネルの取水の問題のこととか、そういうような問題については、早く関係者と話をしてくださいと、こういうような話をしておりますが、その利水班だけでも結構でございますから、今後のそのところについては、課題もひとつのところが出ている訳でございますけれども、これについては、いつ、具体的なテーブルにつくような段取りで、もう会議も何度もやってらっしゃるということをお聞きしていますし、それぞれやっていると思いますが、そこら辺のところ河川管理者、道路管理者との打ち合わせは、いつ、どのように行われて、現在どのようになっているのか、そこを含めて、この2点について、まず幹事会の方にお伺いを致します。

宮地委員長

はい、お願い致します。

青山幹事長

今、私どもの方で、梓組みにつきましてはですね、答申を頂いたあと、先程申し上げましたけれども、何回も土木部長を含めて、土木部と何回も協議する中で、それで梓組みというのは決まってきた訳ですが、具体的にいつかということになりますと、一般質問が始まる前日に基本的に、梓組みを、こういう梓組みでいこうということを経最終的に知事のところで決めて頂いたという、こういう経過でございます。それから、そのあとの利水の関係なんです、先程申し上げましたけれども、それぞれ3つの班を作って、その中の利水班ということでありまして、それにつきましては、今、水需給等についての事務的な検討にもう入っております、今、ご質問ありました、では具体的に、いつ、その協議を進めるかということにつきましては、まだ未定でございます。とりあえず県としての考え方を先にもたなくては行けないと、それが優先しなければいけないということで、その詰めを行っている段階でございます。以上です。

宮澤委員

委員長、まず砥川部会で、部会の人達が相当力を入れて検討、高田先生なんか一番ご苦労頂いたんですが、その代替案をどういうふうに扱われるのか、そのことについてこれは河川課長の方がいいのかもしれないませんが、河川課長、改めて、プロとして伺います。それから、利水の問題について衛生部長が担当している訳でありますけれども、こういう水道の考え方、そこまで長野県が、ましてや、岡谷市、それから長野市の水道関係の許可者は国でありますけれども、そのところにはどういふところまで踏み込もうと考えてられるのか、基本的なスタンスだけでも結構でございますから、幹事会の中でこれ衛生部ですか、来ていたら伺いたいたいんですが。

宮地委員長

それについて、ここでご返事を頂かなければいかんのでしょうか。つまり、私はちょっと感じるんですが、これはやっぱり新しい知事が、どういふふうに進捗するかいいろいろお考えでございませうけれども、新しい知事が改めて判断することでございますよね。

宮澤委員

それは誰のご判断ですか、今、取り上げないんですか、委員の意見を。もう一回、申し上げます。委員長としては、委員から出ている…。

宮地委員長

この委員会の話として、今、妥当であろうかどうかと私は思っているからでございます。どうぞ。

浜委員

それは我々が今までずっと検討してきた問題を県が判断したんですよ。そのことに対して、我々が幹事会にそれを質問して何がいけないんですか。おかしい話ですよ。

宮地委員長

そうでしょうか。私は判断を間違えたか。どうも、そういうご意見が強いようですが、はい、お答え頂けますか。

青山幹事長

その部会でのですね、280m³/秒ということで河川改修案というものが出ましたことについては、ご指摘のとおりでございますけれども、私どもの方とすれば、6月7日に頂いた答申書に基づいて、しからは、河川管理者として、この答申書を理解し、そして尊重していくには、どういう形が良いだろうということを前提にして、今回、梓組みを決めた訳でございます。そして、その梓組みの中で、河川改修部分につきましては、先程申し上げましたけれども、1/50の確率を優先した河川改修をまずやっ行って行こうというのが、

先程の8割の部分ですよ。2割については流域対策をやっていくという、こういうことを前提にした枠組みを作って対応すると、こういう形でまとめたものでございます。それから利水関係でございますが、それはいろいろな関係で、その国の方の権限とか、いろいろございます。それはそのとおりでございます。私どもは、そこら辺のところは、答申書にも先程申し上げましたように触れている訳ですよ。そういうことをちゃんと含めて対応しなさいよということは答申を頂いておりますので、そこら辺のところを含めて、それぞれ協議ができるような形にもっていきたいという、こういう考え方でございます。

宮澤委員

委員長、ご質問に答えて頂かないので、しっかりと、幹事長、総務部長ですから、全体的なことを見てらっしゃって、それは大変だと思いますので、それぞれの担当のところからご意見を頂き、その為に今日発表されたんだから、それぞれの利水班、それから、幹事会でちゃんと来ている訳ですから、利水班、それから流域班、それから、今の3つの班、班からそれぞれの活動状況とそれから内容について、もしあれだったなら、私は言って頂かないと、どういうふうに部会でやってきた検討審議をどういうふうに扱うかということの答えが出ていないんですよ。私、そのことをお聞きしているんです。私、いろいろな今の状況のことをあれしている訳ではないんです。部会で、検討委員会として、部会でやってきた検討審議を、それなりのお金を費やしてやってきた訳ですから。そのことをどう、私はプロセスをどういうふうに見るかということをおっしゃっているんですよ。お願い致します。

青山幹事長

私どもは、要するに、部会の報告を含めて、この検討委員会で議論されて、答申書を頂いた訳ですよ。だから、部会でされた議論というのは、当然、この検討委員会で議論されて、その集約として答申書をもらっている訳ですよ。だから私どもは、この答申書を基本にして、どういう判断をしていくかということ、先程述べた判断をした訳です。

宮澤委員

もう一回、申し上げます。委員長。私が申し上げている、例えば、砥川の280、この280について、部会全員が、それに掛かって、大変なエネルギーを注入して、ここの代案をみんなで考えた訳ですよ。その考えた案をどうするのかということをお聞きしたんです。だから答弁が違ってしまうものですから、どんどん違ってしまうようになりますが、私はこの部会での審議の代案をどういうふうにかえるかということ、私は河川課長にお聞きしているんですけど、おかしいでしょうか。

青山幹事長

いいですか。部会で議論されたことについては、そのとおりでございますが、私どもとすれば、再三、申し上げていますが、そういう議論を含めて、この検討委員会で、長時間にわたって議論して頂いた訳ですよ。部会報告を含めて。そして、そういう部会の中で議論されたことも含めて、ここで議論されて、最終的に取りまとめて頂いた訳ですよ。だから、私どもとすれば、それを基本にして対応するということが、これは原則ではないですかね。

宮澤委員

委員長、原則にするということで、承りますと、部会でやった280m³/秒の代替案、これについてどういうふうにお考えですか。

青山幹事長

それは私どもの方でどういうふうにかえるかと言われても。

宮澤委員

これは私も素人ですけれども、これはプロに聞いているんですよ。土木部が自分達で、これに参加してきた訳ですから、その責任者である河川課長に、私は答えを求めているんですが、河川課長ではいけませんか。委員長。

青山幹事長

河川課長からでもいいですよ。ただ、280の河川改修については、幹事として、こういう課題がありますと述べている訳ですよ。その部会の中で、幹事として、こういう課題がございますということ、再三に渡って、河川課長も含めて、述べている訳ですよ。そういうものを議論した上で、部会報告がされて、この検討委員会で議論されて答申をもらった訳ですから、そういうものを全部含まれた上での答申だと私は思っています。

宮地委員長

河川課長、お答えありますか。

大口河川課長

部会の時の案について、どういうふうにやっていくかという話ですけど、砥川については、先般、詳細な測量に入るということで発注が終わって、その測量と、それからとりあえず8割ということが出てきていますので、その検証も含めて、作業に入るところでございます。それで部会の検討した材料についてどうされるんだという質問だと思うんですけども、それについては、河川改修とすれば、今のところ約220m³/秒ということで出てきておりますので、それを200、280の図面は確かに、概略の図面でできています。それも参考にさせて頂く中で、これからの川作りということでやっていきたいと考えております。

宮澤委員

委員長、そうすると部会でやった、それぞれ検討した280m³/秒の処理方法について、つまり、どうやって総合治水していくかという問題については、これは十二分に理解をしてやっていくということですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。お願いします。

大口河川課長

ですから、先程幹事長の方からも言いましたけれども、要は答申を受け、知事の方から枠組みが出ましたので、それを含めてやっていきたいというふうに考えております。

宮澤委員

委員長、280で出した案は、ひとつは、あの3つの案の中で、みんなで検討して、いろいろな形の中で、あそこに絞ってきた訳でありますけれども、その経過、参画した土木部の責任者として、あの案の他に当時、思い付いたものがあったということなんですね。

宮地委員長

はい、どうぞ。

大口河川課長

当時280m³/秒と出た案につきましては、河道だけでどうだということで検討された経過は承知しております。

宮澤委員

委員長、そうではないでしょう。私は放水路案を検討をしっかりとやりました。それから、

遊水池案もどこに造るかということもやりましたし、ため池をどこに造るかということも一応、皆さんの中でいろいろな形の中で議題の中で決定にはなりませんでしたが、そういうような形もありましたけれども、河川改修だけでやった訳ではないと思うんですが、どうのご認識ですか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大口河川課長
当時、280m³/秒の河川改修ということですがけれども、今回の河道での持ち分は正確にはこれから検証しますけれども、220m³/秒についてということで進めていくべく、今、詳細な測量、設計に入るところでございます。

宮澤委員
委員長、そうすると220m³/秒で残りのところの代案も考えていると、こういうことですね。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大口河川課長
それにつきましては、ご存知のように、流域対策班という班もありますので、そちらと連携をとりながら進めていくということでございます。

宮澤委員
委員長、そうすると、280m³/秒を220m³/秒、流域で流す。その時に他にその残りの60m³/秒を対応すると、こういう案は土木部としては、みんなが一生懸命、部会の皆さんが知恵を出す時に、もっておられたんですね。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大口河川課長
ですから280m³/秒、そのものではなくて、そういう知恵をもっていたかということでございますけれども、ありませんので、これから検討していくということで進めておる訳でございます。

宮澤委員
分かりました。私もその時にもっていなかったなら、それでいいんです。といたしますのは、あれだけ一生懸命にそれぞれの委員が部会員が一生懸命、知恵を出した訳ですから、その時にそういう案をもっていて、何もやらなかった。何にも出さなかったということなら、大変な問題ですよ。ですから、部会の人達に申し訳ない。だから、その時には発表するような案は当時なかったんですね。考えられなかったんですね、プロとして。

宮地委員会
はい、どうぞ。

大口河川課長
当時、そういう意味での280m³/秒に対する考え方はありませんでした。

宮澤委員

委員長、県民の重要な血税を受けて働いている県の職員として今までそのことについて考えたことはなかったんですか。

宮地委員長

はい、河川課長。

大口河川課長

私らとすれば、今、宮澤委員さん言われましたけれども、精一杯やってきたつもりでありますし、今後もまた精一杯やって、1日も早く、治水安全度の向上を図って、県民の1日も早い安全で、安心した暮らしができるように進めて参りたいと考えております。

宮澤委員

委員長、お気持ちはよくわかりますけれども、もしそういうようなことで、精一杯住民の皆さんに説明責任を果たしたり、今まで本当にしっかり、そのところでやってきたならば、こんなような問題にはならなかったと僕は思うんですよ。だから、もう一回、言いますけれども、本当に部会の審議、部会でもってみんながそれぞれやってきた内容、こういうようなものをしっかりと受け止めて、やっぱり、代替案が作られなければならないと、私はそういうふうに思うんですよ。そのところだけは、しっかりと、私は今、まだこれからだということでございますから。もうひとつ、これは注文でございますけれども、利水の問題、ここは特に利水の座長、県の職員の人達が仕事をすると、そこから、自分達に有利な資料を出してくるのではないかとということで、わざわざ民間にお金を出して、そしてやった訳ですよ。この間、知事の答弁から聞いていますと、またもう一回、今度は自分達でもってそれをやりますと、こういうような答弁で、ここでの時はなるべく、県という立場から、なるべくみんなタッチしないという立場でもって、民間の正しく冷静な判断に任せようということで、外注したのに対し、今回の知事の答弁は県でもって、今度やりますと、こういう答弁をこの間しておりましたけれど、そのことについては、利水ワーキングの座長としてどういう考えか、私、お聞きしたいと思いますがどうですか。

宮地委員長

どうぞ。

浜委員

今、私の方に振られた訳ですが、宮澤委員、おっしゃったように、公平性といいますか、透明性を保持する為に、当委員会のご許可を頂いて、いくらかちょっと忘れちゃったけども、大きなお金をかけて頂きまして、それで、いろいろな理論的なことに基づく数字というものを出してきてきた訳なんですね。ですから、利水ワーキングの皆さんも、或いは、この検討委員会の委員の皆さんも、その数値については、相当信頼的なものがあるのではないかと私は思っておりますので、前知事からそうした発言があったことに対して、もう一回裏付けを、もし県の方で取るというのであれば、それも結構ですが、1億8000万円をかけた検討委員会でやられたことですから、是非、それを有効に利用して頂きながら、また同じことにお金をかけるということではなく、有効に利用して頂くということが、まず大事ではないかと、こんなふうに思っております。

宮地委員長

私、口を挟むことではございませんが、いろいろな調査というのは、別に浅川、砥川だけを調査した訳ではございませんので、9河川についていろいろやって頂いている訳で、あのデータというのはそれなりに貴重なデータであると思っております。

宮澤委員

最後までございますが、あまり、私だけ言ってはいけませんから。

宮地委員長

そろそろ切りにして頂きたいんですが。

宮澤委員

結構でございます。おっしゃること良く分かりますので。私が今申し上げているのは、何か、心機一転でこれからスタートだというようなお話がございますが、私どももこれをする時に20年来この河川にずっと伝わっている住民の思い、それから、それぞれの経過、こういうものを尊重して、私は今でも砥川、命の問題でありますから、両論をここへ出しました。このことは自分で良かったと思っています。誇りに思っています。そういうような形の中で、部会審議、それから検討委員会の審議、それぞれこのところでは本当にピンの落ちる音も聞き分けるような想いで、デュープロセスで積み重ねてきた経過だと思えます。そういうような中で、相当民主的に開かれてきたと、私は確信しております。それが、変なふうなところで折り曲げられるのではなく、やっぱり、しっかりとこれについてですね、尊重してもらいたい。それと、私どもも、何か一部マスコミの皆さんに、私が次の週欠席しますと言ったら、ダム推進派の県会議員は終わったら次に出なかったとか、こういうような非常に残念なマスコミ報道がされています。そういうような、その問題だけで済まされてしまうと、本当に不幸だと思うんです。今、ここで県会議員5名おられる中で、4名はダム推進派だとか、そういうようなレッテルを張られて論議をしてしまいますと、非常に何の為にここまで公平にやってきたのか。そういうような問題が非常に残念でたまりません。そこら辺のところも正しく、デュープロセスを検証する中で、やっぱりその時その時に流してきた汗というのは本物だったんだということで、宮地委員長、是非とも、そこら辺のところも胸を張りながら、そこら辺の経過も十二分に腹の中において進めて頂きたいなど、こんなふうに私はちょっと思って、今回の1の1、1の2の資料を拝見させて頂きました。以上です

宮地委員長

承りました。ありがとうございます。話は私が考えていたことよりかなり先に入り込んでしまったような感じも致しますけれども、では、以上で今のことについてはよろしゅうございますか。各部会の、何か。

大熊委員

1の1と。

宮地委員長

1の1と1の2のことにに関して何かご質問がございましたら

大熊委員

私も若干質問。この県が示した枠組みの考え方でいきますと、基本高水の流量確率というのは、カバー率100%を取ったものであるということが前提になっている訳ですよね。私はここで提案している浅川の場合ですと330m³/秒、これも雨量確率でいけば、1/100のもとで計算されたものであるというふうに認識がある訳ですよね。だから、今までそういう認識の中で、この330m³/秒も1/100の確率のもとで計算されたものだという考え方でずっときた訳ですけども、この議論ですと、360m³/秒が1/50の確率であるということ、限定されてしまっているということになってくると、今後、他の河川での議論も非常に基本高水については、一定の枠組みというか、制約が掛けられたという形になるのかなというふうに感じております。この点は、流量確率は本来、実測の流量の中で確率が計算されるべきであると考えておる訳でありますけれども、ここではちょっと論理的には、カバー率100%のものが、その流量確率なんだという形になってい

るところに私は問題をちょっと感じます。それで今後の部会での議論にもこれがひとつの制約条件として掛かってくるのかなということ、今後どういうふうに議論を展開したらいいのか、私としては基本高水の議論がやりにくくなったなという感じをもっております。今後どうしていったらいいのか。今日初めて正確にこのペーパーを見せて頂いて、今まで新聞での議論しか見ていなくて、この8割というのが1/50確率であるという、そのところの真意がよく分からなかったんですけども、今日、一応、県の考え方は分かった訳ですけども、本当にこれで良いのかなという気は未だにしております。とりあえず、感想だけ述べておきたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

また、あとの議論の中でも思ったんですけども、今、その答申と県が示した枠組みの中で、先程、竹内委員の意見もありましたけど、基本高水問題のことで、大熊委員からご発言ありましたので、私の受け止めについて簡単に発言させて頂きたいんですけど、私もこの間、枠組みが示される以前に議会が始まる前ですが、砥川部会にお見えになった田村専門官のご見解など、国土交通省に検討委員会として私達が出した質問に正面からお答え頂けなかったという状態がありまして、そのお答えを頂かない中で、議会を迎える訳には私もいかないということで、6月13日に国土交通省にお邪魔致しまして、基本高水問題での見解について伺いをしてきました。簡単に申し上げて、結論ですが、河川行政全体が今大きく変わろうとしている中で、国土交通省自身が、こう申し上げては多少失礼にあたるかもしれませんが、極めて矛盾した見解と実際の施策をとっているところから、やっぱり、各県で矛盾が出てきているんだなと思いました。簡単に言いますと、例えば、浅川で450、砥川で280というような従来立ててきた河川整備計画による基本高水をいろいろな社会情勢の変化や検証の中で引き下げるといふ事態を余儀なくされているという動きが全国的に多い訳でありますけれども、現時点での国土交通省の見解は、一旦立てた河川整備計画による基本高水の流量を引き下げることは基本的には認めない。かなり合理的な理由が無ければ認めないとおっしゃっておりながら、自らが中止をしたダム計画を含めて、実際には、その基本高水流量よりかなり低い暫定計画の整備目標、計画高水を設定して、その整備でよしとしているという状況なんですよね。これは認可の問題とか、現時点での問題に、いろいろ矛盾をもって係わってくる訳ですけども、そうしますと、一旦設定した基本高水流量の整備目標にいつまでに到達できるのかというのは、現実にはそれより低い整備目標を設定をして、河川整備などで対応して、ダムを止めているところがどんどん増えている訳ですから、矛盾があるのではないかとということをお尋ねしましたら、あくまで、それは将来目標であると、将来目標が今すぐできなくても、それは別の問題であると、つまり、ダム計画で対応しなければ呑めないということであった流量について、実際に引き下げを行った違う計画、つまり河川改修を中心とする計画で対応するという、その方法論は別の問題であって、将来目標をどうするか、例えば、浅川の450、それから砥川で280とするような、一旦設定した基本高水をいつクリアーするのかということについては、おおよそ30年くらいのスタンスで、30年後の将来の人間が考えていくことであるというのが、私達からお聞きしますと極めて矛盾した結論ですけど、現時点での国土交通省の一応正式な見解ということで、そういう矛盾をもった中で、個々の対応をされている訳です。ですから、今度の議会でもかなりこのダム計画中止後の代替案を、いつ、どういう手順を経て、どれだけの時間をかけて、具体的な河川、新しい河川整備計画に仕上げていくのかという問題については、いろいろ具体性がないとか問題になりましたけど、各県のこの間中止したところでは、やっぱり、ここの検討委員会のような多かれ少なかれ、流域検討委員会なるものがおかれているところがかなりある訳ですけども、お聞きした範囲では、例えば、2年前に中止になりました宮城の新月ダムについては、あそこの検討委員会の結論は、やはり、ここの検討委員会の浅川、砥川と同じように、検討

委員会としては基本高水の引き下げを答申しているんですね。しかし、それを受けた宮城県の知事はどういう対応をしているかといいますと、ダムを止めたあと、河川改修で対応していくという方針は出ているんですけど、基本高水をどうするかということは今なお、2年たっても宮城県での正式な結論は出ていないという、例えば、そういう状況なんですね。私は国土交通省自身の今の過渡期の対応の中で、各県がその矛盾を背負わなければならないという、そういう状況の中で、いろいろな矛盾が出ているなというふうに受け止めて、そういう中での今回の前知事が示しました枠組みというのは、現時点での極めて、現実的な具体的な提案ということで受け止めて、但し、只今、大熊委員から提案がされたようなそういう意味での矛盾があることは確かですので、一番最初の宮澤委員のご質問にも係わりますけれども、今後の流域の検討に、これがそのまま当てはまるかどうかというこれからの議論の発展の中で、いろいろ具体的な対応も必要になってくると思いますので、今、一概には言えませんが、結論から申し上げますと、やっぱり過渡期の河川行政の中でのひとつの矛盾と受け止める以外ないかないという私の意見です。

宮地委員長

はい、分かりました。どうぞ。もうそろそろ切りたいのですが。

松島(貞)委員

資料1の1と1の2の枠組みですが、この資料を拝見したのは6月25日の議会で示されたものだと言うことでございますが、これを示した当の知事が県議会の場において不信任ということで、推進体制の本部長が不信任されたという、その事態を思うと、この枠組みについていろいろと今、ご意見がございましたけれども、報告としてお聞きはしますけれども、これについていろいろ意見を申し上げて議論すること、そのことの方がおかしいと思って聞いておりました。従って、当の県議会の皆さんもこの委員会にはおられるので、枠組みを示した責任者を不信任というような事態の中で、これはこれとして拝聴して次の知事がダムを造るという結論を出すのかもしれないし、分かりませんから、今日のところは、これはこれでお聞きしておくことで良いというふうに思っております。

宮地委員長

私もちょっとそのこと言いかけてたんでございますが、再度申しません。今にして思いますと、この答申の中に確定的な情報がないまま、現在に至り、このような困難な中で結論を出さざるを得なかった、と書いてある状況はまだまだ続きそうだというふうにご実感しております。いかがでございましょう。以上で、今の資料の1の1と1の2についてはよろしゅうございましょうか。はい、それでは大分時間を取りましたけれども、もうすこし、まだ時間がありますので、はい、どうぞ。

青山幹事長

幹事の任命ということで、角間川、駒沢川、清川、薄川の審議にこれから入りますので、現地機関の長が新たに幹事として8名、任命されましたので、ご報告致します。引き続き、委員会及び部会を補佐するということで、対応しますので、よろしく願い致します。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございます。部会に応じて、幹事を追加されるそうでございます。それでは次の報告に移りまして、部会が何回か行われておりますので、その部会の審議状況のご報告を頂きたいと思っております。順番でいきますと、郷土沢から行ってよろしゅうございましょうか。お願い致します。お手元の資料は2の2でございますが。

竹内委員

それでは郷土沢川部会の方からご報告致します。今お話のように、今、お手持ちの資料の

2の2をご覧を頂きたいと思えます。前回まで1回、2回についてはご報告してしますので、3回以降についてご報告申し上げます。第3回は5月24日、第4回は6月9日、第5回を6月18日、第6回を7月11日、第7回を7月18日に開催を致しました。この間、それぞれ利水についてワーキンググループ及び幹事の方からご報告を頂き、現状認識をし、他に中部森林整備局と郷土沢川上流の森林の整備状況を調査し、また芦部川橋から境橋までの河川状況の現地調査を交えながら論議をして参りました。いろいろとその中で論点整理を、この部会として行うべきことを、更に煮詰めまして、今後の計画的に審議をしていく中身を決定をして参りました。その中で当面、利水対策に関しまして、具体的な審議を行いまして、特に第5回、6回、7回と審議を通じて、具体的な利水対策に対する検証をして参りました。その中で、第7回のところご覧頂きたいと思えますけれども、利水対策案として、それぞれの委員の皆さんから出された意見に基づきまして、郷土沢ダムからの取水について、間沢川の表流水からの取水について、虻川の表流水からの取水について、日向山砂防堰堤からの取水についてということで、それぞれの皆さんから出されました案に基づいて、検証を行いました結果、以下、3点に利水に関しては今後絞って検討するということになりました。ひとつは郷土沢ダムからの取水について、2つ目として虻川の表流水からの取水について、3点目として地下水源の活用や将来を展望した新たな取水について、ということで、このことを最終的には、更に詳細に詰めた中で、最終的に部会としての判断をしていくということになりました。次回以降ですが、次回以降につきましては、洪水対策について、それから、土砂流出抑制策の検討について、森林の保全等について、それぞれ検討を行って、利水と同じように方向を詰めて参りたいというふうに考えております。なお、付け加えて申し上げますが、各委員の皆さんから今回、検討委員会の方に申し上げて頂きたいということ、一連の経過の中で話がございまして、検討委員会の方に反映させておきたいということで、私の方で申し上げておきますので、その意向を申し上げたいと思えます。今後、部会の審議の意向をできるだけ、検討委員会で尊重して頂きたいという意見が出されました。それから、今後の部会の存続のあり方について、検討委員会としての見解を示して頂きたいということがありました。以上2点、それぞれ委員の皆さんが出されましたので、今日の中で検討委員会にその趣旨を、お伝えを申し上げたいということで、申し上げたいと思えます。簡略で申し訳ありませんけれども、以上にさせていただきます。

宮地委員長

今の最後におっしゃったこともちょっとあとでこれからの他の部会もございまして、ご相談したいと思っております。すいません、私ちょっと順番間違いまして、黒沢川の資料が2の1にございました。ちょっと私、下になっていたものですから飛ばして申し上げます。高橋部会長、お願い致します。

高橋委員

黒沢川部会のご報告を致しますけれども、お手元に第1回からの審議状況が配布されておりますので、第3回以降について、要点についてのみご報告を申し上げます。現在までに7回実施しておりますけれども、第4回では基本高水ワーキンググループからの報告、第5回では森林ワーキンググループからの報告を頂きまして、それぞれ審議して参りました。今までの審議結果、部会として確認された事項を申し上げますと、まず第一点として三郷村の水道水源は当初計画された9600m³/日が必要であるということが確認されております。それから第2点として、基本高水流量は県の計画であります犀川合流点で215m³/秒が適当であるということでございます。第3点と致しましては、治水安全度は現計画の1/30が適当だと、以上3点について確認を致しております。利水についてでございますけれども、三郷村の水源確保の審議をするにあたりまして、水利権者であります三郷村の南小倉地区の黒沢水利組合というのがございまして、その組合長さん、副組合長さん、それから同じく雑用水組合がございまして、組合長さん、副組合長さん4名から部会にきて頂きまして、農業用水などについての説明とご意見を頂きました。そ

の結果、歴史的な経過としては、三郷村は昭和47年に地元の小倉地区で農業用水として利用している水を水道用水として4800m³分けてもらう協定を締結しております。それで平成3年度採択されました今回の小規模生活ダムに伴い、村に対し、意見書を提出しておりますが、村はそれらを踏まえ、水利権を確保しようとするものであります。両組合の考え方はこの計画がもし中座したり頓挫してしまったような状況の中で、これ以上水の苦勞したくないというのが本当の心情だ、ということでございました。また証人喚問にまで出されるなら、47年の締結を解約して、という切実なご意見がございました。減反についても6割から7割を余儀なくされているというご意見がありました。以上の意見を集約致しますと、歴史的な経過の中で、水利権の現状など現在の計画変更は非常に難しいなというように思われます。次に水資源確保で、地下水の問題が大きな課題となっておりますけれども、これも専門家の意見を聞くということで、株式会社サクセンさんの技術営業部長の井関さんをお願いをして、安曇野の地下水について意見を聞いた訳でございますけれども、要約致しますと適地で250m程度の井戸を掘削した場合は地盤沈下の心配はないでしょうと、また枯渇の心配もないだろうと、但し、慣用策を推進する必要がありますということです。一番、問題になっております、わさび田への影響については、いろいろな要因が重なって生じるものであるが、地下水を汲み上げることも、この要因のひとつであると考えられるというお話でございました。特に異常湧水の際は枯渇することもありますということです。また井戸の適地としては、広域農道周辺が標高の上限ですよということで、その下では井戸一本当たり2500m³/日から3500m³/日の汲み上げが可能だが、これより標高の高い地域では多くの水は期待できないと、恐らく数百m³程度でしょうというお話がございました。いずれにしても、地下水を利用する場合は詳細な調査が必要でありますよということでございます。以上の意見集約から地下水利用というのは、海拔の低いところでないといけないということでありますので、整備費やコスト面で問題が多いと思われます。第6回ではそれらを踏まえまして、南黒沢合流から万水川下流までの現地を調査をして参りました。それから、第7回においては、今までの審議の過程を踏まえながら、皆さんから代替案についてご意見を頂いております。これらを集約して、明日、第8回を計画してございますので、これらを整理していきたいと思っております。なお、環境についても技術者側からの報告を頂いております。また地質について、委員会の松島(信)委員さんをお願いして、報告をして頂きたいという要請がございまして、幹事会を通してお願いしているところでございますが、ちょっと日程が取れませんので、明日の部会にはちょっと出られませんけれども、次の回くらいまでをお願いをしたいなと、こんなふうに思っております。以上でございます。

宮地委員長

ありがとうございました。それでは、資料2の3の上川部会について、浜部会長、お願い致します。

浜委員

それでは上川部会についてご報告します。既に1回、2回の審議についてはご報告を致しておりますから、3回以降につきまして、ご説明申し上げます。まず3回は5月29日に行われましたが、この日は基本的に高田委員の方から基本高水のことについてのご説明、ご報告があった訳です、それを受けまして、第4回の6月15日ですが、高水問題に触れまして、高水の論議をしていますと、代替案というものに取り組めないのではないかと、或いは、砥川、浅川この両河川の部会等の進行を見ましても高水というものについては、この上川部会においては、とりあえず、棚上げをして、住民としてどんな川にしてほしいのか、何を保全すべきか、どの程度の整備水準を必要としていくか等のことの議論を進めてきた訳であります。ダムによらない代替案というものをまず優先して考えていこうということで、私の方から、或いは委員の方からその種になる代替案といいますが、素案を提出してきた訳です。第5回目は7月12日に行いました。この日は基本的にいろいろな資料請求の問題について、幹事より説明があった訳でございまして、更に3人の委員から

具体的な治水対策案の発表がありました。第6回が7月19日でございます。一番、ここで論議されましたのは、一番下に書いてあります、既にほ場整備が済んでいます水田、或いはこれからほ場整備が完成する水田に雨を溜めることができないだろうかということ論議をされた訳でございます。従って、上川におきましては、諏訪湖に注ぎ込む下流から上流までが大変、長い川でございますから、その川の側面における流域対策、そのひとつとしてほ場整備を済んだ水田に対するこれから論議がされていく訳です。更に現状の蓼科ダム予定地、これは県が96%ほど買収が済んでおりますが、この予定地においても農業利水の問題を抱えておりますから、これを多目的調整池というような形で、一部を利用して、河川からは引っ張らずに調整池としての役割で、できないだろうかというような意見もありました。それから、知事選が行われるということでございまして、公聴会を早くに開きたいということがありましたけれども、いろいろ調べて頂きました結果、事務局からは県の選挙管理委員会の見解を報告して頂きました。公聴会については、知事選終了後にした方がよろしかろうという選挙管理委員会の見解でございましたから、できるならば8月中にと思っておりましたけれども、9月にずれこんでいくのだろうかというふうに思っております。ご説明申し上げましたように、現在のところ上川部会においては、ダムによらない対策案というものをできるだけ具体的に検討していこうという前向きな形で進んでおります。上川におきましては、ご承知のように開発会社との関係もある訳でございます。当初は8月一杯ということで、部会報告を作成していこうということを目指していた訳です。しかし、この知事選との関係から、8月中の公聴会が大変難しいということでございますので、開発会社からは9月中に返事を頂きたいということでありますけれども、公聴会を9月に延ばさざるを得なくなった訳でございますから、我々として8月一杯の答申が難しくなったということ、ひとつご理解を頂きたいと思っております。次回の部会が8月9日に予定をされております。必要な場合においては8月下旬にも開催をして、公聴会に対する対策案等を詰めて、粛々とやっていきたいと、こういう訳でございます。なお、この対策案がまとまり次第、財政ワーキンググループで、財政の試算をしてもらうことになろうかと思っておりますので、時間的には、あまり余裕がございませんけれども、今の日程に沿いまして、幹事会の方々にも積極的な協力を頂きながら、ダムによらないひとつの流域対策を含めた治水、或いは利水の案を示していかなければと思っております。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。只今の最後の上川の方から、知事選に絡んだいろいろな問題があるということをご指摘を頂いております。これは多分、他の部会でも同じような問題があると思っておりますので、それをちょっとあとでご相談をしたいと思っておりますが、とりあえず、今の3つの部会のご報告について何かご質問等ございますでしょうか。ご質問はございませんようでしたら、只今の特に上川の浜部会長からお話ございました知事選と絡んだ部会、或いは公聴会の開催、そういうことについて、これは事務局の方から公職選挙法の関係もございまして、ご説明頂いた方が良いと思っております。お願い致します。

田中治水・利水検討室長

それでは検討室の方から今、お話ございました公職選挙法との関係でご説明致します。県の選挙管理委員会に問い合わせを致しましたところ、基本的な考え方としては、治水、利水対策を審議するという検討委員会、或いは、部会の目的に沿って、純粋な意味で、政治的な意図なく、検討が行われるのであれば、特段問題はないということでございます。従いまして、審議の中では特定の候補者または、候補者となろうとする者を支持する、或いは支持しないとか、或いは特定の候補の対策を支持する、或いは支持しないというような政治的な意図と取られる恐れのあるご発言については、公職選挙法に抵触する恐れがありますので、控えて頂くのがよろしいかと存じます。それから、公聴会についてでございますけれども、不特定多数の住民の皆様が集まって頂き、治水、利水についての意見を述べて頂くものであります。実際の発言内容が特定の候補者の支持、擁護、或いは、誹謗、中傷などを含む場合は、公職選挙法に抵触する恐れがあります。またそのような発言内容

を制限することは難しく、また発言内容を制限するのは、公聴会の趣旨からも望ましくないものと考えられます。県や市町村の所有、または管理する建物においては選挙運動の為にする演説、及び連呼行為を行うことは、法定の個人演説会等を除いてはできないことにされております。従いまして、選挙が済むまでの間に公聴会をすることは慎重を期す必要があるかと思っております。なお、検討委員会の委員、及び部会の特別委員の方は地方公務員法の規定によります特別職の公務員にあたります。特別職の公務員としての地位を利用しての選挙運動をすることは禁止されておりますので、併せてご留意頂ければと思っております。以上、選挙の公正を期する趣旨からの制限があることをご理解の上、条例の趣旨に沿って審議を進めて頂くとともに、以上申し上げました点にご留意頂きながら、各部会における公聴会の開催日程等を決定頂ければと思っております。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。只今のようにこの委員会の委員になっていると県の特別職の公務員ということなんだそうでございます。その地位を利用するかどうかは別に致しまして、そういう意味で、選挙ということがございますと、委員の発言も少し慎重にやらなきゃいけないと、こういうふうな感じをもっております。それにつきまして、いかがでしょう。先程の部会という中で、いろいろご審議頂く。これは部会長のご判断もあると思うんですが、公聴会については、一般の方がご発言になる訳でございますので、それを上川の場合はちょっと延ばしたいと、こうおっしゃっておられますが、他の部会の方ではどんなふうにお考えでしょうか。その辺やっぱりちょっと調子を併せておいた方が良いのではないかなと思うんですが、どんなふうでございましょうか。これから始まる部会はまだ公聴会ありませんが、どうでしょう。

高橋委員

今のお話だとですね。少なくとも、公聴会はやるべきではないだろうと思います。

宮地委員長

竹内さん、いかがですか。

竹内委員

公聴会やるどころまで実はまだ行っていませんで、まだ判断していないんですけども、歩調を併せてやるということではよろしいのではないかと思いますけど。

宮地委員長

厳密に言うと、選挙の公示期間でございますか。公示されてからあとですね。きっと、そういうことではございますが、あんまりぎりぎりにやっても仕方がございませんので、その辺はひとつ、やはり公聴会はいろいろなことを考えると選挙期間には開かない方が良いでしょう。もうひとつ、これは部会の特別委員の方もやはり、県の特別職の公務員でございますので、そのことも部会をお開きになった時に、やはり、部会長の方から一言、お話を頂いた方が、或いは事務局からでも結構でございますが、言って頂いた方が問題は起らないだろうと思っております。そんなことでいかがでございましょうか。そんなご配慮でよろしゅうございますか。あんまり審議を遅らせることもまずい訳ですので、適当なご配慮で進めて頂きたいと思っておりますが、3部会、歩調を合わせるということではよろしゅうございますね。では公聴会はその期間は、選挙期間は止める。あとは、今の特別職の公務員の趣旨を徹底して、ご発言には部会長さんのご判断でよろしくお願いをすると、そう致したいと思っております。それでちょうど12時になったんですが、先程、竹内委員からの、ここでは前から申しました今までの委員会のあり方とそれから、今後の委員会と部会との関係ということに入るつもりだったんですが、先程、大分、いろいろな議論が出ました。それに関連して、ひとつ、具体的に竹内委員の方から出ましたのは、部会審議を尊重して欲しいというご意見、それから、部会のあり方について、委員会の見解を示して欲しいと、こうい

うことがございました。その辺について、ちょっとご意見を頂ければと思いますが、どうぞ。

竹内委員

部会のあり方という、ちょっと言葉足らずで申し訳なかったんですが、他の部会の委員の皆さんもお出ででございますけれども、一応、部会の継続をしていくのかいかないのかという見解を求められたということなんです。

宮地委員長

継続していくかどうか。

竹内委員

ですから、位置づけとしては、そういう意味ですよね。それに対して、当日、委員長さんの見解もというお話もあったんですけど、事務局の方からは、委員長としては当面続けて頂きたいという話があって、その経過の中で正式に検討委員会としての見解をある委員の方から、継続についての見解をはっきりさせておいて頂きたいと、こういう趣旨です。

宮地委員長

分かりました。そうだと致しますと、私、確かに事務局からちょっとそういうことを伺いましてですね、委員会も別にこれで止めるということを考えておりませんし、部会の方も今までの方針に従って、いろいろ議論を進めて頂く。それが適当だろうと、その時は判断した訳でございますが、それはいかがでしょう。今日、委員会を開くことについては、皆様方から、それほどご異論があった訳ではございません。むしろこれからの委員会と部会との関係、あり方と、そちらの方がやっぱり大事であろうと、私は思っておりますが、ですから、部会は継続して頂きたい。これは委員会の正式な見解としてお伝えして頂いて、いかがでございましょうか。

高橋委員

まず最初に何の判断材料がございませんので、そういう委員の中からも聞かれたんですけども、私は委員長さんの方からもこういう情勢になったから部会は少し見合わせとか、幹事会の方から何かあるかと思ったんですが、何もなかったものですから、委員の方々に諮ったところが続けてやるべきであろうというご意見もございまして、続けている訳ですけども、今、竹内委員からもお話があったように、今日の委員会の中で、そういった統一した見解を出して頂いて、公聴会の話は先程、出ましたけれども、委員会としては、続けるなら続けるという形の中で行くと、但し、公聴会の問題もございまして、当初、8月3部会ともそうだったと思いますが、8月末には報告をしたいという、このスケジュールが公聴会の関係で9月以降にずれ込んでいくということだけあるかと思っておりますけれども、その辺を皆さんから確認して頂くということをお願いしたいと思っております。

宮地委員長

五十嵐委員、どうぞ。

五十嵐委員

ちょっと外郭的な意見ですけども、外から見ていまして、今回の事態につきまして、当惑しております。委員会の存続を含めまして、私の意見をちょっと申し上げたいと思っております。それは何かといいますと、ルールをはっきりさせたいということです。ひとつは委員会と部会との関係がこのままでいいのかどうかということです。特に多数決というものを認めるのかどうかというようなことについて、まず委員会と部会についての関係をはっきりさせて頂きたい、というのがひとつですね。2番目には委員会で答申を作る、その答申を作る策定手続きについても、これをはっきりさせないと、冒頭、宮澤委員から出たよう

ないろいろな困難が起きるので、この策定手続きについてルールを確認しておきたいということです。3番目は答申と知事との関係、或いは答申と議会との関係、知事と議会との関係について今回は、私から見ると非常に混乱が見られておりますので、これなどについても大筋の、この委員会の合意事項は作っておきたいというふうに私は思います。更にもうひとつ、別側から言います。この委員会と幹事会との関係も、先程、特に枠組みができて、この枠組みがどれくらい實際上、拘束力があるのかなのか、理論的に正しいのか、正しくないのか等についても、かなり重要な影響を与えたいと思います。この関係と委員会の関係ですね。行政と言いますか、幹事会、更にそれを含めて行政との関係、この関係について整理しておきたいということです。あと、別の方から言いますと住民参加の仕方をこのままでいいのかどうか。これについても検討を加えたい。情報公開についても、先程、混乱がありましたので、これについても整理をしておきたい。こういう整理を全部した上で委員会を続けるなら続ける、止めるなら止めるということをはっきりしたら良いのではないかというのが、私の意見です。なお、9月1日に知事選挙があります。これで相当な県民の意見の分布というものがそれぞれ分かるでしょうから、それを参考にして、今後のあり方を検討したら良いと、今日だけで結論出さないで、9月1日の知事選挙の結果を見た上でどういう方向に進むのか考えるということもあっても良いのかもしれないというふうに私は思っております。是非この点について、午後から少し整理して、意見をまとめて頂ければ、有り難いということです。

宮地委員長

大分、基本的な問題でいろいろご提言を頂きました。確かにいろいろな問題がございますが、とにかく、一般的な意味ではですね、先程、部会も継続するという事を申し上げましたけれども、やはり、私はこの委員会、ならびに部会は、県で設定した条例の趣旨を尊重してやっていく、それがやっぱり一番基本にあるんだらうと、それは変わっていないつもりでございます。ただ、その中の細かいと言いますか、具体的な問題として、今いろいろご提言を頂きました。ちょっとその問題に入りますと、ちょっと時間をとるような感じが致しますので、先程のことをもういっぺん確認致しますが、部会は存続、ずっと続けてやって頂きたい。ただ選挙の問題がございますので、その為に答申が9月にずれ込むということも委員会としては了解をすると、それを共通見解としてまず認識しておいて、それからあとで、今の五十嵐委員のご提案のことをご相談したいと思いますが、いかがでしょうか。はい。

五十嵐委員

9月にずれ込むのではなく、9月以降にずれ込むようにしてください。9月に答申をするのではなくて、8月にすべきものを9月に答申するという意味ではなくて、9月以降にずれ込むかもしれないというふうにして頂きたい。

宮地委員長

実際、公聴会は8月には開けませんので、ただ、9月以降にずれ込むということは確実にございますね。それは承認するという事でいかがでしょうか。はい、どうぞ。

松島(信)委員

9月に県議会がある訳ですね。毎年のことで。

宮地委員長

はい、ございます。

松島(信)委員

今、9月と言ったのは、そういうことを考えると、部会の方も微妙な、県議会の前までに答申するのか、それとは関係ないのかということくらいは、ちょっとはっきりして欲しい

なと思います。

宮地委員長

多分、私が考えますのに、部会から答申を頂いても、委員会の方で、またいろいろ議論もございますですね。ですから、今9月の県会の前に部会から答申があったとしても、そのことまで今の内に考えておく訳にはいかないだろうという感じはするのですが、いかがでございましょう。はい、どうぞ。

宮澤委員

私は今五十嵐委員の検討課題を、まず早急にやるべきだと、そう思います。それにプラス、今、松島(信)委員がおっしゃられたように、何で3月31日だったのか、それから、何で、11月なのか、そこら辺のところもやっぱり、この委員会で明確にして、それで進めていかないと、要するに、今も期日の問題がなんで左右されるのか、そこら辺のところもまだ明確ではございませんので、もう一回そのところに、全部、原点の押さえるところは全部押さえて行って、事を進めて行った方が私は良いのではないかと思います、いかがでございましょうか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

そのことで、意見申し上げたいことがあります、5分や10分では済まないと思いますので、午後の議論に回して頂きたいと思います。

宮地委員長

今の部会の方のことを確認するということも含めてですか。

石坂委員

結局は大きな考え方の上で、それもまた確認していくということになると思いますので。

宮地委員長

全ての議論の中に含めて、最後にこうしようという話しは割に簡単にまとまったと思いますので、そう致します。では、高田委員、どうぞ。

高田委員

五十嵐委員がいくつかおっしゃいました。それに関連しまして、先程、説明があった枠組みの中で治水対策なり考える上で、県の河川課としては、いわゆるA案というのはなくなつたんですか。それをはっきりさせて頂きたい。午後からでも結構です。

宮地委員長

はい、お願い致します。

大口河川課長

先程から幹事長の方から話しありましたけれども、要は皆さんから頂いた答申を知事が受けて、知事がその答申に対してこういう枠組みでいきますということですから、今その枠組みが一番前に出て、動いているということでございます。

高田委員

分かりました。

宮地委員長

それでは、今、12時15分になりました。では午前中の議論を打ち切って、午後は先程、五十嵐委員がご提案のあった委員会のあり方、そういうようなことから入りまして、あと、清川、薄川の問題がございます。本日は4時まで予定しておりますが、できれば、暑い時分でございますので、なるべく早く議論を進めたいと思っておりますが、今、提起された問題はかなり基本的な問題でございますので、繰り返しにならないように議論を進めて参りたいと思います。ではこれで午前中の審議は終わります。再開は午後1時でよろしゅうございませうか。今12時15分過ぎですので、それでは、午後1時に再開致しますので、よろしく願います。

<昼食休憩>

田中治水・利水検討室長

それでは、1時になりましたので、午後の部ということで審議の方をお願いしたいと思います。よろしく願います。

宮地委員長

はい、まだ宮澤委員がお見えにならないのですが、時間も限りがありますので、それから、竹内委員は午後所用があるということをお伺いしておりますので、ご欠席でございます、午後は。それでは、先程の午前中の話の続きと致しまして、要するに、ご提案がありましたのは、いろいろこの委員会で今後どういうふうな方向で考えていくか、多数決をどうするか、答申作成のルールをどうするか、それから、答申と知事との関係、或いは県会との関係をどう考えるか、委員会と幹事会、これは推進室も含んでいると思っておりますが、そういうことをどう考えるか、情報公開、住民の参加、そういうことについていろいろご提案がございました。確かにいろいろな問題が今度のことを通しまして、浮かび上がってくる訳ですが、突っ込んでいきますと、かなり深刻な問題があると思えます。例えば、どうしましょうか。ひとつずつご意見伺って参りましょうか。つまり、ひとつは、要するに、部会と委員会との関係、或いは部会と外との関係ということだと思っておりますが、多数決云々というのは、多分、部会と委員会との関係をお考えになっておられるように私は思うんですが、私は今度の話しとして、ちょっと皮切りに申しますと、多数決を取ったという言い方をよくされておりますが、なるべく、決を取らないということは私申し上げてきましたけれども、最終的には多数意見を優先したと、これは実は石坂委員からもいろいろご批判を頂いた訳でありますけれども、結論はそういうふうにして、決を取ったというふうには私は考えてない訳でございますが、但し、それが良いかどうかはいろいろ問題がございますけど、ただ、部会の方でいろいろな報告をお作りになる時にどういう考え方をし頂くか、これはやっぱりあるんじゃないかと思えます。私は今思い出しますと、最初に砥川の部会に参りました時に、名前を出して申し訳ございませんが、下諏訪の町長さんがここでは決は取らないですねと、多数決は取らないんですね、ということをおっしゃいまして、部会長さんも取るつもりはないとおっしゃいましたし、私も取らない方がいいだろうと申し上げました。それはどういうことかと申しますと、部会の意見を尊重するけれども、知事に対する答申案の出す責任は委員会にあると、そのことは私、少し、そこで申し上げておいたつもりでございます。ですから、そのことを考慮して部会長が運営をして頂きたい。そう申し上げたつもりでございますが、その辺は今の五十嵐委員のお話しとどう関連しますか、今後のことをどうぞご理解になっているかによると思いますが、どうぞ、ご意見を頂きたいと思えます。はい、どうぞ。

松島(貞)委員

郷土沢の部会に私も出席させて頂いて、竹内部長が先程、申し上げたのはちょうど浅川と砥川の答申案が出た時の部会委員からの意見で、部会の意見を尊重して欲しいということで、竹内部長も、私は部長として誠心誠意、部会の意見が検討委員会にも反映され

るように努力したいというような趣旨の答えか確をされておりましたが、浅川も砥川もいろいろ意見はあったにしても両論併記という中で検討委員会がひとつにしたので、どちらかの案が反映はされておると思うんですが、例えば、生活貯水ダムと予定されているようなところは利水のことが中心でどうしてもダムが必要だという、そういう部会の案がまとまった場合に検討委員会がそれと反対の結論を出すのかどうかということだと思っております。言われた郷土沢の方の意見は。私も最初から部会と委員会の見解というか、どちらがどうなるのかということになると思うのですが、先程、五十嵐委員も言われたので、この際、部会では十分勿論、議論はするんだけど、部会と検討委員会の結論が違った場合があっても、検討委員会なら検討委員会の意見に重きがある、意見が優先されるんだということは確認しておく必要があると思っております。これがないと、検討委員会の存在というのは何かという議論になってしまうので、部会と検討委員会の結論が違った時は検討委員会の意見が優先する。それから委員会と知事の関係についても我々、行政の長というのは、答申案を頂いても、必ず答申案を100%にそれ沿うかどうかというのは、それは当事者の判断もあることなんで、それに沿わないから答申案に沿わないから、そのトップは間違っているということも、またこれもおかしいというふうに思っております。そこまでの権限が検討委員会にあるのかどうかということも思うと、ひとつやっぱり、部会と検討委員会の上下関係という言葉が良いのかどうか分かりませんが、そのことは検討委員会の結論が上なら上ということは、この際はっきりしておいた方が良いかと思っております。それから知事との関係においても、答申案がすべて、それを採用するかどうかは、行政の長の判断だと考えるべきだと思っております。

宮地委員長

ひとつのご意見を頂きましたが、いかがでございましょうか。どうぞ。

松島(信)委員

今のご意見に私も基本的に賛成です。

宮地委員長

はい。他にいかがでございましょう。はい、どうぞ。

浜委員

先程の論議の中で、いわゆる多数決の問題がございましたですね、砥川部会のことを委員長おっしゃられて、下諏訪の町長がここでは決は取りませんか、という質問に対して、部長は決はとらないと、それで、その根拠はですね、やはり、委員長が冒頭から多数決は取らないというお話をされていた。それに基づいて、砥川部長である宮澤さんが、部会でも多数決は取らないと、こういう形だったと思うんですね。ですから、ただ、こういう事態になって、最終的には、委員長は多数決ではないとおっしゃりませけれども、一般論とすれば、それは多数決ということになると思うんですが、そういう形を取られた、そうしますと、宮澤部長は、もし砥川部会で決を取っているならば8対5であったということ主張されている訳ですね。ですから、委員長のスタンスにひとつの方向転換があったということは私は事実だと思います。そういう中で、砥川部会でもしそういうことであるならば、やはり、砥川部会でも決を取っておくべきだったと。それをどちらを尊重するかということは、検討委員会の方でまた論議をすれば良い話しなんですが、やはり、最終的に、そうした委員長が多数決をお取りになったという事に対するひとつのプロセスが、変更があったということですから、きっちりと部会の、私もこれから上川部会を開催して行くにあたりまして、もし、その必要があるならば、多数決を部会の方でも取っておくべきだというふうに思っておりますから。

宮地委員長

どうでしょう。はい、どうぞ。

植木委員

私は基本的に先程、松島(貞)委員が言われたことに賛同して、そういうつもりでやってきております。ですから、部会とこの検討委員会との関係というのは、委員長が最初に申しましたように、基本的に部会の意見は尊重しましょうと、キャッチボールをやりながら論を煮詰めていくということがベースにあってですね、それで、多数決は取らないというのはこれも我々が進めて行く上でのひとつの理解だったんだというふうに思います。ですから、部会でですね、意見が割れることは、当然、予測される訳です。そうした場合に部会で多数決で決めるというのは、これは非常に後々、いろいろな問題を残す可能性もある。むしろそういった議論というのは両論併記でも、私は構わない。検討委員会で更にそれをどういうふうに判断するのかというところで、やるしかないんだろうと。その場合に検討委員会でもし多数決を取るというのであれば、基本的にはですね、私は多数決はできるだけ避けた方がいいんだろうというふうに思います。但し、議論が拮抗した中で両論併記というのが果たして知事の判断にとって良いのかということ考えた場合には、検討委員会がひとつの何か意見を出した方が良いと判断された場合には、多数決というか、そういった主張の数が多いか少ないかもひとつの目安になるんだろうという判断ですね。そういうようなことで、やっていけばいいんだろうと。それは今回の部会、それから検討委員会がこれまでやってきたところと多分同じようなことだろうと、私は思っておりますけれども、ですから、そういう考えで松島(貞)さんが言ったようなところで私は理解していると思っております。

宮地委員長

順番にいきましょう。それでは、風間さん、どうぞ。

風間委員

基本的にこの条例に基づく検討委員会、そしてその中にある部会という位置づけでありまして、部会というものの位置付けというものを検討委員会の下部組織というふうに認めてしまうような形というのは、これはあってはならないというふうに思う訳です。ですから、優位性ということで検討委員会を優位に保たせるというような形になってしまいますと、条例の精神から言って、はたして、それが似つかわしいのかどうかということがありますので、私は今般のような流れで致し方がなく、実質、多数決という形にならざるをえなかったということでありまして、そのようなことを今般ひとつの事実としてこの検討委員会の中でもたらした訳でありますから、これをもってこれから部会に最終的な答申を上げて頂いて、答申をまとめる段にあって、検討委員会が、いや、あの時は致し方なく、そうしたんだというふうに、いくら言ってもですね、部会の中で、両論併記のみに留めるといような形を敷いてしまうようなものはちょっとどうなのかという感じが致しますし、それからまた部会の意見というものもきっちりこの数字によって、あからさまにするということも、これはひとつの判断材料としては分かり易いと思う訳です。それが例えば、ダム案が多かった、或いはダムなし案が多かったということであっても、それは検討委員会の中で、その数値というものを参考にしながら、尊重しながら議論を重ねていくという形が、私は好ましいのではないかと。そういうふうにしなないと、検討委員会がすべてにおいて、優位性を保ってしまうということになってしまうと、部会の議論というものはどうなってしまうのかというような意見が特別委員の方から私は出かねないのではないかとこの恐れがしております。

宮地委員長

分かりました。はい、どうぞ。よろしいですか。藤原さん、どうぞ。

藤原委員

この検討委員会は条例で作られたということで、検討委員会がまず総合的な治水、利水に

についての調査、審議をすることとなっている訳ですね。知事の諮問はこの検討委員会にしている訳です。ですから、知事への答申というのも検討委員会の責任でやるものだというふうに思っています。それから部会については、7条で部会をおくことは出来るというふうな位置付けなんですね。そういう意味では検討委員会が9つの流域について、全部できない場合にも部会でいろいろ審議をした意見をですね、検討委員会に反映できるような形で、部会を設置するものだというふうに思っている訳です。もし本当に部会でもって物を決めるのであれば、これは最初から検討委員会はいらないんで、検討委員会が責任をもって知事の諮問に対して答申をするというのが、これが原則だろうというふうに思います。ですから、部会からの意見というのは、この検討委員会がですね、答申をするにあたって必要ないろいろな意見も聞くというようなことで、対応すれば良いではないか。ですから、先程、松島(貞)さんがおっしゃったように、部会とそれから検討委員会との意見が違った場合には、やはり、検討委員会が判断をするということがあって良いだろうというふうに思っているんですけども。それからもうひとつは多数決云々ということなんですが、これは答申をするからには、やはり、どのような形のものが審議の結果、妥当であるというふうな形で、本来、一本の答申というのは望ましいと思う訳です。ですけども、先般のような場合には、一本の意見にならなかった訳なんで、その場合には多数の意見はこうでした。しかし、少数の意見というのは、こういう意見、こういう意見、こういう意見がありました、ということにくっ付けて、できれば、これは前の時にもあったんですが、意見についての記名、名前もつけてですね、責任をもって意見を出す訳ですから、その場合には少数意見の方の意見というものは記名をつけてするなり何なりというやり方、これは最高裁判所の大法廷の時なんかだいたいそんなふうな答申をしていますよね。答申があって、しかし少数意見として、だれだれはこういう意見、だれだれはこういう意見と、ですから、今回の場合もむしろそういうような形で多数意見ではこうだったと。しかし、少数意見としては、こういう意見、こういう意見、こういう意見があったというふうに、つけるべきだというふうに私は主張していた訳ですし、最終的には、そこに近いような形に今度は答申ができたというふうに思っていますけど。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

委員長にひとつだけ確認をさせて頂きたいんですが、多数決はおとりにならないということとをずっと言っておられました。しかし、最終的には多数をもってB案に決したと、つまり多数決ということになった訳ですが、中には両論併記でという方もおられた訳ですね。そのどういう心境の変化があったのか、なぜ、多数決を取採られたのか、その辺のことにについて少し委員長から心境の変化等についてお話し願えればと思います。

宮地委員長

私のことを申し上げてよろしければ申し上げますが、私は多数決を採ったとか、心境の変化があったとは私は思っていないのでございます。つまり、多数の意見を尊重するというふうに申し上げました。これは浜委員も起草委員としてご存じのように、そういう答申の書き方をしようという意味では、多数の意見を尊重して書くと、そういうことは、ご同意頂いたと思っております。ですから、私が多数決といわれますと、普通は数がいくつであったか投票をするということが、まず頭にあると、私は思うのでございます。ですから、私自身は多数決を採ったという感じはもっておりません。実際に浜委員も14回の委員会でご発言になっていることは、これは私どものシナリオと違いますと、こうおっしゃいましたですね、シナリオというのは、ひとつの筋書きだろうと私は思います。そういう筋書きの意味ではご同意を頂いたと私は思っております。ただ、委員会全体としてみた時に、私は起草委員の素案を書きました時に、答えを書きました時に、多数の意見を優先してということとは落しておりましたので、その点では、浜さんのご指摘のとおりでございますけ

れども、心境が変わったとは思っておりません。それでやっぱり、多数決を採るというのは、やっぱり、投票をするというようなことがまずあるだろうと思いますが、その点については、私、最後の14回の委員会の時に、いろいろご議論を頂きまして、多数決ではないですかといわれた時に、私はそうであるとは申し上げなかったつもりでございますけれども、ちょっと皆さんのご理解とは違っているように、私の考えていたことと浜委員なんかの取り方とはちょっと違っていたなとは思っております。どうぞ。

浜委員

そうしますと、最初からそういう手段をおとりになるおつもりがあったということなんです。

宮地委員長

多数の意見を尊重するという事は13回、前に申し上げましたけれども、13回の委員会の終わり頃にここで各委員のご意見を言って頂きましょうか、と申し上げました時に、それでは時間的にもいろいろ難しいから、各委員の時を考えて出せと、そういうことをすると委員の考えている方向がなんとか見えるだろうと、それを参考にして、起草委員会が答えを書こうと、答申書を作ってみようではないかと、そういうふうな合意を頂いたと私は理解しておるんでございます。どうぞ。

浜委員

今のご説明では最初からそういった意図があたりになられたというふうに私は感じざるを得ないんですが。

宮地委員長

そうなりますか。

浜委員

委員長、そうしますとね、これから他の河川においての捉え方、決め方ですね、そういったものもやっぱり、砥川、浅川と同じような形で、お決めになっていくということなんでしょうかね。

宮地委員長

はい、どうぞ。

浜委員

委員長にまずその辺のことをお伺いします。

宮地委員長

私はあの時にそういう方向で考えてみましょうかと言ってご提案をして、皆さんがそうやってみると、おっしゃったことだと理解しておるんですが、ですから、初めからそういうつもりであったかといわれますと、私の考えていたこととは、ちょっとニュアンスが違うんでございますけれども。

浜委員

ですから、他の河川において、これからの答申の仕方もあのような形でお考えになっておられるのかどうか。

宮地委員長

それは私ひとりが決めることではございません。委員会として結論を出していく訳でありますので、その時によって、いろいろなことがあるかと思えます。でも、やっぱり、今申

しましたように、最終的に申しますと、私はやっぱり、委員会が答申を出す責任があるということは前々から申し上げております。部会の方の意見を尊重しながらと、こう申し上げておりますので、その時の委員会の運営の仕方について、実は先程の藤原委員のご意見のように、ああいうことも私は今度の答申のやり方は本当に良かったのかどうかということは、ちょっと反省する所以があると思いますが、大筋としては、やっぱり、意見がいろいろ割れておる時には多数の意見を尊重するというふうな方向に、もうひとつの手だなというふうには思っております。でも、これから先の委員会の結論の出し方を全部それでいくと、ここで今、申し上げる訳にはまだ参りません。どうぞ。

藤原委員

起草委員会を作って、答申を作れということになった訳ですよ。それで起草委員が任命されて、それで起草委員会で答申を作った訳ですね。ですから、この委員会としても何らかの形でまとめるということを決めて、それを起草委員に任せた訳ですよ。その段階で起草委員会が4回行われた訳ですよ。それでその4回の中でいろいろな議論がありましたけれども、宮地先生は最初から、ひとつの案にまとめようというお気持ちはなかったんですよ。それは起草委員会の中で私が感じていたのはそういうことでした。ですから、浜さんもお出でになったから、そこら辺のところはお感じになっていると思いますけれども、最初から宮地さんがひとつの方向にもっていこうというようなことでおやりになったのではないということは、私は起草委員のひとりとして言えると思います。ただ、私は答申を出すにあたって、やはり、両論併記というのは、これは審議の過程でおかしいのではないだろうか、ということと、第14回の時の議事録の100ページと101ページのところでそのところが少し書かれていると思うんですけども、私はその時にも先程、言いましたように、皆さん方が記名の、名前をつけた意見書を出したんだから、そしてその意見書を出したんだから、そしてその意見書を判断材料にして、答申を書くということと言うと、多数の意見がどういうふうな意見だった。但し、少数意見きちんと書いて下さいよというふうに申し上げた。先生はでは分かったと、大体、起草委員会の席においでになった方も、ではその線でいこうかということになって、浜さんもやむを得ないということで、ご了承、了解なされた訳です。ですから、私は100ページのところで宮地さんが答申として最後のところでB案、すなわち、ダムによらない河川改修単独案およびそれに対応する利水案が妥当であると考えられるということできちゃっているから、これは浜さんもそれはおかしいよとおっしゃったんですね。シナリオというのは、要するに、その場合には、A案の人も多かったというふうなことも付ける、少数意見でもきちんとやりましょうということになっていたにもかかわらず、宮地さんがそれを書かなかった。それは違うんじゃないですか。何か、答申がB案だけになっているような書き方は、これはおかしいですよということで、私も101ページのところで、それはおかしいんじゃないですか。むしろ、なぜこういうふうな答申になったかということを知ってもらうためには、皆さん方が出された意見を公開すべきだということを言っている訳ですね。その意見をみればね、多数の人達がどういう意見をもったか、そして少数意見としてどういうものがあつたかということがはっきり分かるだろうと、そういうふうに思ったからそういうふうに主張した訳です。だから、そのところ宮地さんは最初からひとつにまとめようということでおやりになったのではないというふうに私は判断してます。

宮地委員長

私、ちょっと補足しますと、最後のまとめの文章を書いた時の私の書き方は、確かに藤原委員のご指摘のとおりでございましたので、委員会でもその点は私、認めまして、そういうふうな訂正をしたつもりでございます。どうぞ

高橋委員

なぜかと言いますと、9河川の内、砥川、浅川というのは、既に工事が数10%進んでいる河川と、これからやろうという河川が同じものの考え方でやれるかということ、それは無

理な話しです。そこで私は両論併記というものを出した訳ですけども、このどうしても一本に絞るといことは、ここの条例の中にもあるように、ダムなどを含む、総合的なと、こう言っている訳ですよ。これがなければですね、我々部会は、ダムは決定になっているんだから、決まっているんだから、ダムは委員会でやって頂いて、部会としては、ダム以外に総合利水の対策案がないでしょうかというようなやり方をしてですね、そして委員会で、それをダムと比較してどうかというやり方なら、時間も非常に短縮できる訳だし、今までのやり方をみますと、先程以来でております基本高水に何十時間という時間を掛けてきて、最終的に、先程、ちょっと笑い話して出ていましたけれども、あれだけ一生懸命やったのに元に戻されてしまったということがございますよね。しかも、言葉悪いですけれども、素人が基本高水を貯留関数法を何十時間論議しても結論でるものではありません。従って、それは私は前々から言っていますが、県がやり方が間違っているかどうかというチェックをして頂くことはいいんですけども、あたかも県のやり方がすべて間違っているんだ、過大だという上にたつての論議が来ておりますので、私はその辺に無駄があったんだろうと、こういうふうに思っています。それから、多数決の問題ですけども、私はちょっとニュアンスが違うんですけども、はっきり言いますと、委員長は元々もう決めていたのではないかと、結論を、という考えの人がいると思いますよ。はっきり言って。そこに問題があったんだろうと思いますので、私は多数決でも良いし、どういう形でここで決めることでいいんですが、もう先生が初めから、ダムなし案でいくんだというものの考えで進めていたんじゃないでしょうかということに、実は問題が、先生はそう思っていないかもしれませんよ。そういう委員の中に何人かいるということだけは先生も認識して頂きたいなと思っております。私は少なくとも部会で多数決取るといことは非常に大変なことなんです。一番楽な方法かもしれませんが、それをやって意味がないだろうと思うんです。一生懸命やって代替案を考えて頂いている訳ですから、できるだけひとつの案にまとめてくるというのが本来の姿だと思います。砥川、浅川と今後のあとの6河川もダム案をも含めてやってくるのかどうか、代替案だけで良いのか、この辺ももし委員会でお話しができるんなら、私はそうして頂けるのなら、部会長として非常に有り難いと思っています。以上です

宮地委員長

石坂さん、どうぞ。

石坂委員

浜委員のご発言の前から挙手してましたので話しがちょっと戻るかもしれませんがけれども、お許しを頂きたいと思えます。部会と委員会、それから委員会の答申と知事の判断、その考え方と、今論議になっております多数決のことについて、既に繰り返し、私の考えは述べさせて頂いているんですけど、今も前回の委員会の最終のことについて、浜委員からご意見が出たりしていますので、発言させて頂きたいんですけど、私はやっぱり、治水、利水ということの性格からして、多数決には馴染まない、ずっと申し上げてまいして、今でもその考えには変わりはありません。ですから、多数決というのは、最悪、どうしてもそういう手段をとらざるを得ないぎりぎりの場合を除いてはそれは是非避けて頂きたいということで、前回答申のまとめに際しましても、私は最後まで多数で決めるということについては反対させて頂きました。せめて、多数を尊重し、でなく、多数を考慮してくらの言葉にできないのかということも最終のところでも申し上げていますが、だから、私は浜委員にもお聞きしたいんですけど、多数でよしとしているならば結構ですけども、先程のご質問の角度を聞いていますと最初から決めていたのではないかと、多数で決めるのはおかしいではないかと言うのであれば、前回のまとめの時に私と一緒に最後まで多数という文言を持ち込むことについて反対して頂きたかったというのが私の意見と希望です。確か、起草委員会の経過は知りませんが、起草委員会の論議と経過を経て、前回の答申をまとめる第14回委員会に提案された委員長案には総合的に判断してということで、多数という言葉は、先程もお話しあるんですけど、なかった訳ですよ。

私は最後までそのことを持ち込んで欲しくなかったという意見をもっておりまして、私は総合的な判断でダム無し案を採るということが妥当であろうというふうに今でも思っていますので、今後については、それぞれ河川の成り立ち、今お話しあった進捗状況、流域の方のご意見、それぞれ違いますので、一律にということはむしろ正しくないと思いますので、個別の検討の中で、またこの検討委員会でも、部会のご意見をお聞きしながら、最終的な判断をして、答申を出していけば良いことですので、その都度またご意見を申し上げていきたいと思っておりますけど、そもそものやっぱり、基本的な考え方として、多数決には馴染まないということは繰り返になりますけど、申し上げ、ぎりぎりできれば話しの中で、ひとつの考え方、結論が導き出せる方向に、そういう真摯な話し合いが重ねられれば一番、うれしいなというふうに思っております。その上でなんですけれども、先程、藤原委員も発言されておりましたけれども、部会と検討委員会の関係につきましては、上下とかそういうことではなくて、答申を責任もっているいろいろなご意見を聞きながらまとめ上げ、知事に出していくのは、やっぱり、検討委員会の責任だと思うんですね。ですから、条例上も先程、藤原委員が7条読み上げておられましたけれども、部会をおくことができるということで、より住民の皆さんのご意見をお聞きして、議論の参考にして尊重していく為に部会をおく訳で、おかねばならないという規定になっていないのは、そういうことだと思います。この検討委員会で議論しまして、7流域には部会を置くけれども、今日もこのあと、議論をするのかと思っておりますが、薄川と清川については、部会を置かないで検討委員会、そのもので議論していこうということを委員会全体の話し合いの中で決めた訳ですので、そういう点では、部会の結論と検討委員会の結論が私は本来、民主的な話し合い、十分にご意見を聞きながらの話し合いを重ねて行った時に、そんなにまったく反する結論になるということは、本来有り得ないと思っております。そういう点で、部会のそれぞれ賛否両論で分かれたままの両論併記に浅川、砥川の場合はなってしまった訳なんですけれども、その限られた時間の中で両論併記になった部会の結論を踏まえて、その中でやっぱり、どこがやっぱり、一番重要な問題だったのか、どこが意見が分かれた問題なのか、その相対を、それから、その中で一番やっぱり、確認された一致点などに基づいて、そこから一番大事な部分を検討委員会が尊重をして、議論に活かしていくと、あくまで答申を出していく。検討の責任は検討委員会にあると、上下という問題ではなくて、検討委員会の責任の問題として部会はそういう位置づけであると、私は考えております。今後いろいろなルールについて、検討していく訳ですけれども、今までの浅川、砥川の部会、その部会の報告を受けての検討委員会、検討委員会の答申というところまでできました段階で、先程、高橋委員からも今までの、例えば、反省すべき点は反省して、教訓は今後に生かして前向きな議論にという趣旨のご発言だと私は受け止めましたけど、とても大事なことかと思うんです。そういう点で私はもともと実はこの委員会の発足の時から、それは危惧していたことなんですけれども、予算のいろいろな関係とか、政治的ないろいろなスケジュールとの関係で、勿論、スケジュールにできる限り努力をして併せていくと、スピーディーな議論に努めていくということは勿論、大事なことなんですけれども、逆にですね、あまりにも予算編成の時期とか、政治的な思惑だけに振り回された時には本来議論すべき十分な議論ができない未消化の状態が終わるということを、私は浅川部会の経験を通じて、非常に苦い思いがあります。浅川部会は実際に発足したのが11月末でしたけれども、ともかく3月末だということを経験からあまりにも突きつけられて、先程、総合治水という言葉ありましたけれども、新しい河川行政の変化の中での本来議論すべき部分については事実上、基本高水問題とか、いくつかの問題でかなりの時間を費やした結果、結局、あそこは十分に議論できないまま部会の結論報告をまとめざるを得ないということで、私は治水、利水のあり方についての多数決は馴染まないということで、最後までそれはしませんでしたけれども、最終的には、そういう不十分な時間的な経過の中で、部会の議論の継続をあくまで望む方が非常に多くて、そのことについては多数決を取らざるを得ないという形で、部会を閉めざるを得ませんでした。ですから、今後の部会の議論や検討委員会の議論の中では一定の期日を目処に努力をするということをお断りするものではありませんけれども、そういうことでスケジュールが振り回されるということだけは避けて頂きたいなということを希

望したいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

ちょっといろいろルールの作成を頭において、質問致します。個人の意見をもう少し具体的に聞かせて欲しいんですけども、藤原さんは多数意見と少数意見があった場合に、少数意見については個別に委員の名前を入れて、少数意見を書くということによってっしゃいます。そうすると前提は多数決ですか。意見が合わない場合にはだれか少数意見とどうやって決めるのか。それがひとつ。2番目について風間さんにお聞きしたいんですけども、風間さんは部会の方で多数決をすると、それを受けた上で検討委員会が検討するんだということをおっしゃっていましたが、検討する、の中に、検討委員会も多数決ということなのか。検討委員会はやっぱり、多数決をしないという話なのかということなんです。それから高橋さんにお聞きしたいんですけども、高橋さんは委員長は予めこの結論について、初めから意見を決めていたのではないかとということをおっしゃっていました。私自身は皆さん全体に不服なことがあります、そんなことをいうのであれば、皆さん方は答申の前に新聞記者のインタビューに答えまして、自分の意見を全部言っているではないですか。答えなかったのは、私と委員長だけです。そういう意味では皆さんの方が初めから決めていたと言いたいんですけど、それをどう思うのか、ということです。それから石坂さんについて聞きたいんですけど、要するに、何が言いたい訳ですか。よく分からない、正直言って。要するに、多数決で決めるのは駄目だと言うのであれば、多数決は絶対採らないということですね。仮に少数意見というものは答申に入れて良いですか。少数意見を多数にして、つまり、ぎりぎりですね。多数決採らない、多数決採らないと言うのだけれど、どの意見をだれがどう決めるんですか。私は良く分からない。皆さん方も多数決はいけない、いけないという人に聞きたいんですけど、少数意見をとったらよろしいんですか。逆に。それがよく分からないんです。そこをちょっとそれぞれ答えてください。

宮澤委員

そのことについて言うてから先生のあれにお答えした方が良いのではないかなと思うんですが。私は五十嵐委員、言われる訳ですけども、私がこの手の問題は多数決を採るべきではないという意見です。その理由は私どもが多数決で選ばれていないからです。私どもはそれぞれ田中知事が任命された委員でありますから、任命された委員は任命された状況の中で、お話しすればいいことであって、今回については、私は多数決を採るべきではなかったと、多数決で選ばれた、例えば、知事、私ども議会等々の人間は、これは多数決の中で生まれてきた訳でございますから、これについては、私は多数決を採っても問題ないと思っております。それから、部会の問題であります、部会の問題につきましては、これは最初の論議にありましたように、要するに、河川計画法、河川法の中で、要するに、今知事が悩んでいる問題、今、知事というのは私どもの後ろにいる方々が悩んでいる問題は河川計画を作る時に果たして、その要件を満たしているのかも、これだけ五十嵐委員もおっしゃられましたけれども、これだけの多額の費用とエネルギーを注入してやっているんだから、どの委員会とどの委員会はこれに総合するべきものがあるか、こういうことでなければこの委員会と言うものの存在価値がないのではないだろうか。こういうふうな法的におっしゃられた。私はまったくそのとおりだと思います。その中で、部会の意見というのは地域住民の関連する人達の意見、関係住民の意見というふうな位置づけられるというふうな私どもは理解してスタート致しました。ですから、そういうようなことは既に論議されていたことではないだろうか、といふうに私は理解しております。ですから、地域住民の意見というものを聞く為には、部会もそのような手段を講じてやるべきだったというふうな思います。ですから、部会の存在は勿論、必要であります。それから、委員会に、どれだけの権限が、有するかということは、河川計画法の中で、学識経

験者の意見を聞け、というところがございますが、その部分くらいで今の状況ではまったく合致するところがない訳でありまして、あればご意見ください。この検討委員会で検討された結果が法的にどの部分に充当されるかということの根拠がまったくおかしくなっちゃって、検討委員会だけのものが一人歩きしている。だから、県議会でも土木住宅委員会が国までいかなければならなくなりました。こういうような様々な問題点も出てきている訳でございます。私は一番このところでございますが、技術再評価委員会、特にこの2つの河川、他の河川はまだやっていない。私のこの間聞きにいきましたら、72、今、日本ではダムは止めたそうでありまして。この72の河川はすべて調査、計画中のものであって、一切、このような形の中で工事が進捗した場合はなかったと、こういうご意見でございました。そういう中で、この技術検討委員会、これは既に事業がスタートしている、こういうケースの事業で、技術評価委員会を出した結論をこの検討委員会はどういうふうに、委員長お考えなのか、否定した訳ですね。ここを委員長のご見識も私は聞かなければならないんじゃないだろうか。そういうふうに法的なものをひとつひとつこのところで踏まえていく時にそういう問題点が一つ一つ出てくるのではないだろうか。そういうふうには思っております。その中で検討委員会ということだけの結論だということが一人歩きしている、検討委員会って一体何なんだというようなところが要するに、県議会が作った時には、河川計画法を作る時に、この部分とこの部分とこの部分があるからということでもって、この条例は作ったはずでございます。今日、竹内さんいませんけど、私もそれぞれの中から2人ずつ出て作った6名の中の委員のひとりであります。そういうような状況が論議されないで、問題点がちょっと違う方に行ってしまう。私も確認しましたら、こんなに河川改修がこの計画に基づいて、80%終わっている。それからダムの計画についても工事が50%進んでいる。このようなケースは全国で初めてだそうでありまして。ここら辺のところに対して委員長はどのような立場でもって、その結論を出されたのか、その結論に対する本当は私はそのことについての責任といいますか、お考えはどこにあるのかということも本来ならばお話しすべきではないだろうか、そういうふうに法的な、それぞれの問題を全部クリアーして考えていく。やっぱり考えていく。総合的に判断して、この総合的に、というところは非常にデリケートなところでありまして、まさしく私はすばらしい言葉を使われたなど、そういうふうには思っております。しかし、そのひとつひとつの法的根拠をこの委員会に当てはめていった時に、一体どうなんだろうかと、という法的根拠の上でもって議論がそれぞれ進んでいって、その上に立つから、ここで出された答申、ないしは、それぞれの意見が重要視されてくるんだと、私は考えます。いかがでございましょうか。

宮地委員長

私に対するご質問もあった訳でございますけれども、先にお答えしてよろしゅうございませうか。私、先に答えさせて頂きたい。私は今のもうひとつ、ちょっと伺いたい、技術評価委員会とおっしゃいましたね。これは、公共事業評価監視委員会のことですか。

宮澤委員

そうです。評価委員会は部長が作っておりますので、評価監視委員会です。失礼致しました。

宮地委員長

それに関しましては、これは砥川、浅川の話しというのは、そこでもういっぺん審議することになっているはずですね。答申が出た段階で知事がそこに再度お願いを、審議をお願いしますと、そういうことになっていると私は理解しております。それ以前に私どもの検討委員会というのは、何か、いろいろ宮澤部会長、おっしゃったんですが、私はやっぱり、検討委員会というのは県の条例によってできた。前から何回も申し上げておりますが、県の条例によってできた。それがダム等を含む河川の総合的な治水、利水についての調査、審議をすると、そういうふうな趣旨に則ってできたんだから、これは外の法律がどうか分かりませんが、それによってできた委員会で、議論を始めた訳でございますので、

県の条例が一番、我々には近いところで審議をすべきというか、依拠すべき根拠だろうと私は思っております。そういう趣旨を私は貫いてきたつもりでございます。

宮澤委員

分かりました。委員長のお気持ちはよく分かりましたが、私が申し上げているのは既に公共事業再評価委員会が出されている前回の結論をどういうふう考えたのかということに対してのお答えをされておられない。これが私はやっぱり、すべきもの、法律国家の中でもって、していくならば、ここここがこうだというようなことを検討委員会が本当にしたのだろうか、その問題を今申し上げている訳です。

宮地委員長

公共事業評価監視委員会では、継続審議にして、再度、ここに持ち出しなさいとおっしゃっているはずだと思いますが、金子委員長は、それを私どもには、とにかく何の断りもなしにそういうことを言ったと言って抗議をなさっておられましたけど、それは承知しております。ですから、それ以後に私どもに県の条例で命令が下って委員会ができた訳でございますから、私はそれ以前のことにあまり配慮を致しませんでした。しかし、この委員会が答申したことを県議会でいろいろご審議になる。或いは、知事が公共事業の評価監視委員会に再度お諮りになる。これは多分、当然、そうなさる手続きがあるだろうと理解しております。それは浅川、砥川だけでなしに、多分、あそこで一体どれだけの河川が、角間川なんかも。

宮澤委員

委員長、結構です。要するに、この工事がスタートする前の評価監視委員会の中の結論は考えなかったということだけで結構でございます。だから、その次に私が申し上げたのは、部会の位置づけというものについて、私はそういうふうに考えます。つまり、地域住民の皆さんのご意見を入れて、河川計画を作らなければならない訳ですから、屋上屋を架す訳にもいきませんので、この委員会の権限を増す為には、どのポジションを受け持つかということは最初の第2回目の検討委員会で議論をしたはずであります。その時には、部会というものは検討委員会では地元住民の意見を聞くという訳にはいかないの、関係住民の意見を聞くということで、部会を設置するんだということできたはずであります。

宮地委員長

その趣旨は変わっていないと思います。どうぞ、石坂さん。

石坂委員

五十嵐委員のご質問にお答え致します。私は先程、申し上げましたように表現が分かりづらかったかしりませんが、治水、利水の問題というのは、多数決に馴染まない。本来、多数決で決めるべき問題ではないというふうに考えております。宮澤委員も同じお考えということでうれしいんですけど、それでは、前回、蒸し返しになりますけれども、最終の時に、私が多数決で決めるということを答申に盛り込むということを本当にいいんですかと、これはあとから必ず火種を残しますよと、良いんですかと。そうですか。多数決で決めるという文言を盛り込むということに、最後まで一緒に反対して下さったらよかったじゃないですか、そんなことを申し上げれば。それと只今の宮澤委員のご発言の中で思い違いと事実誤認があるように思いますが、全国で72中止になったダムはすべて調査中というのは、どなたがおっしゃったかしりませんが、私が調査しました中では、例えば、山梨県の笹子ダムは、付替え道路まで造ったけど、中止になっている訳ですから、調査中のものだけではありません。72の中で中止になったものは、それから評価監視委員会のことをどうして持ち出すのかわかりませんが、いずれにしても、監視委員会は事業継続を決めたけれども、そのこととは、別にダムを含む治水、利水のあり方を検討しなさいという条例を議会が作った訳ですから、監視委員会が事業継続としているのに検

討しているのはおかしいということになれば、検討委員会そのものを作る必要がなかった訳ですから、どうしてそういうご意見が出るか、ちょっと分かりません。

宮澤委員

委員長、ちょっと誤解されておりますけれども、まず72のダムの中で笹郷ダムのことについては、私、そのことお聞きしました、国土交通省から。それは35万人の都市を造るということで、利水計画があったけれども、この経済、それが駄目になったので、それについてはダムを、計画を中止しました、このことは言われました。それは石坂委員さんのおっしゃるとおりで、その件についてだけだというふうに聞きました。それは調査中は、他は調査中だということをお聞きしたということでもあります。それから、私はひとつの検討委員会が法的に基づいて、結論を出す時になったら、それに関係する委員会の結論との兼ね合いはどうかということでもって、そのことについては、委員長から、そのことは、前に出された結論については考えなかったということだから、それはそれで結構ですよと、今、申し上げたのはそこです。

五十嵐委員

総合的に書いた時に、実際は少数者しかしかいない。これを取っても良いいってことですか。総合的にという名前を付ければ。たったひとり必要だと、14人がダムなしだと言っている。ダムありとひとりでもいれば、総合的という名前を使えば、取っていいんですか。

石坂委員

常識的に考えて、たったひとりが総合的な結論になるとは私は思いません。それはその時の委員会の話し合いでいいんじゃないですか。

五十嵐委員

話し合いをやったって、全然、激論、不信任案まで出るんですよ。話し合いで解決するんですか。

宮地委員長

いちいち、ちょっと、他にご質問が。それでは風間委員、どうぞ。

風間委員

先程、五十嵐委員からお話しがございました。私が申し上げたのは、今般、このような形で、検討委員会が残念ながらといいますか、実質多数決の形を取らざるを得なかったという事実がもう前提としてできてしまったということです。ですから、これから先の部会の皆さんにご説明をする時には、こういうことを過去の経過としてあったんだということを皆さん知ってらっしゃる。その中で、いや、多数決は採りませんよ。両論併記でいきますよと言っても、その新しい部会の皆様は納得するだろうかということを申し上げている訳です。ですから、検討委員会でこのような実質多数決という形をとったということであるならば、今後の部会のあり方として、部会の結論のもっていき方としては、そういうような同じ検討委員会と同じ形の結論のもっていき方があっても良いのではないかということをおっしゃっている訳です。実質、多数決という形で検討委員会がおとりになるならば、部会の方も実質多数決ということがあり得るのではないのでしょうか。結論が違う場合もあると思います。一番最初に私申し上げましたが、部会の方の結論と検討委員会の結論が違った場合でも、その場合、検討委員会が優位性を保ってしまうということがあってしまうと、私は条例の精神から言っておかしくなるとおっしゃいますので、その時は、その検討委員会の中で部会の論議というものを尊重すべきだということをおっしゃって、その上で検討委員会の中で結論を出すべきではないかということをおっしゃっている訳です。

五十嵐委員

もうひとつクリアーじゃない。要するに、上下の関係ではなく、並列の時、別々の多数決の結論が出たらどうするんですか。

風間委員

別々の結論も有り得ると思います。ただその場合は部会の意見というものを検討委員会が汲み上げなかったということになるのではないのでしょうか。

五十嵐委員

それでいいです。分かりました。

宮地委員長

はい、高橋さん、お願いします。

高橋委員

私も五十嵐委員にお答えしますけれども、私がそう思ったということではないですよ。今朝程来の論議の中で、言葉は、言い回しは違いますけれども、そういう考えではなかったんではないかということをおっしゃっているということをおっしゃっている訳です。

宮地委員長

はい、分かりました。どうも私のやったことがそういうふうな、お取りになさっていることをご指摘頂いて、これは反省しなければいけないことだと思っております。あと、藤原委員、先程、お答えになったんですか。まだですか。すみません。

藤原委員

この委員会の任務として知事の諮問に応じて、審議をする。15人の委員がいろいろ審議をする訳ですよ。そしてその結果、諮問に対して答申をするというのは、これがルールだろうというふうに思う訳ですね。その時に、審議をしましただけでは、済まないんじゃないか。やはり、審議の結果、どういう意見が多かった、但し、こういう意見もありましたよと、くっ付けるとというのが、やはり、答申をする形ではないだろうかというふうに、私は思っている訳です。ですから、部会の際にも浅川部会では、そういうふうにするべきではないですかとはいいましたけれども、結果的には両論併記になった。だけど、やはり、何か諮問された時に審議をしたら、どういう意見が多かったかということをお答えするのは、これがルールではないかというふうに思っている訳です。ですから、この間の時にも、そういう主張を致しました。それともうひとつ、答申についてどういう形で取りまとめをしようかということが、話し合われたのは5月30日なんですよ。5月30日で両論併記でいかざるを得ないんじゃないかとか、いろいろありましたけれども、その時点では、起草委員のメンバーの人は、各人の意見は見えておりません。それは宮地さんがひとりでお持ちになっていて、私達はそういう意見は見えていないんで、どういう方がどういうような細かい意見を言っているかは知りませんでした。但し、その日、前の日に、信濃毎日新聞に意見分布みたいなことが出てしまいましたし、私も信濃毎日からあなたはこういう意見ですかという時に意見を言っておりますので、それについて五十嵐委員にこれはおかしいではないかと言われたことは覚えておりますが、各人の意見は、新聞では見えたけれども、実際にどういう意見が出されたかということについては、答申をまとめる方向を決める段階では、各人の意見は私は見ていませんし、メンバーの人も宮地さん以外は見ていませんでした、ということです。

五十嵐委員

要するに、少数意見に、記名をして、少数意見の人に書かせるというんでしょう。今回も、A案について少数ですから、あれについては各人がどういう意見があるかというのを書かせるという話しでしょう。少数であるか、多数であるかと言うのはどうやって決めるんです

か。多数決を取るかと聞いているんです。

藤原委員

ですから、これは101ページのところにも私は意見を、101ページ、第14回の時の議事録の101ページの時にも意見を言っていますけれども、この各人の意見は責任をもって書いたものですから、公開すべきだということを言ってる訳です。その場でもって出してもらったら、そうすれば、多数の人達がどう思っていたかということが分かるから、その方が良いだろうというふうに思った訳です。だから、これを結果的には多数決というふうになる訳ですが、私は多数の意見はこうでしたと、但し、こういう少数意見もありましたという形で答申を書くべきだというふうに主張していた訳です。

宮地委員長

結局、起草委員会での合意はそういうことであつたと、私も思っておりますが、それが多数決を採ったというふうにご理解なさっておられる方もおるとすれば、私の、要するに、結論の書き方は確かに未熟でございましたので、そういう誤解を与えたのではないかと反省しております。そういう意味で、これから先、答申を書く場合にはやっぱり、部会の方の意見を尊重しながらという言葉と、それから答申の責任は委員会にあるんだというお話しと、どこでどう調和させるかという話しであろうと思うんでございますけれども、高田委員、どうぞ。

高田委員

少数、多数という形で2つに割れてしまったという経緯は、私、技術的な面からちょっと残念に思うんですけど、要するに、ダム賛成の人、反対の人、その中間がなかった。出てこなかったのはなぜかと思って考えてみたんですが、これ今後の議論のやり方にも係わると思うんです。端的に言いまして、県が作った、浅川にしる砥川にしる、あの計画、特に基本高水に関してはいろいろ技術的な問題があつたはずなんです。それに対してあの数値の出た過程で、数値の信憑性は、河川課の方は、お分かりだと思うんですが、それをまったく動かす気はなかった。ダム賛成の方は、その計画に完全にのっている訳ですね。ですから、県があの計画に対して、私もこの席でも話したことあるんですが、幅があるという話がまったく出てこなかったんです。そうすると、A案に対してA'案というような修正案が、河川課の方から出ても良かったと思うんですね。これは大熊委員からもよく話があつたんですが、1個に決まるものではない。幅があるんだと、その話が活かされなかった。それで、ダムに賛成される方は県の計画にそのままのままで、そこから動こうとはしなかったんですね。ダム反対の方の理由にしても、そんなに厳しく数学のような答えて、批判できるものでもない。そういう形で、歩み寄るという形、河川課の方が、この数値の信憑性はこのくらいだ、ですから、例えば、砥川の280m³/秒というのは、これは選択肢として、私も認めるんですが、選択肢としての最大値というような話がまったくなかったんですね。それが今の少数、多数の話に直結していますので、この出てきた枠組みというのも、結局、また元に戻ってしまった。幅があるという捉え方がまったくできずに、河川課の方は、これは妥当な数値なんだという一点張りだった、それがまずかったと思うんです。そういう点で、枠組み自体が変える可能性も、また同じ議論が始まる可能性もあるんです。その辺を考えて頂きたい。今の多数、少数というのは結果的に、こういう技術的な中身の議論が互いに消化されずに、また県の河川課が、それを金科玉条に掲げたという、そういう議論の中から、出てきた部分があるということを私は印象としてもっているんです。この考え方は今後の残りのダムの問題、河川課、治水の問題、これに対して非常に大事な話しですんで、さっきも、いろいろな部会なり検討委員会との関係、知事との関係なりと言うのがあつた訳ですが、県の河川課とこの検討委員会との関係というのもやっぱり、議論しないとイケないと思います。結果的には、県の決めたものが一人歩きして、代替案が素人が思いつきで決めたものだという、そういう扱い、極端に言えば、そういう扱いになりかねないということです。これは今後の議論の中で非常に大事な問題だと

思いますので、ここで一言言っておきたいと思います。

宮地委員長
はい、どうぞ。

大熊委員
私も先程から手を挙げていて、今の高田委員と同じような意見をもっております。やはり、国の技術基準があって、国の方から補助金が出るといった中で、それが金科玉条になって、物事が動いていた訳ですけれども、その国自身の技術的なあり方が今、揺らいでいると、そういう中でこの事実をいくつか提示してきた訳ですけれども、それに対して県の方からはきちんとした回答がなかったという、それが国の方にも質問をした訳ですけれども、それもなかったという中で、議論をして決めてきていると、恐らく部会の部会委員は大変、困っていると思うんですね。現実問題としては、判断する根拠が非常にないですからね。ですから、単純に最終的に、私は多数決に依らざるを得ないというふうに考えてはいるんですけどそういった今の国の技術基準のあり方も含めて、ひとりひとりがどう考えるかということの中で、私は最終的には、多数決に依らざるを得ない。先程から議論があるように、部会よりも検討委員会の結論の方が優先する、検討委員会の結論よりも知事の判断の方が優先するということは、これはしょうがない事だろうというふうには考えておりますけれども、その国の基準なり、それから、基準そのものの解釈の仕方もひとつ問題があった訳ですね。ですから、その辺に問題があるんだということをやはり、委員、或いは部会委員の方々がよく認識した上で、それぞれの結論を出して頂けたらなというふうには思っております。ですから、先程から治水の問題は多数決ではないとおっしゃっているんですけども、科学的にきちんとした答えがあるのならば、多数決でないのかもしれないけれども、今の河川工学のこの現状ではその正しい解ではないんですね。そういう意味では多数決の問題ではないんだとおっしゃるんだけど、結局、それぞれそういったところどう認識して考えていくかということまで含めれば、私は多数決にならざるを得ないのではないかというふうに考えています。

宮地委員長
はい、どうぞ。

宮澤委員
今、大熊委員さん、高田委員さんの幹事会のあり方について、これは大熊委員さんが委員実行したんですが、要するに、技術のプロフェッショナルですよね。私は技術者でもありません。ですから、技術の人達がどの程度の話しをしているのか、この場合、大熊委員さんはそういうふうに認識されておられるかもしれませんが、私どもの認識は若干違いますね。国は県に結論を任せているんだと、国の方では、要するに、これひとつの例として、ひとつだけ挙げるだけです。基本高水も下げたケースは全国ではありません、ということも言われてみますと、私ども行政で生きるものとしては、そのことについて今、大熊委員がおっしゃられているように、そういう経過の途中にあるんだと捉えられないんですね、こういう立場上、そういうような中の論議のぶつかり合いもありました。ただ、幹事会のあり方ですね、先程も私、申しましたですけど幹事会がほとんど自分の意見を言えなかった。言わなかった。これは非常に部会審議、それから検討委員会の審議を、私は不幸な結論にもっていったのではないだろうか。例えば、財政ワーキングで、私は五十嵐委員、尊敬しておりますが、五十嵐委員の指導で、補助金の返還421億を出しました。要するに、421億という事実は事実としてみなければいけないよと、これを否定して載せないとかそういうことではない。事実はしっかり事実として見る、こういうふうに先生がおっしゃられた時に、あ、さすがだなというふうに私はこの時に思いました。それで、財政ワーキングのあのようなことは今まで県の方の側でもってやっていることで、私ども議員にまでそういうことが話される場というのは、率直なところなかったんですね。え、

と思われるかもしれませんが、そこまで今回のああいうような部分のところが論議されたケース、これはこの財政ワーキングが初めてだと思います。竹内委員もいますけど、そういう経験はなかったと思います。そういうような正式資料に基づいて、知事がそういう状況も踏まえて判断すると、それでまた予算を具体的に認めるか認めないかということをもって、議会が判断する。こういう段階で動いてきた。だから、検討委員会の意見に知事がまったく同じ意見を出さなかったということも、私は知事のおかれている立場での勇断があったということだと思いますし、こここのところと同じ結論を出さなければいけなかったとは、私は少しも思っていない。だから、議会の方でも予算執行の関係から7月2日に石坂先生も、竹内委員も行かれたようです。私も行っていませんのが、一部始終の議事録がここに私の手元にもございます。これはこれとして事実として、やはり、私も受け止めなければならない。こういうようなことを思っております。ですから、私は一番このところでしっかりしたかったのは、国からしっかり言われたのは、県がなんでその程度の問題をしっかりと言わないんですかと。県がどうして発言しないんですか。こういう話しばかり出てくるんですね。この幹事会の存在というものが、私は、分かり難くしたのではないかと。だから、先程、高田先生から話がありましたけど、もっとはっきり言うべきだし、もっとそういうことで県費を掛けてやっているんだから、積極的な提案なり、サポートなり、ダムというものに拘らないで、大熊先生が言われたように、ひとつの真理を求める技術者としての対応があってもよかったのではないだろうか、こういうことを私自身はずっと感じて参りました。私は全部の河川をやった方が良かった人間でしたが、一番難しい砥川、浅川から入ってしまった。その一番難しいところから入ってきたから、今、こういう問題が出てきているんですよ。これが全国で初めての、こんなケースにもなってしまった。そこら辺も含めて、私は幹事会のあり方、この検討委員会と知事のあり方、またそれを受けて予算執行する議会の在り方、みんなそれぞれ言い分がございまして。そういうような中で、一番肝心なことは、この委員会と幹事会との接点、ここをですね、もっとクリアーにしなければ、高田委員さんのように不満もある。みんなの不満がそこに集中するのではないかなと、私はそんなふうに考えます。

五十嵐委員

とりあえず、確認させて下さい。ルールできれば、多分具体的合意した方が良く思うんですね。委員会と部会の関係について言うと、全体的には、多数決は好ましくない。これは好ましくないということでみんな一致だと思うんです。やむを得ない場合は多数決もあり得るということですよ。多数決が有り得た場合に、まず部会の多数決があって、それよりは委員会の多数決が上回るということですね。更にそれを答申した場合は知事はこれを上回る。最終的には知事と議会の関係で県民が判断する。こういうプロセスでよろしいですか。委員会と部会の関係。

宮澤委員

私は部会で一本になってきた時に、検討委員会でそれをどういうふうに論議するのかというのは、よく分かりません。幹事会が今回は、もっといろいろなことを資料として提供された時に、やっぱり、部会も検討委員会と同じ結論に近づいてくるのではないのでしょうか。ということだから、私は部会と検討委員会が最初から両方とも多数決でくる。それがもう最初から違うんだということで、そういうことがあり得るのかという感じがするのですが、石坂先生、頭を下げていないで、同じ部会長としてやってきたところなんですから。

宮地委員長

なるべくそうならない方が望ましいことは事実でございますね。ただ、いろいろな場合がございまして、いろいろな場合を考えておかないといけないと思いますが、あんまり簡単に割り切れませんですけども、確かに、今、お話しを伺ってまして、この間の委員会の最後の締めくり方、その他、幹事会のいろいろご発言、いろいろ反省するところたくさんあると私は思います。そういうことをただ、現状としてやっぱり、まだまだ、先

程、前に申し上げましたが、不確定な状況が確定しない段階でいろいろなことを考えていかなければいけない状況にもあるということも、やはり、ご理解を頂きたいと、私は思うんですが、それで最後申し上げますが、どうも今までの議論を伺っておりますと、やっぱり、答申を依頼されたのは委員会であって、そこは責任をもって答申をする。これは皆さん共通の意見だろうと思います。その時にもっぱら部会の方には、本当に地域の状況を知った方がおいでになっておりますので、その意見はできるだけ尊重したい、この意見も変わっていないだろうと思います。だから、問題は結論が出てきた時に、それに対して、いろいろ委員会の意見と食い違った時にどういう手続きを取るか。この辺はやはり、僕は前の宮澤部会長が部会の意見を尊重しなかったとかおっしゃいますけれども、そういう点でもし時間的な余裕があるならば、委員会と部会とがいろいろ話し合うとか、そういうキャッチボールの話し段階も、できるだけ考えていくべきだろうと私は思います。ただ、前の場合には、そういう時間的な余裕がほとんどございませんでしたので、ああいう格好になってしまいましたけれども、私としましては、部会報告の中に書いてある要素を取り上げると、そのことには専心をしたつもりでございます。その中からどっちを選ぶかと、そういうふうな手法を取ったつもりでおりますが、いかがでございましょう。この問題、突き詰めていきまして、これこそ、決をとる訳には参らんとするんですが、はっきりしないこともございますが、どうでしょう。先程、部会の話しと、やっぱり、部会と委員会とは少し役割が違うということはやっぱり、ご認識を頂きたいと思っております。そして、やっぱり、私、繰り返しますが、県の条例に基づいて、ダム等を含む総合的な治水、利水についての判断を我々は頼まれたんだということを、やはり、基本にして、そこが部会を設置して、どういうふうな意見を汲み上げていくか、そういう問題ではなかるかと、ちょっとまとめすぎておるきらいがございませぬけれども、いかがなものでございませぬ。はい、どうぞ。

松島(信)委員

今の部会と検討委員会のことですね、今までの砥川と浅川のことについて、今まで多く議論されていて、それはそのとおりに私も反省すべきことは今後の部会に活かすべきだと、それは当然ですね。しかし、現実には新しい部会をやっていて、もうすでにほぼ回数にすれば半数すぎている、もうまとめの段階を具体的にやっている、そういうところですね。それで今、例えば、部会の結論、これはどういう結論になろうと、部会の結論が上がってきたと、それに対して、検討委員会の結論が違うことはあるかもしれないという意見と、いや違うことなんか有り得ないという意見もあったですよね。そのところについて、ちょっと私は大きく疑問を持つんですね。ということは、検討委員会は非常に公平な立場でまた将来的なことまで、また非常に総合的な立場で考えるべきですよ。ところが部会というのは、一見、今、多くの方が地域の切実なるいろいろなことを部会に反映してきているから、部会の意見は多いに尊重すべきであると、これはそのとおりなんですよ。でもそれがそのとおりにいかない事例もあるんですよ。それはどういうことかと言うと、地域の人と言うのは、もっと極端に言えば、村の意見ですよ。村の人達の意見、これはちょっと言葉は悪いので、ちょっと言い方が、気を付けて言いたいんですけども、端的に言いますと、地域エゴが非常に正面に出てきてしまうというケースだって有り得るんです。こういうものが本当にこれから通用していくかどうか。それが大きな問題になります。また、その環境の問題なんて、非常に地域エゴが出易い。経済の問題は勿論ですけども、ですから、これは河川はひとつひとつ個性があるように、部会にもそのひとつひとつの事情、特徴を反映した、そういうことになっていくはずなんです。だから、同じように砥川と浅川のような形が、今後出てくる訳ではない訳で、だから、結論がひとつになるということもあるかもしれんし、3つになることもあるだろうし、だから、ひとつとか両論併記なんていうこと、最初から決める必要もない訳で、だから、本当に部会に何人かずつ分担して行っている訳ですけども、その中で、本当にこの部会で一番大事なことはどういうことかと、これはやっぱり、大事なことといえますのは、地域エゴを排除した形の大事なことはどういうことかということ、きちんと見抜いていかないといけないと思うように思っ

ております。

宮地委員長

部会にご参加になってのご感想でございましょうけども、確かに部会と委員会、いろいろ難しい問題があると思います。ただ、私、率直に思いますのは、今やっておられる郷土沢川、黒沢川、上川、やはり、前の部会とは少し違ったニュアンスの運営をなさった、おられるということも私は痛切に感じられる。前が悪かったとか、良かったということは別にしまして、かなり、柔軟なというか、いろいろな考え方をやっておられないというふうに私は外から見ておりました。はい、どうぞ。

高橋委員

先生の意見に関連して、エゴというのはどうかと思いますが、特に黒沢川の場合は生活貯水池という目的が浅川、砥川とちょっと異なっているということ、エゴというなんてものではなくて、切実な問題なんですよ。利水の問題は、ですから、先程以来、県会の先生方2人は、意見が離れる訳がないと、部会と委員会が離れる訳なんてないと言っていますが、私は違うと思うね。これはそれこそ大きな勘違いをしていますよ。私は、砥川や浅川と違った非常に逆に難しい問題が出てくるであろうと、そういうふうに思っています。ですから、できるだけ、部会のですね、意見を尊重して、それこそ、松島(信)先生言っておられましたけれども、公平な立場で判断をして頂きたいなと、私はそれをお願いしたいと思いません。

宮澤委員

私と石坂委員さんが離れることはないということですが、私は条件だけつけております。それは幹事会からしっかり言って頂くということですね。一番問題なのは利水の負担なんですよ。利水の負担が県が負担できるというような問題点をはっきりできるなら、これはみんなという部分も出てくる。そういうような河川が非常に多いということです。それから、計画もここまで進んでおりませんし、そういうような状況の中では結論がひとつになり易いというふうに思いますが、私の最低の状況は幹事会が、要するに、利水はあやふやでもって県が負担して、水道事業やってくれるような、そういうような中途半端なことはこれからはもうないと。そういうきちんとした状況の提起があるということが、大前提だと、こういうふうに申し上げた。そこだけは、くれぐれも幹事会と各部会、検討委員会のこの関係だけは、私は言うべき事、ちゃんとすべきことはちゃんとってもらいたい、ということだけ、あえて要望しながら、そのことだけお話ししたいと思えます。

宮地委員長

分かりました。いかがでしょう。大分、議論も出尽くしたように思うんですが、はい、どうぞ。

五十嵐委員

まだ聞いていないんですが、起草委員会の方式ですけれども、大きな事情の変化がない限り、起草委員会はワーキンググループから選び、選ばれた人達は最終的には、委員長に一任するという、この方式も了解でいいんですか。それはまずいいんですか。

宮澤委員

委員長、それはですね、私、今回、本当は石坂部会長のご労苦と私のご労苦は汗の量は同じだったかも知れませんが、内容は大分違ったと、こんなふうに思うんですね。浅川の問題点と砥川の問題点は相当違う、私はそういうふうに理解しています。その中で、部会、それぞれ懸命にやってきた。ですから、本来ならば、私その時の構成は、各、それぞれのワーキングから出ている人が、その部会を面倒見たんだから、本当はその方々に公平に書いてもらいたいというふうに思います。それから私は五十嵐先生がおっしゃられたように、

もしその起草委員になられる方は、いかなる場合においても、自分の意見を起草が終わる段階までは、押さえるべきだと、私も部会長として、公平に部会長報告を書きました。それ前に自分の意見に基づいて、ものを書かれちゃうと、これは私はルール違反だと思っております。ですから、起草委員会の人達は自分のご意見を、起草案が出来上がったなら、良いですけども、その前にはっきりさせるのは、五十嵐委員がおっしゃられるとおり、ルール違反だと思います。

宮地委員長

起草委員にどういうところから選ぶかということは、やっぱり、起草をする段階の話もあると私は思います。やっぱり、その状況を一番良く知った人が書くべきだと思いますし、いかがでしょう。そこまで今五十嵐さん。

五十嵐委員

決めておいた方が良くと思いますよ、ルールは。また起草委員をどう選ぶかについて。誰かというのは決めなくていいんですよ。しかし、原則としてワーキンググループの委員と委員長で決めると、そこで決まったことについては従うと、ルールは決めておかないと、誰が入るかは、その中で決めれば良いと思うんです。

宮地委員長

私はワーキンググループの座長という意味では申し上げなかったつもりなんですが、結果としてそれに近くなりました、今度は。でも、その辺は柔軟に考えて頂いて、やっぱり、基本的に問題があるから、そういうワーキンググループ作った訳でございますので、そういう中から出して頂くのが一番良い。但し、時によっては、地質の松島(信)さん入って頂きましたように、そういう臨機なことはあり得るだろうと思います。いかがでしょう。そういうことでよろしければ、やはり、先程の委員会と部会との話しというのは、やはり、私、多数の意見ではかなり委員会というものが一番基本であるというふうなご見解が多かったと思いますが、部会との関係は細心の注意を払って、委員会が考えなきゃいかんのだなと、そういうことは今までのご議論で、いろいろ出てきたと、これを頭の中によくおかねばいけない、そういうふうに感じておりますが、そういうことではいかがでございましょう。そういうまとめでは、よろしゅうございましょうか。五十嵐さん、どうです。その他に、いかがでございましょうか。それでは、そういうことで、この委員会と外との話しは関係というのは、いろいろなことがあるかと思いますが、それはちょっとここでまだ決め兼ねると思っておりますが、やはり、私どもは私どもの信ずるところにしたがって、いろいろ答申を書いて行く、これがやっぱり、ひとつの姿勢だろうと思っておりますけれども。

五十嵐委員

先程、宮澤さんと大熊さんと高田さんから出ている対幹事会との関係、これもうちょっと整理して、創造的なことをしたら良いと思います。なぜかと言いますと、この枠組みはかなり決定的な重みを今後とももってくるのではないかと言うことです。まったく縛られないという意見でいくのかですね、ある程度、これを尊重していくというのか、委員会のあり方がまったく異なってくると思うんですね。端的にこれに縛られたら、今日解散してもいいというふうに、私は思うくらいです。端的に言うそうですね。つまり、基本高水について1/50に置き換えてやるんだったら、全部ダム要りませんから、端的に言う。その位のインパクトをもつものだろうと思います。この扱いについて、少し自由度を残しながらどういう形で今後、処理したらいいか、議論をしてもらったらいいと思います。

大熊委員

このあと、清川とそれから薄川の議論が出てくると思うんですけど、そうすると、この方式でいきますと、浅川と砥川の場合は、8割は河道で何とかできて、あと、2割というこ

とで、そのいろいろな方法があり得るかなという感じはするんですけども、この薄川の場合は、見方によっては3割くらいしか河道で流せないという感じになる訳ですよ。或いは、6割くらい流せるか、それも私、ちょっと難しいと思って、5割が精一杯だと思うんですよ。それから、薄川は1/80というところがね、松本を控えていてなぜ1/80なのかという、そういう問題もあるんですよ。今度、清川の方も、清川の現計画からいくと河道でなんとか処理できるのは、やっぱり、4割とか5割なんですよ。残りどうするのというのは、そう単純ではないんですよ。ですから、私は今回の浅川、砥川のこの出てきた枠組みというのは我々はこれに囚われていたら、できないんじゃないかというふうに考えています。そういう意味では、これはあくまで、知事なり、執行機関が決定したことであって、我々検討委員会とは関係がないというふうに考えるべきではないかと思うんですけどね。

宮地委員長
はい、どうぞ。

石坂委員
この枠組みはあくまで、6月7日の答申を受けての枠組みと、私も理解していますので、当面の浅川、砥川の治水、利水対策に適應するものと、そういうふうに考えています。先程、ちょっと午前中にも発言させて頂きましたけど、全国的な河川行政が過渡期にあるということで、少し今日も議論になりました基本高水の問題や今後の河川整備計画のあり方をめぐっても、これからも大きな変化、国自身の対応の基準の問題も含めて、前進というのか変化というのか、それは当然過渡期の過程であるだけに、考えられる訳でして、あくまでも6月7日の答申を受けての浅川、砥川に限っての現時点での枠組みと、大熊委員からも今、ご意見ありましたように、他の7流域はこれから検討していく訳ですので、この7流域の検討は、参考にすべきところは多いにしていければいいと思いますけど、これを全部当てはめるべきだということになれば、先程、五十嵐委員からもご意見あったように、もう検討の必要はない訳ですから、私は6月7日の答申を受けての、その限りにおいての枠組みという位置づけでいいのではないかと思います。

宮地委員長
はい、どうぞ。

宮澤委員
私のところ、マスコミの人、驚くかもしれませんが、黒沢川、ダム以外の案を提案しているんですよ、私。提案しているんですよ。そういう提案、部会長おられますけれども、そういう提案まで全部して、それぞれの近くで計算もして、それでやってみて、それでまたこれでひとつの結論を出したあと、また土木部でもって今の案をあれして、新しい計画を作るというのが、今回の浅川、砥川のやり方ですよ。部会でそんなことやる必要があるのかなと、五十嵐先生、このお金の無い時に、忙しい時に、そこまで案出して、それで今回は、それをあれして、部会でのやったことどうするんですかときいたら、答えはなかったけれども、今これからまたやろうとして、調査をします、それによって、やります。こんなことだったら、部会でもって、具体的な案もやることはないし、私は、物凄く今やっていることが、おかしなことを言っているという気がして、仕方がないんですよ。要するに、同じことをまたやろうとしている。先程、部会でやったことは何だったんだと、部会と幹事会の関係の中だもんですが、その話をするんですが、

宮地委員長
はい、どうぞ。

五十嵐委員

先程、幹事長の方に、これは議会はどうか受け止めているかというふうに聞いたら、賛成得られていないと、この関係も曖昧模糊としているんですね。宮澤さん言っていることも曖昧模糊です。不必要な摩擦は避けた方が良いでしょうし、経済も合理的にした方がいいので、やり方について行政の方が私少し悪いと思っています。こういう案があるのであればですね、早く出すべきですよ、やっぱり。これは今後どうなりますか、この関係。またぼーとして、前の原案を出してきて、一生懸命やって、また答申して、がらっと変わる。これは議会の方にも言いたいんです。知事不信任するのはおかしいので、ここでどんどんそういう意見を出して、決まったら、ある程度ルール守らなきゃと思いますよ。

宮地委員長

どうでしょう。私ね、先程、幹事会のご返事も、この話しは砥川、浅川の話したと、こういうふうにおっしゃっておられましたね。それが確かに私どもの答申と違ったこともございまして、それから、そういう良い知恵があるならもっと早く出せというのもございますけれども、これはやっぱり、これからの他の河川のことを考える時に、やっぱり、そういう意見があったら、考えがあったら、早く出してもらった方が良いでしょう。特に、いろいろな部会には既に議論がすすんでおりますけれども、まだまだそれが出せる段階だろうと私、思います。そのことをひとつかなり苦言を呈しましたけれども、幹事会の方でもよくお考えを頂いて、これから対処して頂いたらと、私は思うんでございますけれども、いかがでしょうか。

宮澤委員

石坂先生、怒られそうですが、議会も代案を早く出せというのは、そういうことを言っているんだというふうに、風間委員さんや浜委員さんはどういうふうに思っているか、要するに、そういうことなんだと思うんですね。だから、もし仮にこのところにもっと違った案をぼんぼんここに出してきて下さったら、部会の段階でも、何々の段階でも、そういう段階だったならば、私はこんなような状況にならなかったと思うんですね。どうもそのところが押さえていて、またここでしきり直しみたいなことは、それはもう勘弁して頂きたいという気がするんですが。

五十嵐委員

ちょっと答えてください、ここは。言葉悪いんですが、腹が立つことがあるんですよ、やっぱり。

神様ここまで来て国土交通省がまったく沈黙を守っていて、何やっても最終的に国土交通省に聞かなければ駄目だと、では国土交通省ここに出てきてくださいと言っても出ないということで、議論が最終的にみんな空回りなんですよ。もっと国土交通省からも自立して、具体的な案、どれが良いかは最終的に知事や議会が決めることなんですけれども、案を出すくらいのは協力したらどうですか。そう思いますけど、いかがですか。できないんですか。

宮地委員長

それは幹事会の方ですね。幹事会の方でも、そういうことはよくお考えを頂きたいと思いますがどうでしょうか。決して出し渋っている訳ではない。ただ今度の薄川とかの話も私は前の委員会でも時間があるからたたき台を作って欲しいというようなことを申し上げましたが、そこら辺にもやっぱりひとつの新しい考え方もあり得るかなと思った訳でございまして、多分、これから今度議論頂きますが、そういう方向をまた考えてくださるんではないかと思えます。はい、どうぞ。

高橋政策秘書室長

政策秘書室長の高橋でございます。今の件でございますが、もともと幹事の方からあんまり意見を言うなというのがあるって、宮澤部会長は自由な意見を止めるなということで、幹

事会の方は意見を言わないということでやってきました。これからもそうしたいと思うんですが、ただ委員会として、幹事にこういうことを検討しろとか、或いは、こういう案をもっと深めるとかですね、そういうのを頂けば、我々はこの委員会の下働きをする為にいる訳ですので、それはできる限りやります。ただ、河川の改修の場合には、どうしても国土交通省の最終的には認可というのがないと、それは動きませんので、その点については了解はして頂きたいと思います。また、国土交通省には、こちらから、県から出てくるように、お願いはちゃんと知事名でしておりますので、国土交通省が出ないことを我々に言われても、ちょっとそこは我々としてはやりようがないということで、そこは了解をお願いしたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

五十嵐委員

私、個人として、あとで皆さんに同意して頂ければ有り難いんですが、残りのダム全てについて、ダムによらない代替案はどういうものが考えられるか、全部用意してください。

高橋政策秘書室長

委員会として、そういう決定をされたというのであれば、用意致します。

宮地委員長

はい、どうぞ。

風間委員

本来、この検討委員会に一番求められた姿というのは、やはり、私は代替案というものがどういうものなのかということをごすね、きちんと県民の皆さんに提示するという役割というのが、私一番だったと思うんですが、基本高水の過大な問題等々が非常に重要視をされて、そして、部会、検討委員会の中で論議をされていた経緯もありました。結果として、答申として、出された数値、330と200、これも結局は知事、部局の方によって、もとの高水に戻されるというような経緯もございました。それが良いか悪いかと言うのは別問題と致しまして、今後、幹事会の皆様方が、技術者の集団として、どんな代替案があるのかということをご120%検討して頂いて、国の認可云々という問題よりも、どんな代替案というものがいいのかということをごしっかりと提示をして頂く。その役割を委員会としてきっちり、委員の皆さんがそれで良いと言えば、幹事会の皆さん、良いんですね。それで考えて頂けるんですね。ということであるならば、それが私は本来の姿だと思いますし、何が言いたいかと言いますと、基本高水の問題はですね、少しちょっと棚上げにしておいた方が良いのではないかなと思うんですね。いろいろ皆さん個人的なご見解もあるかなと思うんですが、今、実際、今動いている部会の方でも、そういうような形を取られている部会もおありになると、私聞いておりますけれども、本当にいろいろ各論あると思いますけれども、当面、今の設定された基準の高水、これをもってやった時に、代替案ってどういうものなんだと、これをしっかりと決めておかないと、これを幹事会の皆さんにやれやれ言ったって、高水が決まらないのに代替案は出せないはずだと思うんですね。ですから、当面、その高水論議というのは、少しちょっと部会の中においては棚上げをして、後々、まったくやらないという訳ではないですけども、後々の問題にしても良いと思うんですが、時に、代替案というものの輪郭をしっかりと出す為には幹事会の方としても高水をしっかりと設定をしておかなければ出せるものも出せないと思うんですね。ですから、その辺の事のご理解というものをこの委員会としてどうなのか。ちょっと委員長にお尋ねしたいんですが。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

そういう前向きの方角に進んで頂くということは私も大変有り難いことだと思います。私は先程から出ているご意見と少し違う角度なんですけど、幹事の役割ということについて、一生懸命やって頂いていることには感謝しながら、ちょっと検討委員会を置いた目的からしてどうなんだろうということで、例えば、今お話しが出ています基本高水のことでは、疑問に思うことが間々ありました。というのは、検討せよということですので、私達は今までの考え方は考え方であるだろうけれども、こういう角度から検証もあるんじゃないかとも、こういう考え方もできるんじゃないかということこそをそういうことを素人なりに地元の方のご意見も含め、国土交通省始め、いろいろなところの全国状況を踏まえ、申し上げますと、今までとおりが一番正しくて絶対なんだというご説明を、常に、やっぱり、コンピュータグラフィックまで使って、OHPまで使ってやられるということになりますと、検討して欲しいということで県から委嘱されたのに、検討する意見を許されないみたいな、やっぱり、そういう検討委員会と幹事会との関係というのは、とても疑問に感じたことが、その部分については間々あります。そういう点では是非、今棚上げというお話しがありましたけれども、国土交通省自身が全部棚上げしているところがほとんどなんです。先程、申し上げましたように、基本高水の将来目標ということで、それはそれで置いておきながら、現実に実現可能な暫定計画の計画高水で対応をずっとしている訳ですから、そういう現実的な対応の前向きな案を検討して頂けるということは大変有り難いと思います。

宮地委員長

どうでしょうか。高水の問題棚上げというお話し、何にもなくてはできない話しです。但し、今度の砥川、浅川の見解、それが全部であると言われると、もう何にもすることがなくなるのは事実でございますね。私は高水の問題に対してはこの委員会としては、委員会の12回の時でしたか、議論しまして、高水とはこういうものだという一応の合意の下にやって参りましたですね。そのことはまだ生きているんだろうと思っております。それではなければこれからやることはないだろうと思っております。ですから、それは今の高水をどう、その結果の答申が今度の前知事のご選択とは違ったことも事実でございますけれども、私どもは、これから新しい知事も生まれませうけれども、やっぱり、これから検討していく時には、前の委員会の考え方はまだ生きていると、そういう理解でいって、よろしいのではないかと、私はいいのではないかとと思うんでございますけれども、どうでしょうか。はい、どうぞ。

宮澤委員

私は砥川で、要するに、既往最大から出す出し方と、それから今の貯留関数法から出される今の考え方、この2つが出されてきた。これからきっと2つの流れになるんだろうなと思っております。ベースはですね。一番問題なのはですね、私も部会やりまして、部会の委員の皆さんが一生懸命やられて、ちょっと具体的な例をあれしますが、高田先生のところへ夜、研究室に電話しましたのが10時まわってましたですよ。私ども、諏訪の建設事務所で行ってました。そうしたら、先生まだおられて、対応されてくださいましたけれども、そのような状況でもって、素人なりに作った、先生は、私は学者で作っているのだから、土木工学の人達がどう作るかという問題については、またそこでというような話をされておられた経過がございました。このところまで、実は砥川は皆さんのご努力でおやりになられた。また浅川も同じだと思いますけど、そういう状況からしますとですね、限りなくその為にお出でになられて、昼間もその時間はやっている県の土木部のスタッフの皆さん、みんな優秀だし、そういう人達に書いてもらうのが一番楽なんですよ。一番正しく、私は、書いてくれるんじゃないかなと思うんですよ。だから、やっぱり、そういうふうな形でやってみて、ここがどうだ、ここがどうだ、それから私どもはしっかり申し上げれば、現場をある程度まわりましたが、要するに、ここにはどういう利水の条件が眠っ

ているんだとか、環境問題がどうだとか、みんな出先の皆さん調べておいでになられるんですね。そんなことまで全部資料もっておいでになられるにも係わらず、まったく資料をもたないで、まったくそれぞれ関係ない人間がそこに行って、ぼんぼんと素人なりの絵を描くんですね。こんなことをやっていたって、高田先生は別ですよ。そういうことよりも先程、五十嵐先生がおっしゃるように、しっかりとひとつの基準だけ決めておいて、例えば、この基準ならこの基準に決めておいて、そういうことでもってやる、ということを出してもらわなければ、その方がうんと早いし、物凄く、より真実というか、正義に、それに近づくとおもうんですね。ベストに。というような感じを私はずっと思っている訳ですよ。そこら辺のところもそろそろそういうような形でやって、それを審議する部会であり、それをするというような形の方が進め易いのではないかなと、こういうふうに思うんですが、私もですから、五十嵐さんの案、それから風間さんの案には賛成です。

宮地委員長

はい。

藤原委員

良く分からないんですね。要するに、この委員会が作られることになったのは、2月でしたか、前の知事が脱ダム宣言をやった時にですね、それに基づいて、土木部で作れるんだったら、何もそんな条例を作って、検討委員会を作って、審議してください、ということが出てくるはずないんですね。にもかかわらず、議会がこういう検討委員会を作ったというのは、意味があるはずですよ。ですから、知事がダムなしで考えるというので、それについてのやり方を土木部で出せるんだったら、この検討委員会なんかなしに土木部が出したものをですね、県議会が議会でもって、いろいろと審議をすれば良い。そうすれば、何も検討委員会なんて作る必要なかった訳です。ですから、検討委員会は検討委員会として審議をするのは、土木部の案をですね、土木部がダムなしの案を作ってきて、それをこちらでもって検討するんだったら、あまり意味がないんじゃないですか。そんなことは議会でやればいいんじゃないんですか、というふうに思うんですよ。そうすると、そうではなくて、この検討委員会で出したもの、それを知事が答申として受け取って、どう活かしていくかということになっていくんだったら、検討委員会をやっても良いですけども、要するに、ダムを造らないというやり方を土木部の方でこういうものがありますと、出すのでしたら、検討委員会でそれ見て、これは良いですとか、悪いですとか、そんなことやるんだったら、何にも検討委員会でやらなくたって、議会でやって頂ければ良いことで、何の為にこの検討委員会を作ったのかということをもう一回、考え直して欲しいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

風間委員

今、藤原先生、ちょっと極論だと思うんですよ。基本的には検討委員会の中の委員のメンバーがアイデアを出してですよ、代替案というものを研究して、そして ABCD いくつあるか分かりませんが、それを出し合うということが、原則ですよ。原則。委員が出すということ。その上で更に我々が考えつかないような代替案というのがあると思うんですよ。それが幹事会の中にあるんだら出して欲しいと、そしてすべて、120%、もうこれ以外に代替案が考えられないぞというレベルまで出し合った時に、それではその中で実行可能な代替案はどういうものなんだという論議に入れる訳じゃないですか。ですから、私は、その別に土木部の方で出した物を検討するという意味ではないということなんです。基本はこの検討委員会のメンバーが考えつく、考えられ得る代替案というものをまず先にありきで出して、それで出し合って、その上で、それを補完する形で幹事会の皆さんの中でも、技術者がたくさんいる訳ですから、その方々で、それを補完する意味合いのアイデ

アイデアを出して頂ければ良いということを申し上げている訳です。

宮地委員長

分かりました。おっしゃるとおりですね。私もそうと思いますが、宮澤委員も決して、先程のようにそちらから出すものを全部見ろと言った訳ではないと私も思います。ただ、本当にその為には、私どもも頭を絞らなきゃいけないし、それに対して、幹事会は今までの立場ですと、委員会が言ったことについて答えるといった姿勢をもっておられましたけれども、そういうことまでおっしゃるんならば、こんな考え方もありますよということも、こちらからむしろ引き出すような姿勢を取った方がいいだろうと、私も思います。それはやっぱり両方の意見が歩み寄る、それは今度のひとつの教訓であろうと、私思いますが、そのこといかがでしょうか。藤原先生。

藤原委員

基本高水については、いろいろと議論されたんで勉強にはなりましたが、その時に、大熊さんや高田さんが出されたことに対して、土木部が痛烈な批判をした訳ですよ。そんなのは成り立たないんだというくらいに痛烈な批判をした訳ですよ。それが कोरोリと手のひらを返すような形でね、今のような形で枠組みなんて出てくると、なんだいという感じがしますよ。何の為にあの基本高水なんかのことで延々とやったのか。しかも、それについて、非常に丁寧に大熊先生が説明をしたのに対し、そのあとすぐそこでもって説明をしている訳ですよ。パワーポイントを使って。それは大熊さんの主張の否定でしたよね。それをやっておきながら、今度はこういう枠組みができるというのは、どうも僕は理解できないです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

植木委員

今の議論で私の考え方はですね、基本的には委員が、できるだけこういうふうな形で会ができていく訳ですから、十分な議論と頭をねじりながら、アイデアはどんどん出して行って、それを幹事会の方に書いてもらうというのは一向に構わないと思うんですね。ところが、幹事会がこういう案があるというのは、基本的には、意見の言う場が自由に言えるのは、委員だけなんでしょう、基本的には、こういうのは、自由な意見をして議論をできるというのは、幹事会が例えば、自分はこういう意見ですと言った場合に、それをですね、ここの議論の場として、平等に、平等にという言い方、おかしいですかね、責任をもってですね、議論をする、そういうような権限が与えられているのかどうかというのは、どうなんですか。

宮地委員長

それはそうではないでしょうね。確かに。

植木委員

私達は、このメンバーが責任をもって、案を作っていくというところですから、基本的にはアイデアは出して、絵を描いてもらうのは、それはサポート役として大変重要だと思うんですが、幹事会がこういう案だと言って、それを幹事会の意見、案として訴状に載せるのは、私はちょっと違うのではないかという気がしていますけれども。

宮地委員長

私もそう思います。ですから、私は先程申し上げたのは、それを穿り出すのが我々の役目だというふうに申し上げたつもりでございます。はい、どうぞ。

大熊委員

やはり前回の場合ですと、国が認可を与えるものに対して、河川砂防技術基準（案）に則っていないといけない、整合性がなければいけない、ということで、私はその浅川の場合は整合性を取る為に、必死に思案した訳ですね。330m³/秒というのを出したら、これは橋の架け替えから、護岸からということで、膨大なお金が掛かると出てきた訳ですよ。そういう中で、我々の意見というよりも、もう圧倒的に幹事会の意見の方が強い訳ですよ。私はそれに歩み寄りなければならぬ訳ですよ。ところが今回出てきているのは、360m³/秒、330m³/秒よりももっと大きいのが出てきて、今度はもっと大きな橋に架け替えなければならぬようになるでしょう。これだと。その辺がやはり、正直国の決めたやり方が金科玉条だという前提の中で、今まで議論があったと思うんですよ。その辺をもっと柔軟に考えて、逆に国を説得するくらいの意気込みでやって頂かないと、新しく前には進まないと思うんですね。それはもう宮澤さんから僕は散々、国から認可取れないではないかと、私はあなたからやられた訳ですよ。それで枠組み決められた訳ですよ。私の発想法の中でね。それは非常に苦しかったですよ。

宮地委員長

むこうで手を挙げていますから、高橋さん、どうぞ。

高橋委員

これからの部会の進め方で確認をして頂きたいと思うんですけれども、先程以来、この枠組みの話が出ておりますが、私は、今までの皆さんのご意見を聞いていて、何といえますか、それは河川課で作ったものではないんだな、今度の策の、いわゆる、ああいった事態に備えて作ったのではないかというような実は気はしております。私のこれは感じですから、但し、私はこれから進めて行くのに、少なくとも、砥川、浅川とは言っていますけれども、これが基本になってくるだろうと思っております。特に、先程、宮澤委員からもお話しがございましたように、私どもこれから部会を進めていくのには、特に利水については、砥川、浅川以外の総合的な観点から関係者と調整を進め、整備手法、財政処置等については検討して頂けるということ、砥川、浅川以外のダムについても、それは是非、他のダムについても、まったくこの点については同じですよという答弁を頂かないと、特に利水の問題は私達は解決していけないと思っておりますので、その辺は今日の委員会の中で、幹事の方から明確なご答弁を頂け、部会で報告をしたいと。そうしますと、その代替案なるものも相当前進するだろうと、私は考えておりますのでお願いします。

宮地委員長

よく分かりました。ちょっと高田委員、お待ちください。今の高橋さんからのご質問がありました。今の話しは高水みたいなものではなくて、やっぱり、利水に対する県の姿勢ですね。その辺を確認して、考え方についての、それについてのご質問でございますので、いかがでしょうか。幹事会の方からご返事頂けますでしょうか。

高橋政策秘書室長

政策秘書室長高橋でございますが、今の高橋委員のご質問というのは、ちょっと何を答えて良いか、よく分からなかったんですが、利水で市町村が今、現計画で負担する金額とか、例えば、1万m³使って、例えば、10億円負担するとなった場合に、違う計画にした場合に、今度、市町村の負担が30億円に増えたと、その分の20億円について県は負担する気があるのかどうかというようなことでしょうか。

高橋委員

配分とかそういうことはここでは言いませんけれども、いずれにしても、従来と変わった処置、処置と言いますか、県でも面倒見ますよ、ということさえ言ってくれば良いですよ。

宮地委員長

利水についてですね。利水について県はいろいろ尽力をすると、そういう姿勢は続けて欲しいということでございますね。

高橋委員

続けていくといいますが、ここではそう言っていますから、砥川、浅川と書いてありますね。砥川、浅川以外のものについては検討してくれないんでしょうかと、検討してくれるんですかということを知っているんですよ。検討しますと言うんなら、部会のこれからの進め方が非常にはっきりとしてくる訳ですから。

宮地委員長

そういうことだと思いますが、どうでしょう。

高橋政策秘書室長

その点はちょっと今のところお答えできません。あの枠組みはあくまでも砥川、浅川について出したものですし、それから、今知事が、次どなたになるか分かりませんので、ちょっと政治的なこともありますので、この話しが続いているという過程であればですね、それは県として相応の負担なり、何らかの努力というのはするとは言えると思うんですが、現状ではですね、かなり政治的判断なんで、我々事務局まして幹事会としては、お答えできません。申し訳ございません。

高橋委員

委員長、まったくそれは無責任ということですね。非常に無責任。そういうものが出てきたからこれを出すと言っている訳でしょう。先程以来出ている、それこそ、手戻りができますよ、また。こういう基本のものがあって、検討していくということなら、非常に効率的にやっていけるんですよ。額の話をしている訳ではないですから。県として基本姿勢してやるんだという前向きな答弁が欲しいと思いますが、それはおかしいと思う。

宮地委員長

今の場合、幹事会としては、そういう姿勢を取って欲しい。

高橋委員

誰に求めれば良いんですか。幹事会以外に、我々は。

宮地委員長

そうです。

高橋委員

誰に求めれば良いんですか、私の質問は。

宮地委員長

ですから、幹事会にお願いしている訳ですね、今。

高橋委員

答弁をして頂きたい。姿勢を。

宮地委員長

どうでしょう。ちょっと時間も大分過ぎておりますので、ここでちょっと休憩をして、幹事会の方にも考えておいて頂きたいと思うんですが、意外に時間を取っておりまして、3

時になってしまって、できるだけ早く会議を終わりたいと思っておりますが。

石坂委員
休憩前に一言お願いします。

宮地委員長
一言にしてください。

石坂委員
今のことは浅川、砥川の部会とそれにまつわる検討委員会の議論の中で、利水事業者だけの責任にしないで、県の新たな支援を利水に対して是非検討して欲しいという検討委員会の中の強い意見だと思っております。

宮地委員長
一般的にもございますね。確かにそうだと思います。今のコメントをちょっと頭に入れて、県の方もお考え頂きたい。確かに知事が変わる訳ですから、最終的に責任をもつかどうか分かりませんが、その辺はいろいろな因子があると思っておりますけれども。今3時5分過ぎですから、10分程休憩をします。恐れ入ります。

田中治水・利水検討室長
それでは、休憩前に引き続いて、また審議の方お願いしたいと思いますので、席の方へお戻りください。ではお願いします。

宮地委員長
それでは、ちょっと五十嵐委員は、ちょっと所用があって早退をされましたんですが、審議を再開致します。先程、高橋委員の方からご質問のあったことについて、幹事会の方で、いかがでございましょうか。ちょっとご返事を頂きたいと思うんですが。

高橋政策秘書室長
非常に答えづらいところがありますので、高橋委員、誠に申し訳ないですが、もう一回ご質問、お願いできますか。

高橋委員
もう一回質問ですか。まずですね、この利水の枠組みという資料、今日初めて見たんですが、我々、検討委員会で基本高水というものにどのくらい時間を掛けてきたか、真剣に検討したかということをご理解頂けますか。いいです。理解してもらわなくても良いですが、我々がやってきたことです。それに対して、子供騙しのようなもので、今後こういうものの考え方で進むとすれば、この委員会でやってきた審議といいですか、論議というものは水の泡だよということでございます。私のこれは考え方でございます。それで先程以来、皆さんから質問が出ておりますが、これは浅川と砥川に関するものですかと、質問に対しては、そうですとっております。しかし、基本的には、これが今後のダムにお手本となってくるであろうと、少なくとも基本高水については、今後論議することはないだろうと、私は思います。これは、ワーキングの座長もここにおりますので、その辺の見解も私の意見に対してお聞きしますけれども、それがひとつ、私は一番心配しているのは、今後の部会のあり方として、一番大事なことは先程以来申し上げますように、利水についての県の基本的な考え方、ここに書いてあるようなことが、砥川、浅川以外のダムについても県としての方針は前向きにやって頂けるんですかということを知りたいです。それともうひとつ、これは、河川管理者は知事でございますけれども、土木部なり河川課なりがこういう案を作ったもんなんですか。技術屋さんが作ったものなんですかということもひとつ聞きたいと思っております。大熊先生、その辺どういことですか。

大熊委員

正直申し上げて、要するに、基本高水を下げるということ、我々は下げるという答申を出した訳ですけれども、それが下げられないというのは、やはり、今の国土交通省の考え方やなんかの反映だろうというふうに私は考えています。これは技術屋さんがかかり関与しているだろうというふうに私は理解しております。で、やはり、理論的に言って、ここに書かれている360m³/秒だとか、220m³/秒というのは、1/50であるということとは言えない訳ですよ。カバー率100%という考え方でいけば、それが流量の確率をいう時に、100%カバー率のもので言うんだという定義ができれば、それは良いんですけれども、今まで定義も何にもありませんし、考え方がないですから、この考え方を押し進められると、我々学問上、ちょっと困るなというところもある訳ですよ。そういう意味では、これはあくまで、私としてはこの答申とは別問題というふうに考えております。ただ、基本高水ワーキンググループとしてどう考えていくかということに今後なるだろうとは思いますが、まだ全然相談しておりませんし、今日、松岡さんがいないから何とも答えられませんが、あと、高田さんに先程から手を挙げられて。

宮地委員長

そこら辺、ひとつ、高田さん何かございますか。その点はよろしゅうございますか。そうすると、あと、利水の問題なんでしょうか。利水の問題についてひとつ県の方からのご返事を頂きたい。さっき、止まったのはそこでございます。はい、どうぞ。

高橋政策秘書室長

政策秘書室長高橋でございます。先程、高橋委員のご質問に一応、幹事を代表してお答えしたいと思っております。一番目の基本高水について十分検討したものを承知しているかということについては、昨今、私としては十分承知しております。2番目として、枠組み案でいきますと、今までもこの委員会の議論が水の泡になってしまうのではないかとことですが、今回、前田中知事が判断致しました、この枠組み案につきましては、この委員会の答申そのものではありませんが、現地対応も考慮してですね、最大限、委員会の答申を尊重して作成したものでございます。それからこの浅川及び砥川に関する治水、利水の枠組みについては、あくまでも浅川及び砥川に限ったものでございます。他の河川については、まったくこれから白紙の状態でございます。それから次に4番目と致しまして、利水の県の基本的なこれからの考え方はどうなのかということで答えます。明文化してありますのは、ここにある浅川、砥川、今のところこれのみであります。これから先のことで、当然知事の判断も入ってくると思っておりますが、同様の方針でいくものと思われま。それから、この枠組み案を作った時に、土木部や河川課がどのように関与したかということでございますが、枠組み案はあくまでも知事が決定したものでございます。その過程で土木部或いは、土木部長、他の部長、或いは課長も必要な意見、質問に対するお答えというのをしております。以上でございます。

高橋委員

委員長、どうも基本的には前知事の判断が入っているというように、私は認識致します。であれば、前知事は失職している訳ですから、我々この委員会というのの今後、存続はどういうふうに考えればいいのか、委員長にお聞きします。

宮地委員長

利水のことについてですか。

高橋委員

全て、この枠組みがですね、今の答弁だと、委員会の答申を尊重しながら知事が判断したと、総合的にという解釈であれば、その知事は失職をした訳でございますけれども、我々、

これから委員会として審議していくのに、どうすればいいんでしょうかということなんです。

宮地委員長

私は、確かにこれは我々の答申した数字とは違いますですね。確かに前知事がお考えになったことだと思います。ですから、これは新しい知事が選ばれますと、県会でご承認を得るかどうかという問題は確かに残っている訳でございます。そうすると、いろいろ変わる可能性はあると思います。そのこととですね、私が申し上げているのは私どもが県の条例に従って、今までずっとこの答申の筋を追って参りました。答申までの経過をやってきた。その時の県の条例に従って、基本的に考え直してみようと、こういう姿勢は変わっていないと私は思っております。そういう姿勢は今のところ私は変わっておりません。

高橋委員

私も条例は、宮澤委員がよく言っております、県の憲法でございますので、尊重せざるを得ないと思って、実は肅々と部会をしております。しかし、今日の中で、私ひとりの意見では困りますので、皆さんにその辺は皆さんのご意見を聞いて頂きたいなと、委員の方々に聞いて頂きたい。

宮地委員長

只今私申し上げたこと、高橋委員は皆さんのご意見を聞けということでございますが、いかがでございましょう。どうぞ。

松島(貞)委員

県にはいくつもの委員会があると思っておりますが、この検討委員会は田中知事が登場して、田中知事の脱ダム宣言というのが基になっておりまして、それに対して、県議会が呼応してできた条例であることを考えますと、一方の当事者である知事が失職するような状況の中では、私は審議を続けることに対して疑問をもっておりまして、そのことも部会でも申したこともあるんですが、従って、条例の精神と共に、条例の規定は分かりますが、当面新知事が決まるまでは、一応審議はしないということの方が筋ではないかというふうに思っております。従って、この枠組みを今いろいろ議論がございましたけれども、あくまで、これは田中前知事が示した枠組みということで、その示した人が失職するような条例では、この枠組みが前にも言ったとおり、議論することそのものがむしろ必要ないのではないかなと思っておりますから、そんなふうに考えております。

宮地委員長

どうぞ、藤原委員。

藤原委員

この条例を作ったのは議会ですよ。私達は2年間の任期ということで、知事から委嘱されておりますので、これは知事が変わろうと、この2年間の委嘱期間という間にやはり、検討委員会としての審議は続けていくべきだというふうに思います。だから、そういう意味では、例えば知事が失職してようとうしようとう、このまま審議をしていくというのが筋だろうというふうに思います。だから、松島(貞)さんとはちょっと意見が違う。むしろ高橋さんの言っている方が、私の意見と同じだという考えです。それとついでで申し訳ないんですが、大熊さんにちょっと聞きたいんです。この枠組みのことなんですけど、カバー率100%は下げないけれども、治水安全度を1/100から1/50に下げているんですかという理解なんですか、これは。読んでみると100年確率で今までやってたんだけど、このところで確率を50年に1回という1/50に、50年確率相当の流量ということで、そうするとカバー率は50年確率だったらば、360でいくのかもしれないんですが、そうすると、カバー率を下げるということは安全の問題があるということで、下げ

られないと言っておきながらね、どうも治水安全度として、本来だったら1/100で考えなきゃいけないのを50年確率相当でいいんだということなんでしょうか。このところの説明、先程よく分からなかったので、教えて頂きたい。

大熊委員

まず、この基本高水の考え方について、私は意見を言いましたけれども、我々がダム無し案という答申をして、そのダム無し案というところはそれなりに評価して頂いているということで、完全否定している訳ではありません。この確率の考え方が全部カバー率100%という前提の中で、流量の確率議論がなされているというところで、私はひとつ問題提起をしておりますけれども、それと基本高水を変更しなかったという、我々は変更した訳ですけれども、変更していないというところで議論をしております。ただ、この220m³/秒だとか、360m³/秒というのは、河道で流すものを議論している訳ですね。トータルとして、1/100でやりましょうと、その内流域対策などで2割部分を行って、残りの8割分は河道に流しましょうと、その河道に流すやつは、1/50確率相当になっていますよという、そういう説明になっております。ですから、1/50でやろうと言っている訳ではないんですよ。治水計画はあくまで1/100ということで行きましょうと。その内、8割までは河道改修でやりますけれども、残り2割は今後流域対策等でやりましょうと言っている訳ですから、治水計画そのものは1/100ということですね。基本高水は従来のものであると、カバー率100%のままであるという、そういう考え方ですね。それはそれなりの論理は通っていると思います。

宮地委員長

藤原先生、高橋委員のご質問に対して、いろいろご意見を伺っている。そこに入りましたので、その程度にして頂きたいと思いますが、どうぞ、石坂さん。

石坂委員

次の委員会の時期をどうするかというのは、それはまた議論のあるところだと思いますけど、ただ私達の任務という点については、知事が代わられるか、今までの方がなるのかは別にしまして、どなたが知事に、9月1日以降なられても、その知事の下の方針が大きく変わってこの委員会が解任だということになれば別ですけれども、そうならない以上は私達は2年間の任期の中で、あるべきよりよい治水、利水対策について自らの意見や検討せよという任務を、先程午前中、肅々というお話しありましたが、やっていくのが任務ではないかと。ただ、私達議会の代表で各会派からということで出ておりますので、来年春に選挙がありますから、その選挙の結果で、メンバーの入れ替えは多少あるかもしれませんが、現時点では2年間の任期を全うする為に、努力するという事で良いんじゃないでしょうか。

宮地委員長

松島(貞)委員がおっしゃったのは、止めてしまえということではなくて、中止をしておけということですね。

松島(貞)委員

私はそれくらいに行政の長が不信任なり失職するということは、それくらい大きなことだというふうに思っております。従って、この枠組みを示したのも前知事であるし、脱ダム宣言を言ったのも前知事であって、その人の出現によってできた委員会というふうに思っておりますから、その一方の当事者が失職という極めて異例の事態になった時に、我々のその審議を継続しておるということに非常に大きな疑問を感じているという、そういうことです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(貞)委員

従って、次の長が決まって、その人の方針が出たところで、どうするかということ判断して頂いて、継続なら継続する、変えるのなら変えるというようなことだというふうに、そのくらいやはり、この問題は行政の長の出現によってできたという委員会だという認識であるので、そういう捉え方をしております。ただ、これは私の個人の意見でございますから、今の皆さんのこれはあくまで任期内は続けるべきだということが結論ならばそれに従います。

宮地委員長

分かりました。他にどうでしょう。どうぞ。

風間委員

先程の高橋委員の気持ちというのは、恐らくは、やはりダムは造りたくない、ダムを造らない、その代替案というものを必死に模索する中で、一番の利水の問題、これを解決すれば、なんとかできそうな目処が立つ、然るに今回このような形で浅川、砥川についてのみの治水、利水の枠組みということで、提示をされたものを読むと、この2つの河川については、県としては前向きに検討していくというようなことが書かれているならば、今自分が担当している河川についても、同じ県の姿勢が、取り得るんだというふうに考えて良いのかということをお伺いしている訳でして、それについて今、高橋政策秘書室長の方から、執行権者がいないということもあるんでしょうが、前向きなお答えが出ないということであるならば、これは9月1日の新知事の登場を待って、その方の支持による利水の県の責任というものをどういうふうにとっていくかということを決めて、然る後に部会なり、或いは検討委員会をきちんとした形で方向性を出さなければ、良い代替案が作れない、そういう意味だと私は思っているんです。私もそのことについては同意を致します。そのような形が一番望ましいのではないかなと、今、現在、県が前向きに他の河川についての利水の問題について責任ある回答が出れない、出せないということであるならば、これは9月1日以降でも仕方がないのではないかというふうに思っております。

宮地委員長

高橋委員のご質問はそういうことだったんですか。

高橋委員

私は先程以来言っています、そういう前向きなものが出ないとすれば、一時凍結したらどうでしょうかということを行っている。

宮地委員長

部会も含めて。部会の審議も含めて。

高橋委員

そうです。部会審議も含めて。一番大事なのは部会なんですよ。利水の問題は。

宮地委員長

そうですか。どうでしょう。

浜委員

今、高橋さんのおっしゃっていることはね、いろいろやってみても、結局政策的な部分で息詰まってしまうということなんですよ。特に利水の問題、ここに書かれているように、具体的な施策を関係市町村と県は協議していくという、これはまったく基本的な路線なん

ですよね。しかし、これは砥川、浅川の問題で、他の河川については、それは分からない、これではもうまったく政策的な問題が、ベースが技術者側に全然できてなかったということですよ。そうしますと、部会を続けていっても、特に利水の問題なんかは、市町村が単独でやるということになりかねない問題になってくる訳ですよ。そこに財源、コストの問題が絡んできますから、そうなりますと、部会で論議しても一歩も前に進んで行かないという懸念があるんですよね。特に利水の場合は、そういうことをおっしゃっていると思うんですよね。政策的に息詰まってしまうという。

高橋委員

先程もちょっと答弁の中で、政治的には判断とこういう言葉がでましたけれども、それによってころころと変わるという事であれば、部会をやった意味がないでしょうということが言いたいんです。

宮地委員長

話しは大分、ちょっと私誤解をしていた面があるんですが、皆様方がいいですか。私、ちょっと前から申し上げていますのは、確かに前知事の判断があった。これは確かでございますね、松島(貞)委員がおっしゃるように。もうひとつ、県の条例というものはまだ生きているだろうということはひとつ私は申し上げておいた訳でございます。そこら辺のどちらを優先するかで、確かに知事がもし代われれば、新しい知事が出てきた段階で、委員会は新しい段階を迎えることは、私は事実だろうと思います。それまでにできることはやっておきましょうかというお話しで、それが無駄になるかどうか。例えば、先程の話しても委員会は答申を出して、その知事がどういうふうに受け止めるかということも、そちらの方の話と委員会の答申とはちょっと違うレベルにあるというご議論がございましたですね。だから、それとよく似ているのではないかと思っているんですが、やっぱり駄目でしょうか。

高橋委員

あのですね、私は先程言ったように条例の精神は尊重している訳ですよ。ですから、委員会とか部会を止めるとか言っている訳ではないので、新しい指導者が出るまで凍結をしたらどうですかということなんですよ。一時、9月1日の投票で決まる訳ですから。

宮地委員長

一番初めの時に、浜委員が上川のご報告になった時に、あの時公聴会のことをおっしゃいましたですね。それで公聴会は延ばそうと。しかし、その時に部会については、いろいろなことがあるけれども、部会長さんの判断で続けて頂きたいというお話しもございましたね。それとは違う話しになる訳でしょうか。今度は。

高橋委員

私もそういうつもりでいたんですが、こういうものが出た訳ですから。

宮地委員長

そういう物が出たから、それで変わったということですか。はい、分かりました。

浜委員

私も上川部会については肅々としていくつもりだったんですが、今日のそうした議論の中で、やはり政策的なものが息づまってくる可能性、私のところもある訳ですよ。そういう問題も含めて、検討委員会が凍結されるならば、当然部会もできません。はっきり申し上げて、それは検討委員会と部会はキャッチボールをしていくという基本姿勢がありますから、これは財政の問題も投げることはできません。それから河川改修のいろいろな枠組みについても、検討委員会に投げることはできませんから、これは部会も開催できないとい

う事になりますよね。

宮地委員長

今のこの話しに関する見解が出たからですね。私ちょっと誤解をしておりました。どうでしょう。なるべく違う方にご意見を頂きたいんですが。はい、高田さん、どうぞ。

高田委員

高橋委員の言われるのは非常によく分かります。特に黒沢川の場合は、利水の内容が多分、圧倒的だと思うんです。ですから、今のご意見が出るのは当然だと思います。

宮地委員長

そうですか、当然だと。はい、どうぞ、石坂さん。

石坂委員

ただその考え方の問題なんですけど、ただ時期的に本当に選挙が半年とかむこうとかではなくて、あと1ヶ月少しですので、そういう点ではかなり微妙な問題もあって、その間中断するという具体的な問題としてはご判断で、その方が良い場合の方が多いかと、今お聞きして思いましたけど、ただ、この間のいろいろな議論の中では、先程休憩前に申し上げたことですが、浅川、砥川に限らず、これからのダムはむしろ利水に重きを置いているものが多いですよ。勿論他目的ですけども、そういう点で言うと、やっぱり踏み込んだ県の支援無しに、利水事業者だけの責任にしていくんだと、今までどおり。そういうことになれば、やっぱりダムしか選択肢がない場合も多くなるということは、一般的に考えれば言える訳ですので、そういう意味で、今まで特に町長さんである松島(貞)委員からもこういう新しい検討を始めたからには、今までの制度の枠に縛られない利水問題での新しい県の積極的な踏み込んだ支援をと、そういうご要望もありましたし、私もそういうことは強く申し上げております。ですから、現時点での県のお考えはどうかということも大事ですけども、この委員会としてやはり利水の問題をどういう角度から県に求めていくかということも重要な問題ではないかと。だから、今駄目と言ったからもう駄目ということではなくて、勿論、ただその9月1日の選挙ということもあるので、それ以後に議論は集中したいということ、それはそれで分かります。しかし、この委員会として今の現状の県の施策の範囲でしか議論ができないというのは、ちょっと違うのではないかと。私はそう思います。

宮地委員長

そうですか。

高橋委員

ですけども、脱ダム宣言した以上、県の基本の考え方としては砥川、浅川に係わらず9河川については、今後も前向きに検討させて頂きますという答弁がないではないですか。あんたそういうこと言ってたって。あんた格好いいことばかり言ったって駄目だよ。

宮地委員長

どうぞ、松島(貞)委員。

松島(貞)委員

例えば、行政の長が代わろうが代わるまいが、これはひとつの方針として、どうしてもやらねばならないということもあると思っております。そういう行政課題もあると思っております。ただ、この話しは、今日の枠組みの、高橋委員も言われたように、枠組みの話しを聞く限り、要するに、前知事の発表した枠組みであるということをお県の方でも言いきられているので、非常に行政の長の考え方によって、まったく変わる可能性がある行政課題

であるというふうに思っております。従って、この辺までは絶対に県の方でも、どなたがどうなるかがやりますというところのこれが分からないので、しかもどうなるか分からないということになると、私ども、こういう事態になった時は、9月1日までは中断するという選択の方がどうもいいのではないかというのが、私の意見です。

宮地委員長

どうぞ、植木さん。

植木委員

私は分からないんですけど、ここで利水の問題で言っている基本的な姿勢というのは、これまで県がやってきたこととは違うんですか。違うんですか。新たに県はこれから関係市町村と前向きな、総合的な観点の下で調整を進め、整備手法いろいろやっていくというのは、これからの話しということで理解して良いんですか。これまでの流れの中で、県は関係市町村とそういったことはやってきていないということなんですか。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高橋政策秘書室長

政策秘書室長高橋でございますが、植木委員のご質問ですが、勿論一般的な何もこの訴状にのっている河川ではなくて、それ以外の河川でも利水の話はありますし、勿論市町村との調整もありますし、河川ではなくて、いろいろ道路造ったり、何にしても市町村と或いはその関係の住民との言い分の調整とかありまして、そういう面につきましては、今まで通り前向きにやっているということでありますが、それはそうなんですけれども、高橋委員のご質問につきましては、より進んだ形で、一步前に、今までやったことよりもっと前に進む形でこれから先もやるのかというような質問というふうにとっておりますので、そこまでは現状では私どもとすれば、お答えできませんということでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

話題を、今植木委員さんからお話しありましたように、話題をちょっとあれする為に、利水の具体的な例を挙げます。高橋委員さんの今やっている黒沢川の例としますと、要するに、今のダムから水を取らないで、井戸を掘るとこういう形になりますと、要するに、あそこは普通の水道でありますから、これは県がその内容、許可者は町村でありますから、県ですね。県でする訳ですけれども、もしこれ今のような計画で行ったら、1/3だけ自分のところで負担するというような形ですが、それが要するに、財政的に言いますと、全部自分のところでやらなくてはいけなくなってしまう。それでこの前、このところに、これは多分財政的処置というのは、高橋委員さんが加えて欲しいということで加えたかと思うんです。それと、今石坂さんおっしゃられたように、条例等の整備をしないと、これできませんから、こういうようなものを整備して、要するに市町村の財政の負担を軽減すべき、それなりきの対策をして欲しいと。これはこれからも当然同じことが出てくると思うんですよね。このところで例を引きますと、私は他のところの水道事業の問題についても、やっぱり出てくる問題だと思えます。ですので、この財政的処置、それから要するに条例の整備、この2つに係わる。特に財政的処置ということになってきますと、これから代案を作る時に、要するに町村の負担が全然変わってきますから、出すお金が。要するに、町村も合併問題控えてありまして、一時的な短期の時に事業集中したりすると、国の管理下に置かれてしまう。つまり、財政再建団体に入ってしまうというケースも、こういう合併の時期にはよくある話で、例えば、佐久市とか、大町市とか、そういうような

ところは、私の池田町もそうでしたが、そういうような時に、いろいろあるような問題がございまして、そういうようなところで著しく地元の町村の負担が多くなるということを嫌がる訳ですね。そんなものですから、この利水問題のところには財政的な処置をとというようなことを加えたのが、この間の答申の骨子で、そのところが新しく今回、もしこのことがここだけの問題になるかならないかによって、他の河川、またいろいろなこれからの要因によって大きく変わるという、今ちょっと具体的な例を、私の例が適切でなかったらお許し頂きたいんですが、そういうようなことで市町村自身の財政の問題にも影響してくると、こういうことが想定されるので、今こういう話しが出ているというふうに、私の方で租借させて頂きます。財政ワーキングは、私ひとりしかおりませんので。

宮地委員長

他にいかがでございましょう。私も困惑をしておるんですが、今本当に当惑しておりますのは、実際に部会を運営なさる部長さんがこれではやっていけないとおっしゃっているものから、非常に困っているんですけど、どうでしょう。その辺、ちょっと分からないんですが、例えば、砥川の方についてはですね、私どもの答申ではダムを造るとか造らないとか、そういうことには関係なしに、例えば新和田トンネルからの湧水利用については、道路管理者と水道事業者及び水利権者の間の交渉に県も積極的に解決を図ることを要望すると、こういう話しがついていますね。これはダムを造るとか、造らんとか別の話しでございます。ですから、これは私は新しい知事になろうが、代わろうが、私どもの要望がそうであったと。そうすると、この精神を受け継いで頂けるのであれば高橋部会長がおっしゃっておられるようなお答えもできるのではないかと、私は実は思っておったんですが、その辺、どうでしょうか。但し、これはやはり砥川に関する部分だけについてでございますが、但し、これは共通した部分についての意見なものですから、私あえて申し上げているのでございます。この辺、県の方はやっぱりどうでしょうか、何にも変わりませんでしょうかね。

植木委員

ですから、例えば財政措置とか、条例の整備と言ったならば、これは別に砥川に限った問題ではない訳でしょう。広く一般、長野県の河川に対してどうなんだという話しではないんですか。ではないんですか。私はそういうふうに理解するしかないんですけど。

宮地委員長

そのご議論はまさにそうだと思います。実際問題としまして、私、検討委員会、あとからまたお諮りを致しますけれども、8月の半ばから選挙に入ります。そういう段階で検討委員会をまだ開く日程的にも余裕はないように思っております。ですから、具体的に申しますと、検討委員会は9月の選挙後、今のところまだ考えておりますが、部会の方にはそれにも関わらず、ずっと予定が組まれておりますね。それをどうするかという話しだろうと。公聴会の方については、いろいろな県の話しがございますから、選挙運動、これは多分ご理解頂ける。だから部会の話しだと思っておりますが、今のようなことについて、やっぱり率直に申しまして、部会長さん2人、竹内委員お出でになりませんが、多分似たようなご意見かとも推測致します。どうぞ。

浜委員

今の植木委員のご意見を踏まえて、もう一回幹事長から答弁をしてもらったらいいんじゃないですか。これ一般論を言っているんですよ。その裏付けをきちんと、これは砥川と浅川のものだけではありません。この部分ですよ。一般論の部分ですよ。それについては、当然今後も市町村や地元と共に県と一緒に検討、精査していくんですよと、その姿勢は変わりません。どこの川でも、それをちゃんと言質を取っておかなければ、我々部会長としての、その度、その度、幹事会或いは県にその姿勢を問い直していかねばいかんということですから、もう一回答弁を求めたらいかがですか。

宮地委員長

私もそう思うんですが、むしろ高橋委員のご提案もそういうことをこちらから言っていたら、応じてくれるかということではないかと思っておるんですけど。

浜委員

ですから、高橋委員は当然それはそういう基本姿勢で今までも来たし、これからも行きますよという答弁が頂けるとあって、その確認をしたところ、先のごことはわかりませんという話しでは、これは部会長として責任もって部会の運営できませんと、こういうことですからもう一度答弁を。

宮地委員長

時間も4時になりましたんですが、その辺幹事会の方でちょっと休憩でもして、或いはそちらで場所を変えて、ご相談頂きましょうか。どうでしょう。どうぞ。

高橋政策秘書室長

水道事業に関しましては、基本的に市町村の責務ということになっております。そういうことがありまして、それに対して県がですね、何らかの財政負担をするというのは、いろいろまた問題が出てきます。議会もおそらく法的に分らないと思います。そういうような状況がありますので、私はこれ以上、幹事長代理としては、これ以上は答弁できないということでございます。休憩時間をとっても私としては変わりませんので、どうしても必要であれば、次回までもう一度県の考えを取りまとめでですね、お答えをしたいと思っております。

宮地委員長

分かりました。どうぞ。

高橋委員

先程以来申しておりますように、親分ができればできないということですから、凍結するべきです。

宮地委員長

分かりました。どうでしょうか。私もそういう意見に傾いて参りました。実際検討委員会は先程申し上げましたように選挙後を予定しております。部会長がそうおっしゃっておられるならば、これを是非やってくれと言っても話しは上がらないんじゃないかと、実際上の判断としては、私はそう思います。考えてみると、選挙中にいろいろなことがあるというのは、いろいろな問題があるかもしれません。

高橋委員

それから、どう決まるか分かりませんが、黒沢川部会は明日、招集をかけておりますので、今日の委員会のこれらの報告を致しまして、明日は予定通り実施致しますので、ご了承願いたいと思います。今から中止という訳にはいきませんので。

宮地委員長

それはそうですね。余裕がないとね。

高橋委員

今日のこの話しを、梓組みを明日焼いて配りまして、皆さんからご理解を頂いてということとです。

宮地委員長

県の方のご意見は次の時ではないと話しができんということでございますので、それは、やっぱりこの次までによく考えて頂くことに致しまして、そうするとどうでしょう。結果的に。

大熊委員

明日も休みになるのかと、私は期待もしたんですけど、明日は、私も出席する予定できておりますので、出席したいと思っておりますけれども、いろいろ先程から朝の公聴会の議論もありましたけれども、やはりこの部会でも選挙の問題なんかがあって、我々もどう発言していいのかわからない時もあるだろうと思っておりますので、そういう意味では、ちょっと凍結して9月というのでもいいのかなという気は私もしております。

宮地委員長

そうすると、ここには竹内部会長お出でになりませんが、2人の部会長はやっぱり、そういう感じで、やはり部会長としての答え、結論を出していくのに、時間が掛かるということはご承知の上だと思いますので、今のご意見ですと、やはり選挙まで検討委員会も部会も一応休止をすると、但し、選挙終わった後のスケジュールはひとつお考え下さい。いかがでしょうか。もうそれしかないように私は思うんですが。

宮澤委員

委員長、この問題は重要ですから、全員が合意してということをご提案申し上げます。本当にそうなのかということは、全員がみんなそうなるということのひとつ。それから先程五十嵐委員さんからのご提案でありました、幹事会の方へダムを造らない案をひとつの基準でもって作らないとちっとも話しが前に進まないよと、こういうようなお話しがございました。これは、約1ヵ月その時間、約2ヵ月近く空く訳です。五十嵐委員さんの提案通り、ひとつの基準を設けて、それでもって幹事会の方にダムのない案を、代替案をそれなりのたたき台ですね。先程風間委員さんも藤原委員さんもお話しになられたように、決めるのは委員会ですけど、そういうようなたたき案というか、できるかできないか、そういうようなものを含めて作ってもらった方が、これからスムーズに行くのではないかと、こういうご提案もありましたので、この時に作ってもらって、それぞれのところに、あれして頂くということが早めだと思っておりますね。その2つのことをこの時期に、要するに、今の確認として、されておいた方がこれからの審議がスムーズに行くのではないかと、このことを提案させて頂きたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

宮地委員長

前半のところは私も理解を致しますが、後半のところは、なかなか実際問題としては、難しい面があるのではないかと思います。植木さんがおっしゃったように、事務局が出してきたものを全部、それだけに頼っていいかというお話しもございまして、これは我々もこういうことをこれからのことについては考えていくべきだと、むしろ、やっぱり幹事会の方から知恵を穿り出すような努力を我々もしたいと、先程申し上げたんですが、そのことも頭においてやってみたらどうかと思います。先程五十嵐委員がいろいろおっしゃった部会と検討委員会との相対的な考え方ですが、あれは、さっきの話では委員会が知事に答申をする。部会の意見は尊重すると、そういうことではどうかということになったと思っておりますが、食い違ったら食い違ったでその時に考える。それで多数意見ならいろいろな決め方があるが、その時の決め方はやっぱり委員会が考えるんだという話しでございましたけど、そういうことも本当は実は最後に明確に結論までもっていったらいいと思っております。ですから、そのことも含めて、今度の来たるべき検討委員会では、やっぱりもういっぺん議論しなければいけないのではないかなと思っておりますがね、全部。一からやり直すかは別として、ちょっと議事要旨でも早いこと配って頂いて、あんまり重複しない格好で、やっぱり基本的にやり直した方が良いでしょう。ここでひとつ画期的な9月1日という時点におい

ては、新しいことが起る訳でございますので、それが、そのことを考えておいた方が良い。

大熊委員

先程の議論は、ある程度皆さん合意になったのではないかと思いますよ。だから、また次の委員会で初めから、ある程度先程部会とこの委員会の関係、この委員会と議会、知事との関係というのは先程の議論の中で、ほぼ私は了解が得られたのではないかと思いますので、それはもう一度蒸し返す必要はないですよ。

宮地委員長

その点をご確認を頂いたということで、高橋委員がおっしゃったことを基点として、これから部会のやり方、検討委員会のやり方、幹事会の方からもいろいろ意見を出して頂いてという話しを今度改めて致したいと思っております。いかがでしょうか。ちょっと長くなりましたが、どうぞ。

松島(貞)委員

ちょっと現実的な話しになるんですが、7月29日に郷土沢川部会が予定されておりました、今日、竹内部会長と松岡副部長がおられないんですが。

宮地委員長

両方ともお出でにならん。

松島(貞)委員

植木委員と松島(信)委員と私、ずっとおりますが、今高橋委員の話しではないですけど、通知も出されておりますし、また部会長と相談して頂きたいんですが。今日の報告も含めて。

宮地委員長

絶対に止めると言っているのではないんです。高橋委員もおっしゃっておられるように、ここの委員会でこういうふうなことが出たと、こういう結論になったということ、やっぱりお伝えして頂く時間的な余裕も必要でしょうし、そこは臨機応変にやって頂いて、私は良いと思うんですが、どうでしょうか。

大熊委員

29日で急に止めるというのも難しい。

浜委員

そうしますと、結論的には7月の近い内の部会については、それは通知を出してきたからやるということで、基本的に9月1日まで凍結という話しになる訳ですよ。それで、私、これ上川の場合はですね、開発会社に対する返事があるんですね。この問題があります。それでできるならば、できるならばという言い方も変ですが、今まで。幹事長がお見えになりました、幹事長が。それで私は、その高橋委員のおっしゃっていることは、本当の基本的な問題を提示されているんですよ。そのことに対して、高橋政策秘書室長の答えは今のようなお答えだったんですが、もう一回幹事長としてそれでいいのかどうか、その辺を確かめて頂いて、できれば9月1日までの間に、我々上川とすればね、できるだけのことを詰めておきたいんですよ。ですから、そのちょっとしたニュアンスの違いだと思うんです。

宮地委員長

私は幹事長がお帰りになったの、ちょっと気がつきませんでしたので、ちょっと結論を急いだかも分かりません。幹事長、今のお話しお分かりですか。いつ、お帰りになったのか、

よく分かりませんが。

高橋政策秘書室長

すいません、幹事みなさんにちょっと休憩入れて頂いて、我々から幹事長にレクいたしますので、その時間頂ければ。

宮地委員長

幹事の方は少しご相談頂きたい。ちょっと時間も少し延びておりますので、こちらは次の議題に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。そうして頂きます。幹事の方で少しご相談をください。どういう質問があって、どういうことを返事して、どうなったのかということ。それではこっちは続けて良いんですね。その方が時間的に困りませんから、それで次の新しい問題として、清川と薄川についてでございます。これについて、前回に薄川、清川について、新しいこと、これはまだ薄川はダムがなくなりましたし、清川の方はこれから計画を出すということで、枠組みを、たたき台を示して欲しいと申し上げましたが、県の方からは、ここに出ているような資料の3の1と3の2が提出されております。あまり長いことご説明頂くと時間を取りますんですが、概ね、こういう趣旨のものを出したというご説明を頂けませんでしょうか。どちらにお願いできますでしょうか。マイクが入ってないようです。入っています。

幹事（中沢飯山建設事務所長）

資料の清川の現況3の1と清川の治水計画、3の2をご覧頂きたいと思っております。この件でございますが、昨年の第1回検討委員会及び現地調査でご説明致しました資料でございますが、内容的に実施計画調査採択時のデータとその後の調査に基づくデータとが混同して記載されておりましたので、今回改めて最新のデータでダムの計画等につきましてご説明させて頂きたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。資料につきましては、前回のものとそっくり差し替えて頂くようお願いしたいと思っております。では最初に資料清川の現況の1の1ページをご覧頂きたいと思っておりますが、清川の現況、一番最初のページでございます。この件につきましては、この前もご説明してあるかと思っておりますが、清川の地勢でございますが、清川は飯山市西部に位置します斑尾山に源を発し、同市街地南部で千曲川に合流します、流路延長6.6km、流域面積14.4km²の一級河川でございます。清川の下流は近年になりまして、国道117号や新たな市道が整備されまして、大型店の郊外進出及び市街地化が進んでいるところでございます。次のページでございますが、1の2ページに流域図が添付してございます。それから、(2)の流域の雨量でございますが、清川流域近傍に位置します雨量観測所の雨量資料を基に、年最大流域平均雨量、1日雨量を算出しております、算出期間は昭和元年から平成12年の75年間でございます。過去最大は日あたり162mmでございます。確率雨量解析期間は昭和元年から平成10年の73年間でございます。洪水の被害でございますが、清川は古くから度々水害を起こしており、昭和44年の集中豪雨で、床上浸水3戸、床下浸水86戸、農地浸水26ha等、大きな被害がございまして、また、JR飯山線鉄道橋の橋脚が洪水により流されるなどの被害を被っております。また、近年では昭和60、61年、平成7年と台風及び梅雨前線豪雨によりまして、護岸決壊の災害を受けております。2番目の河川(1)流況でございますが、清川の流量は宮前橋地点で、平成2年～平成9年までの8年間の平均で豊水の流量から年平均流量まで記載してございますので、ご覧頂きたいと思っております。それから、右側の方にいきまして、(2)の現況流下能力でございますが、清川橋地点で、現況流下能力が85m³/秒でございまして、これは約1/20の確率相当の流量でございます。この地点のダムがない場合の1/100確率相当の洪水流量は169m³/秒でございます。それからJR橋地点では、現況流下能力が65m³/秒でございまして、これは1/5確率に相当します。ダムがない場合の洪水流量につきましては、175m³/秒でございます。それから注としまして、1/100確率相当洪水流量は過去の主要出水時の実績降雨の平均日雨量を既往最大162mmに引き伸ばし、貯留関数法により算出した洪水流量でございます。

洪水ピーク流量が最大となる昭和44年7月5日の降雨パターンを採用しております。それから(3)の河川改修でございますが、昭和44年の災害関連事業によりまして、中流部及び下流は、JR橋、清川橋を残しまして河積を広げ、現在の護岸が整備されております。その後は災害復旧や出水による埋塞土砂等の除去をしているところでございます。それから利水でございますが、(1)の清川流域の既得取水の状況につきましては、農業用水として許可水利権4件と、慣行水利権2件の取水が行われております。それから(2)の飯山市の流雪溝用水の状況につきましては、飯山市は全国有数の豪雪地帯であり、冬場の雪の処置に苦慮しておりまして、その雪対策として流雪溝を整備しつつあります。次に1の3ページをご覧くださいと思います。これにつきましては、清川の流域状況の写真でございます。上段左側が清川下流の様子、それから右側の写真が清川上流部の現況写真でございます。それから、下の写真がJR飯山線の清川鉄橋付近、上流から下流を見ております。それから、右側の写真でございますが、清川の中流部の状況でございます。すいませんが、次のページ、14ページをご覧くださいと思います。清川の洪水被害についてでございますが、先程もお話しがありまして、昭和44年の7月5日それから60年の7月7日、61年9月3日、平成7年7月11日に被害が出ておりまして、記載されている通りでございます。その時の新聞報道が掲載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。それから次のページ、1の5ページを見て頂きたいと思っておりますが、これにつきましても昭和44年8月の市報いやまで44年7月5日の梅雨による集中豪雨の被災状況が掲載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。次のページ1の6ページをご覧くださいと思っております。清川流域の雨量、流況についてでございますが、左の図でございますが、年最大流域平均雨量を昭和元年から平成12年まで表したものでございます。この内最大雨量は昭和61年の162mmでございます。それから右の上段の表でございますが、清川の流域としまして、宮前橋地点で過去8年間の豊水平水年平均等の流量でございます。それから下段の図でございますが、ダム計画地点、それから清川橋、JR橋地点での現況の流下能力と1/100確率相当の洪水流量を表しております。次のページをご覧くださいと思います。これにつきましては、先程申し上げました清川の既得水利権の状況を記載したものでございます。次のページ1の8ページでございますが、流雪溝の役割を説明した資料でございます。次に3の2の資料でございますが、その1の1ページをご覧くださいと思います。清川の治水計画についてでございますが、まず1の考え方でございますが、治水安全度は1/100相当を考えております。次に下段の図でございますが、流量配分図でありまして、清川ダム地点での計画洪水流量の129m³/sをダムで110m³/sカットしますので基準点の国道橋では175m³/sが65m³/sとなります。次にダムの経過でございますが、平成4年4月に実施計画調査が採択となりまして、平成10年12月に長野県公共事業評価監視委員会で事業継続と判断されております。次のページ、1の2ページをご覧くださいと思います。これにつきましては、清川ダムの計画概要でございます。ご覧いただきたいと思っております。面積等記載してございます。次に1の3ページをご覧くださいと思います。これにつきましては、治水ダム計画事業の概要でございますが、ダムの規模は堤高が約53m、堤長延長が約180mでございます。平成4年度に実施計画調査に着手しておりまして、総事業費は102億円で、これまでに地質調査、水文観測等の概略設計など3億1600万円を使っております。右側の代表断面についてでございますが、堆砂容量は59万m³でございます。これは近傍のダムの堆砂実績より算出したものでございます。それから、洪水利水容量は94万m³です。これは河川維持流量と既得水利に一致する容量でございます。それから洪水調節容量でございますが85万7000m³です。これはダム地点の計画洪水流量129m³/秒をダムで110m³/秒カットするのに必要な容量に2割の余裕を見込んだ容量でございます。非洪水期、利水容量は150万m³でございます。これは冬期の河川の正常流量に飯山市の流雪溝容量を加えたものでございます。次のページ、1の4ページをご覧くださいと思います。流雪溝用水の確保についてでございますが、飯山市はご存知のように全国的にも有数の豪雪地帯でございます。雪対策として流雪溝の整備を進めております。この図では飯山市が平成元年に作成しました市街地流雪溝整備計画書を模式的に表したものでございまして、清川ダムから、0.37m³/秒を

取水することにしております。なお、現在、飯山市におきましては、既存の用水量で賄える流雪溝整備計画について検討を進めているところでございます。雑な説明で申し訳ございませんが、飯山建設事務所からの説明は以上で終わらせて頂きます。よろしくお願い申し上げます。

宮地委員長

ありがとうございました。今のご説明は前回に配られた話とほとんど変わっていないと私は思っております。ちょっと数字が変わっているところもございませうが、委員の方はそういう資料今日お持ちになっていないかもしれませんが、既に見ておられる。ですから、できるだけ説明は変更したところについて、重点をおいてご説明を頂きたい。私はそう思います。あと、この森林の方にはそちらの別の方からご説明ですか。

幹事（林政課）

林分関係の資料につきまして、清川流域の森林現況を説明させていただきます。ちょっと時間もありませんので、まずグラフの資料でございますが、清川流域の森林現況ということで棒グラフで示しています。左上の樹種別の面積でございますが、この地域の特徴と致しましては、杉、その他、広葉樹等の樹種が多いということでございます。次に左の下のグラフでございますけれども、上の樹種別面積を反映したような形で、材積につきましても杉、カラマツが多いと、広葉樹はちょっと若干少なめでございます。次に右の上のグラフでございますが、齢級別の面積を示したものでございます。9 齢級の辺が一番ひとつのピークになってあとなだらかな山型のグラフになっているというところでございます。下の齢級別の材積につきまして、齢級別の面積を反映したものとなっております。あと、次のページですけれども、流域の現況を樹種の状況を色分けしたものでございます。先程のグラフの説明を色分けしたものでございます。次3ページ、4ページでございますが、森林資源構成表ということで、この地域の森林の資源の状況の詳しい資料がついてございます。以上でございます。

宮地委員長

要するに、前回のものを破棄してくれとおっしゃいましたが、非常に細かいところの数字がちょっと変わっているだけでございますね。1 / 1 0 0 計画でその後精査した数字が非常に僅かな部分変わっているだけと理解してよろしゅうございませうか。要するに、今ご覧になったように、前回の資料を少し数字的に整理をした。いろいろあったようでございますが、それでちょっとご意見はまたあとで伺い、薄川とどうしましょうか、薄川の方もやっぱり説明してもらったあとでの方がよろしいかと思うんですが、薄川の方もひとつお願いを致します。これも今、私申し上げましたように、前回の資料と違っているところがあったら、そこに重点をおいてご説明を願いたい。そうすると、こちらが印をつけていくのには便利だと思っておりますが。

幹事（桐沢奈良井川改良事務所次長）

はい、分かりました。では薄川の方についてご説明申し上げます。私、奈良井川改良事務所の桐沢と申しますが、よろしくお願い致します。薄川の方の資料につきましては、4の1、4の2ということで2つございませう。薄川の現況ということでございませうが、これは第1回の検討委員会の資料とまったく変わってございませう。もうひとつ、薄川の治水計画についてですが、これは現地調査の時の資料でございまして、これもまったく変わってございませう。細かいことでご説明よろしいですか。

宮地委員長

委員からご質問があれば、またお伺いを致しますけれども、前回のものと全然変わっていない訳ですよ。

幹事（桐沢奈良井川改良事務所次長）
変わってございません。

宮地委員長

どうでしょう、委員の方々。要するに、薄川の方については、前回現地調査の時と、第1回の時に配られた資料とまったく同じものが出ています。それから、清川の方は少し、私も注意しておりましたが、ところどころちょっと数字が変わっておるように思いますが、それはほとんど本質的な点ではないように私は見受けましたが、清川の方、本質的な点ではございませんですね。はい、そうしますと、結局これは今出してくられたのは、一番初めの案と同じなんです、これからこの2つの川については、やっぱり問題新しく考えていこうというのがこの検討委員会の方向だったと思います。それで、本当はここでたたき台を出して頂きたかったんですが、それまでの時間もなかったということのようなことですが、むしろここです、この川については、この点についての考え直しはないかとか、こういう点をもう少し考え直してくれとか、そういう注文をつけないと、今いけないと私は思うんでありますが、そういう意味で薄川、清川、まず清川が先にご説明頂きましたんで、ご意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

高田委員

清川の現況の右側ですが、清川橋のところで85m³/秒、これは1/20の確率なんです。JR橋で65m³/秒、1/5の確率です。1/5の確率というのは、5年に1回くらいこれに近いことがあるということですが、あったんでしょうか。ここでも私は基本高水は大きいとみておるんですが、昭和44年、1969年ですが、そこから30年経っているんですね。その間にJR橋が多分、水害対策で現状の形に近いものになったと思うんですが、その間に危ないことは本当にあったんでしょうか。この話は一番大事な話で、今後も続くかもしれませんが、一言だけで結構です。

宮地委員長

そういう点のご疑問があると。私ちょっと伺いたいんですが、これは前の委員会の時から出たんですが、1/100確率という考え方をやっぱり、清川の方の治水計画では、やっぱり、お変えになることはないんでございましょうか。その点は、やっぱり川の規模から申しまして、そういう声は委員会の中でもいろいろあったと思っておるんですが、これはちょっと伺います。調査、実施計画調査を採択と書いてございますね。これは調査をすることは承認、採択されたということですね。ダム建設の計画自身がまだ云々という段階ではない。

幹事（中沢飯山建設事務所長）
現在、実施計画調査を。

宮地委員長

はい、分かりました。

幹事（中沢飯山建設事務所長）

先程ちょっとお話しありました災害の状況でございますが、1の4ページでございますが、44年7月5日に先程申し上げましたJR橋のところで護岸が決壊しておりまして、あとは記載のとおり、昭和60年、61年、平成7年7月に一部、護岸決壊が起っております。以上です。

宮地委員長

はい、どうぞ。

高田委員

私はそういう意味ではなくて、水の量を問題にしているんです。ですから、 $85\text{ m}^3/\text{秒}$ とか $65\text{ m}^3/\text{秒}$ とか、これくらいの水が実際に流れているんでしょうか。

幹事（中沢飯山建設事務所長）

先程申し上げたのは、計算で出してきた流量でございます、現実には、流量の量は把握しておりません。

高田委員

現実にはJR橋のところ、例えば桁の下場を水位が超えたということはあったんでしょうか。

幹事（中沢飯山建設事務所長）

ありません。

高田委員

ありませんでしょう。だからそういう点で、結局基本高水がここでも高すぎるといってしまう議論になってしまうと思うんですよね。この件はそれ以上、時間がないので。

宮地委員長

基本高水の問題といたしますと、確率年の話しは前から出ておるように思うんですが、つまり今の場合です、調査計画を出した計画ですから、それは調査をすることには承認されておるんでしょうが、今ここでやることは、この点、もう少し考え直すことはないかと、注文をつけることだと申し上げたい訳です。実際に、例えば薄川が $1/80$ で、清川が $1/100$ というのは、やっぱり高水がどれだけ出るか知りませんが、計画としては少し大きすぎるとは思わないかという感じは私は持つてございますけど、それはむしろ私なんかより専門家の方がいろいろあると思いますが、はい、どうぞ。

大熊委員

結局、仕事のやり易さも総合的に考えて確率というのは決まってきたというのも事実なんです。ですから、一概に薄川が $1/80$ は間違っているということでもないと思うんですけれども、やはり現実問題それだけの事業ができるかどうかといったようなことも含めて、総合的な判断の中で確率が決まってきたということは、やはりあるだろうと思います。ただ、今議論にあったように、清川では計算上では先程から 100% カバー率といった考え方で $175\text{ m}^3/\text{秒}$ を 100 年確率の流量だとすると、 $65\text{ m}^3/\text{秒}$ というのは $1/5$ になるということですが、現実問題として 33 年間 44 年以降、鉄橋のところオーバーフローしていない訳ですから、 $65\text{ m}^3/\text{秒}$ というのは、それなりに 30 年確率、それ以上の確率であるのは、現実が示している訳です。ですから、現実と計算とうまく整合をとってご議論頂きたいというふうに私は思うんです。あくまでこれはひとつの計算結果、計画結果は分かります。だけど現実はこうでした。だからこれは何年確率相当に評価しますと、そういう議論をして欲しいんです。それはやっぱりあなた達が技術屋なんだから技術屋として誇りをもってやって欲しいということなんです。この 65 m^3 は $1/5$ です、はい、それはないでしょうと言いたいんです。

宮地委員長

いかがでしょう。

大熊委員

それからもうひとつ、ついでですから言いますが、一応薄川はもうダムを止めたということになっている訳です。やっぱり止めたならどうこの治水計画を立てられるのか、それはやっぱり県の土木部の責任だと思ってるんです。だから、それはダム止めたとした

ら、こういう案が考えられるという、それを出して頂きたいんですよ。

宮地委員長

ある意味ではさっき議論になってました幹事会と申し上げるか、そちらの方に案があったら考えて欲しいと、具体的なひとつの例だろうと私は思っております。ただし、それには黙って出せと言っても難しいから、ここのところはどうなんだということをいろいろ言った方が良く私は思っておりますけれども。

大熊委員

だから、それは基本高水の考え方のところではいろいろと工夫はあるだろうと思うんですよ。それでも薄川はちょっと難しいかなと、私も正直思います。ただ、私は今までずっと浅川や砥川を議論する時も、治水計画を立てる上では薄川と整合をある程度とっていかなければならないと思うんですよ。いろいろその辺もやっぱり考えて頂いて、この過去のことだけばんと出されたって、我々どう考えて良いのか分からないですよ。ここで考えるというんですかね。

宮地委員長

ここで具体案というのはなかなか難しいですけども、やっぱり率直に言って、私は清川の場合に1 / 100でいいかという話しはあるんじゃないかと思うんですが。どうでしょう。

大熊委員

私もそれはあると思いますよ。

宮地委員長

本当に詳しいことは分かりませんが、あの川を見た段階で、僕は1 / 100というのは大きくないという感じはしているんですけど。どうぞ。

宮澤委員

ちょっと清川のこととはともかくとしまして、これはいろいろとみんな論議があると思います。薄川でございますが、これは今委員長おっしゃられるように、また大熊委員おっしゃられるように、すぐやらなきゃいけない問題ですよ。ですので、今この問題については、まったくこれからスタートしていかねばいけない。ダムがないということが決まっている訳ですから。これはやっぱり早めに私は誰かがどういう形も含めて、ひとつの案を出していかないと、その一番問題なのは、例えば遊水池を造る時、私も松本の近くでありますけれど、ここの人達のところが、ここが地形的に良いけれども、ここの遊水池大丈夫かと言ったら、現地の人達はとてもとても農地譲ってくれませんよと、こういうような問題が当然出てくるんじゃないかなと思うんですよ。そういうようなことになると、そういうような問題のやり取りとが行き来というものはともかくとして、ある程度の案というものを誰かが作ってないと、まったくどうしようもないんじゃないかなと、こういうような気がするんですよ。これこそ委員長がおっしゃられたように、どなたかある程度の条件を少なくともピックアップして、各それぞれの委員会の委員ですね、例えば財政とか基本高水とか、そういうような形でひとりひとり出て頂く、プラス幹事会かなんかで緊急にプロジェクトを作ってやるなり、それからそういうものを作らないで、幹事会の方でひとつの案を出してもらって、今の可能な限りのところでどうだという、2案か3案が分かりませんが、そういうのを出して頂いて検討していくか、そういうようなプロセスをおっていきべき状況で進めていかないと、この間から、宙に浮いたまんまになっておりますので、部会も作らないということでやる以上は、そういう方式かなんかを取っていかねば、ここの流域住民の皆さん非常に心配されていると思うんですが、いかがでしょうか。

宮地委員長

おっしゃるとおりだと思いますが、どうでしょう。昨日の新聞で薄川のところは前に大仏ダム建設促進市民の会というのがありましたんですが、それが名前を変えまして、ダムができないからということで、総合治水検討市民の会とかいうふうに、名前を変えられたと聞いております。それでそういうところから以前の回ですが、県の方へ松本の総合治水をよく考えてくれという陳情は来ておる。これは確かに緊急を要する話しだと思います。そういう時に前とまったく同じ話しが出てくると、これでいいかという話しになりますし、ただし、私どもが今ここでこういうふうにやったらというふうになかなか具体的には指摘できないというのも事実でございます。私、松本で見えていますと女鳥羽川の改修はかなり進んでおります。あれも全体の水計画はどういう計画でできておるのか、私はよく分からないんですが、かなり女鳥羽川は河川改修は進んでおります。どういうふうにしたらよろしゅうございましょうか。これも検討委員会、これからの話しになる訳ですが、少なくとも、どこかこういうふうなことは考えられんかという話しが出ていないと、やっぱり幹事会の方も考え難いんじゃないかという気がするんですが、何か具体的なご指示はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

幹事（小林松本建設事務所長）

松本建設事務所長でございます。奈良井川改良事務所長を兼ねておりますが、奈良井川水系につきましてはですね、単に薄川だけではなく、その下流に田川がございまして、田川が合流して奈良井川ということで、この奈良井川水系一貫した計画で進めている訳でございます。1/80につきましても奈良井川の改修計画の全体計画の時に1/80という計画が進められた中で、上流部、この薄川につきましても1/80の整合を取れた計画でやってきている訳でございます。それで現在ダム中止という中で、代替案の考え方、それについてですね、検討はしている訳ですが、特に、浅川と砥川の基本高水の考え方等もうちの方注目しております。この検討委員会での審議等うちの方で見守っております。そういうようなことから、その計画流量の考え方、それから下流の改修につきましても、他の河川と違いまして人家連担しております。川幅を広げるという考え方は経済的な問題がありまして、そういうようなどの程度河川を広げていくとか、上流に調整池を設けるかとか、具体的な計画は大変難しいと、特に現実に可能なものを我々は模索していかないといかんということでございますので、そういうような計画流量とそういうような河川の関連している下流等も考えて、是非委員会の皆さんの方のアドバイス等も頂きたいと思っております。

宮地委員長

難しい。私率直に言うと、松本の場合は薄川だけでは難しいだろうと、計画を見るのに。女鳥羽川もありますし、田川がございまして、奈良井川がある。それはやっぱり全体的にどういうふうに見ているかということ、資料としては欲しいように思うんですがね。そうでないと、もぐらたたきみたいになって、薄川はいいけど、女鳥羽川がパンクしたとかそういうことだってあり得るのではないかと考えているんです。私だけしゃべって申し訳ないんですけども。いかがでしょう。やっぱり松本市が欲しがっていることも松本市の総合的な治水・利水計画ではないかと思うんですがね。そういうことを頭において、全体像というのをやっぱり見たほうが良いのではないかという気がするんですが。はい、どうぞ。

宮澤委員

先程も言いましたように、これは委員全体でかかるのか、地元の市町村長さん、市長さんですね、この場合は、を入れられて、それもメンバーに含めて進めて行くのか、今までのように、今までのようなケースだったら部会をもつ、もたないはともかくとして、それぞれの専門、要するに、専門部会からひとりずつ出して、例えば基本高水、それから森林、

そういうようなそれぞれのところから出して、そういうふうな形でもって出して、その人達に少し練ってもらって、今回委員長がキャップをやられるのかは別問題としましてですね、そういうような問題も含めて、地元の市町さん、要するに首長さんと言いますが、それから流域の代表の方を入れられるのか、入れられないのか、市長さんが代表されるのか。そこら辺のところはともかくとしてどこかでもって検討する部隊を作らないと、まったく幹事会に投げるといふ訳にもいかないと思いますので、今までの検討委員会の方法からすると、やっぱり各それぞれのワーキンググループの方からひとりずつくらい出て頂いて、それで委員長がキャップやられるのか、今回の場合は。ご地元でいらっしゃいますし、こういうようなことがありますので、そういうようなことで、検討を深めて頂きながらここへやっぱりしていくというような作業をしていかないと、遠くからの委員さんもお出でになりますので、その都度、その都度ここでもってというのは、なかなかいかないんじゃないかというのを提案するんです。そのようなことで河川計画の基本からすれば地元の市長さん、それからこの前は部会を作らないということの方針をここで決められた訳ですから、その方針に逆らう訳でもありませんので、そういうことになるとそこら辺のところを入れながら具体的な案を作るような作業を早めにこれはやられていった方がいいんじゃないかと、これは先程出た利水の問題とか、そういうような問題が絡んでくる問題ではありませんから、これは早めに私はスタートした方がいいのではないかという意見を持ちますが、その人選も含めてご提案させて頂きませんが、いかがでしょうか。

宮地委員長

むしろ具体的な案をこちらで練るのに、ひとつ小グループを作れということでございますね。私、これ検討委員会であげたのは、まだ要するに部会を作るかどうか或いは関係市町村の方にご相談するにしても、投げかける種がないからこれをやった訳でございますね。ですから、その種を作るのに、今のお話しは何人かの人がかかってみると、こうおっしゃっておる訳ですが、どうでしょう。はい、どうぞ。

高田委員

資料4の5にあるように、田川合流点では現況の流下能力180m³/秒、それに対して80年確率洪水流量が580m³/秒、これはこのままでいいたら流れる訳がない。あんまりにもこの差が極端すぎると思うんです。結局、大熊委員が前から言われているように基本高水の見直しというのは避けて通れないと思うんです。だから県は責任もって今の宮澤委員が言われたそういう対策を立てる前提として、やはり基本高水は避けて通れない。それで県の方で例えば、80年確率で良いとしても、80年、50年、30年という、そういうのとカバー率の見直しで、本当にこれでぎりぎり河川改修かダムかという究極の選択でこの基本高水を見直してもらわないと駄目だと思います。これ常識的に考えて、これで松本市民は安全できるはずがない。こういう問題が出てきます。ですから、ぎりぎりの選択というのが、この場合避けて通れないと思います。

宮地委員長

ですから、今の宮澤委員のご発言はそういうことの少したたき台を作る、広い意味でのワーキンググループ、それを作ってみると、こうおっしゃられたように思うんですが、その中の検討のひとつの種として基本高水を高田委員がご指摘になったと、私はそう理解するんですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

大熊委員

それでやはり先程も言いましたけれども、薄川の場合も、この180m³/秒というのが5年確率だということになっている訳ですけども、現実問題、現実の出水から見て本当にそうだったかどうか、この180というのがもうちょっと僕は確率的に小さいものだと思います。計算上は1/5かもしれませんけれども、その辺をもう一度再評価されて、現況河道を改修でどこまで上げられるのか、350m³/秒までは確実に上げられるんですか、

可能ですか。可能だから書いてあるんだろうと思いますけれども、350m³/秒というのが本当に現実の出水から見て、どれくらいの確率になるのか、もう一度再評価して頂ければ、また考え方は変わってくると思うんですね。現実ここ何年間はずっと溢れていない訳ですからね。ですから、そのことも考慮して、再評価されたらいかがかなというふうに思います。

宮地委員長

いかがでしょう。つまり、幹事会の方だけにそういう質問を出していくのかどうか。少し両方で相談をしなければいけない部分があるんじゃないかと。松本の薄川の場合には、例の水と緑のプロジェクトですか、ああいうものもございますですね。ああいうものをもういっぺん見直すというのも入ってくると思うんですが、さしあたって財政の問題よりもやっぱり、考えるべきは基本高水の見直しの問題と森林の評価、あそこには地質的な問題はあんまり少なかったんでしたかね。ダムではないから良い訳か。砂防ですか、むしろ考えるとしたら、砂防計画というものがあるかも分かりませんですね。

宮澤委員

委員長、やり方を委員長の方から示して頂いて、他にその進め方の意見をお聞きして頂きながら個々に、やり方はいくつもあると思うんですよ。基本高水ワーキングの方からまずそういうところで基本的なところを決めていくかということなんですけれども、なかなかそこはまったく行かないんじゃないかと思うんですね。今までのケースからしたら。いろいろな意見が錯綜していますから、私は他の部会と同じように、各それぞれのワーキングからひとりずつ民主的に出されて、それに委員長が加わられて、それから地元の理事者、どうしたって河川計画を立てる時に地元の町村長の意見を聞くことになっていますから、そこら辺のところをやって、また地元の関連住民に問いただしていか、そういうようなやり方が良いのではないかということで、先程から提案しているんですが、他に提案がなかったら、やり方のことで進めていった方がいいのではないのでしょうか。と申しますのは、この問題については、9月1日まで待つ必要がない問題なんですよ。早い話しが、つまり、要するに、関連が。知事さんが代わろうが代わるまいが同じ問題である訳なんですね。そういうようなことも考えますと、小グループで先に議論を詰めることも可能な訳ですね。薄川の場合は、ですから、そういうことでもって早めにスタートされた方がよろしいのではないかと、陳情もありますしね。

宮地委員長

そうすると、どうでしょう、皆様方、薄川の場合には、そういう、つまり地元の市長にどうご相談申し上げるか、それはちょっと案がまとまった段階だろうと私は思います。むしろもっぱら幹事会の方とご相談するこの検討委員会のメンバーを選んだ方が良くだろうと、こう思っておりますが、いかがでしょう。今の具体的なご提案で、薄川については私はどうせ乗りかけた船でございますので、相談に乗りますが。あと、高水の方は絶対必要ですね、多分。森林グループから一つお願いをしたいと思いますが、その他にはどうでしょう。地質の問題もあまりない。砂防があるのかな。砂防ありますか。砂防の専門家というのはあまりいないんですが、どこから借りましょうか、臨時委員を。どなたが、高水の方からひとり、森林の方からおひとり、それから、砂防のことに少し知識のある方おられませんか。その3人と委員長くらいで、そちらの方とご相談をすると、そんな話しはどうなんでしょうか。

宮澤委員

委員長、私何度も言いますがけれども、やっぱり民主的にそれぞれのワーキングから出て頂いた方が、例えば地質の問題も砂防堰堤を造るということになれば関係してくると思いますし、それから、そうするとお金の問題どうするか、全て全部出てくる訳でありますから、それで、その中には幹事会も出てくる訳ですから、砂防の問題とか、そういうようなこと

も分かると思いますし、先程来、幹事会に対して、もう少し積極的な発言をして欲しいということを行っている訳ですから、そこはもう民主的に全部のところからということで、線を引かないでやった方が良いというふうに思いますが、いかがでございますか。利水の問題だって必ず出てくるはずでございますから。

宮地委員長

そうですか。利水の問題は撤退しているんです。松本市は薄川から。利水ないんです、あれは。ですから、そうおっしゃいますと、今のところ利水は良いですね。

宮澤委員

私が言っているのは、例えば遊水池とかそういうものを造ったり、それから要するに、なければ良いんですけれども、要するに、その農業用水やなんかのところの農地の関係を遊水池代わりに使うとか、そういう案が提案された時にはまったくないと言い切れるんですか。だから、私はそういうようなことみんなあるから、それだったならそれぞれのところと。

宮地委員長

つまり、基本的には、いろいろなワーキンググループの方にご参加頂いておいて、必要があったら、必要なければその方はお休み頂いても結構だと、そういうことだと思うんです。どうでしょう。話しは簡単にした方が良いと思いますが、各グループから松本の薄川の問題について、どなたか代表を出して頂いて、それと私を交えて、幹事会の方とご相談をして案を練っていく。いかがでございますでしょうか。それについて、私もうひとつ申し上げたいのは、先程申しました松本地区はいろいろな川がございますので、薄川だけに限らず全体計画が分かるようなものをお見せ頂きたい、そんなふうには思っておりますが。実際にそうでないと薄川だけでは済まない問題もあるかと思っております。ただ、それは参考にするという程度のものかも分かりません。それでよろしゅうございますか。

宮澤委員

委員長、そういうことになってきますと、私ども与えられた部分よりまた踏み込むことになりますから、やっぱり、現地の例えば、首長が無理だったならば、それに代わるべき誰かを入れておかないと、ちょっと与えられたことよりも越権行為になっちゃうような気がするんですよね。そのところもよくお決めになられておいた方が良いのではないかと思います。

宮地委員長

私、何遍も申しておりますように、そういうところに提示する案を作る為の、ひとつのものでございますから、今までの川はとにかく、清川だったらこういうものがございます。それが妥当かどうかは別にしまして、それを見せられる訳でございますけど、薄川の場合には、元からやり直すというようなことは共通の理解だと私は思うんです。だから、まだ首長さんに入ってもらう段階ではない。ただ、松本市の方はどうでしょう。今までこの計画の中に松本市の関係者をご相談にのっておられるんでしょうか。松本の奈良井川の所長さん。

幹事（小林松本建設事務所長）

市は特にこの計画には入っておりません。

宮地委員長

そうですか。今までは入っていない。

宮澤委員

ちょっと質問ですけども、そうしますと、要するに、幹事会の中でもって松本市から資料を出せとか、松本市も幹事会の中に加われというようなことのオーダーがなくても全部できるんですね。その幹事会に松本市が加わるんだったら、松本市から誰かそのところの代表を出しておかないとまずいではないかということで、私今申し上げているつもりなんですけど。

宮地委員長

はい。

石坂委員

私は先程から出ているお話しの中では、この検討委員会のメンバーの中でまず小グループをまず作って、それはワーキンググループを基本にしながら、委員長に一任しても良いんじゃないかと私思いますけど、いずれにしても、小グループを作って幹事会と相談しながら、次回にたたき台を出して頂くと、そういう手順で進めて頂き、煮詰まっていく段階では、当然住民のご意見を聞くとか、松本市始め関係の自治体のご意見を聞くという段取りでやっていかないと、話しが進まないということと、部会はいずれにしても作らず、この検討委員会で検討すると決めた訳ですから、今日は小グループを作って、たたき台を出して頂くということを確認して頂きたいということを申し上げたいと思います。時間的な問題ですが、今日4時までというご招集でしたので、私もあとの計画がありますが、議論はいつぐらいまで続くでしょうか。もし続くようでしたら、ちょっと早退させて頂きたいんですけど、お願いします。

宮地委員長

薄川のところ、もっと簡単にいくと思っておったんですが、この検討委員会の中で検討するワーキンググループを作りましょう、薄川の場合には。いかがでしょう。それでもう少し具体的な話しが進んだら、松本市とどういうコンタクトを取るか、必要ならばそれを考えると、いかがでございましょう。今のご提案は、とにかくワーキンググループがございしますので、地質の松島(信)委員さんも含めまして、各グループからひとりずつご推薦を頂きたい。それでその方々と私でご相談して、奈良井川の事務所長さんにご相談をしながらたたき台を作りたい、それでどうでしょうか。よろしゅうございましょうか。はい、それではそういうことにしまして、清川の方はどうでございましょう。これはもう既にこういう計画が調査段階としてはできている訳ですね。これについてもやっぱり、ひとつ検討をして、いろいろ注文を付けることをやった方が良いでしょう。同じような考え方で。そうしないと話しが進まないんじゃないかと思うんですが。宮澤委員、同じように私は思うんですけど、清川の場合も、同じ方式で進まないといけないんだらうと思うんですが。同じ方式を清川についてもやってみよう、いかがでございましょう。すると今の薄川で申し上げたことと同じことを清川にも適用して、そういう意味で各ワーキンググループから、ちょっと重なるかもしれませんが、松島(信)委員さんなんか、かなりのことになるかと思いますが、ちょっと後程で結構ですが、そういうことを連絡頂きたい。あまり活発にどれだけ動けるか、ちょっと今のところ分かりませんが、できるだけ早く話しを進めたい。そういうことでよろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

大熊委員

薄川で遊水池というのは非常に難しいです。ほとんど不可能です。勾配がきつい扇状地でできていますから。

宮地委員長

それでは清川と薄川についての委員のことはワーキンググループちょっとお残りを頂いてお話し頂きたいと思います。次の今後の予定でございまして、角間川と駒沢川について、部会の準備を開始することになっておりました。それで、そろそろ公募にかからないとい

けないのですが、実はご存知のとおり、前回の委員会で宮澤委員が駒沢川の部会長を辞退したいというご発言がございました。それで実は私は苦慮しておる訳ですが、いろいろご意見もございましょうが、私としては、そうおっしゃらずに部会長を続けて頂きたいというのが私の考え方なのでございますけれども。ただ、これは駒沢川の部会でお選びになった訳でございますので、少し駒沢川の部会の委員、何かご発言頂けませんでしょうか。

高橋委員

当時と状況も大分変わってきた訳ですから、是非、継続してやって頂きたいと。

宮地委員長

他は、はい、どうぞ。

松島(信)委員

同じ意見で宮澤委員に是非お願いしたいと思います。

宮地委員長

藤原さんも同じですか。浜委員どうでしょう。

浜委員

私はちょっと今のところ何とも言えませんので、ちょっと意見を差し控えさせていただきます。

宮地委員長

あとは委員はどなたでございましょうか。松岡委員ご欠席、それだけですか。ちょっとご相談頂けますか。それではご相談を頂いて、あと休憩の時間取ります。話しを急ぎまして、次回の議事の予定ですが、先程申したこと、ごめんなさい。幹事会の方でご相談になっていたことが、肝心なことがまだ残っておりますので、それについてご返事を頂けましょうか。

青山幹事長

枠組みの話だと思いますけども、午前中、浅川、砥川につきましての枠組みをご説明申し上げました。これはですね、それぞれ答申書に盛られている事項を基本にして、枠組みを作ったということが前提でございます。例えば、利水のところがご議論になったということなんですが、砥川の答申書につきまして、例えば、利水対策ということで、5つ大きな項目が報告書中に盛られている訳です。ひとつは代替水道施設の整備、それから新和田トンネル湧水の利用の可能性、水源対策等についての財政措置、条例の整備、それから地下水慣用保全対策の具体化、それから地下水汚染対策という5つの大きな項目が利水対策ということで答申書の中に盛られている訳です。私どもはこの答申書に盛られていることを基本にして、枠組みを作った訳でございます。従って、これからの他の河川につきましても、基本的には、この検討委員会の中でどういう利水対策というものが答申の中に盛りられるかと、それを基本にして、私どもは考えていきたいということが前提でございます。勿論、その過程では、ご承知のとおり、県財政厳しい状況ですから答申書に盛られた事項と財政状況というものを組み合わせながら私どもは最終的にその枠組みを作っていくかざるを得ないということで、初めから何かの対策があるということではなくて、答申書をベースにして作るということでご理解頂きたいと思っておりますけれども。

宮地委員長

高橋委員は今のお答えをどう受け取られますか。はい、どうぞ。

高橋委員

先程の答弁と少しも変わっておりませんので。

宮地委員長

変わっておりませんか、そうですか。私は答申書の趣旨を継続して考えているんだと言われたのは、少し変わったように思うんですが、どうですか。

高橋委員

答申についてそれを盛り込んだということでございますので、変わってますか、先程の答弁と。どこが変わっています。

石坂委員

質問の趣旨が正しく伝わっていないのではないですか。

宮地委員長

そうですか。

石坂委員

高橋委員がお尋ねになって、私達もみんな共通の認識だと思いますけれど、浅川、砥川がたまたま早く答申が出ましたけど、他目的ダムから取水する場合とそうでない場合では、市町村での利水の負担が大きいという問題が前提にある訳で、今後の新しい検討の中では今の市町村に責任を任せられる水道事業者としての責任を任せられる段階をもっと踏み込んで新しい利水の方向が出た場合には、踏み込んだ財政支援を前向きに検討して欲しいということをおね、今回の6月7日の答申はたまたま浅川、砥川の場合で言ったんですけども、この考え方、つまり利水について新しい踏み込んだ前向きな支援の検討をして頂けるのかということをお聞きになっていらっしゃる訳で、それは分からないというお答えですから、それでは議論できないと、そういうことですよ。

宮地委員長

変わってないんですね。はい、どうぞ。

浜委員

あれでしょう。答申に盛り込んでくるのであるならば、それは前向きに検討するという事でしょう。それは高橋政策秘書室長との話しと全然違いはない。高橋室長は今、知事がおらんから、その財政的なことに対してはお答えできないと、こういうことだったですよ。今、幹事長のお話しは答申に盛り込んでいくのであるならば、それはこれから出てくるひとつの枠組み案になるのか何になるか分かりませんが、その中で反映させていくということですよ。

宮地委員長

幹事長、そういうことですよ。

青山幹事長

私どもとすれば、当然答申を頂けば、その答申に従って尊重するということがまず基本ですから、ただ、財政状況がございますので、どこまで答申の内容を呑み込めるかというのは、当然こちらとしては考えざるを得ないんですが、基本的にこれがどうしても答申の骨になる部分ということになってくれば、それは、財政状況を噛み合わせながら対応していくと、こういう姿勢で一貫してこれからもいきたいと思っておりますけれども、ただ制度的にいろいろこういう制度がおかしいから検討せよと、こういうことはいろいろ盛り込んでもらっても、それは私どもの方で制度をですねこういう形で改正する方が、答申書に従って、判断すればより良いものになるとなれば、それは検討の材料ということで理解して頂きたいと思っておりますけれども。

宮地委員長

浜部会長のご解釈は私に近いと思うんですが、高橋部会長、ちょっと相当違うようですね。やっぱり変わりませんか。私は今の話し、答申をしてくれるのならば、それについて十分考慮すると、こうおっしゃったように思ってるので、むしろ逆に言うと、そういう気があったら、そういう答申をしたらどうだ、というご提案ではないかと思ったんですが、あまり初めからどうだとは、むしろ。

高橋委員

良いですか、先程植木委員が申しましたように、ここに書いてあることは砥川、浅川ダムに関係なく、本来県として今までやっていたんですか、やっていなかったんですかと質問していますよね。ですから、私はあえて、砥川、浅川と言わずに当然のことなんです。ですから、その時に他のダムについても県の行政として当然のことですから、前向きに検討します、という言葉があれば良い訳ですよ。それだけの話しですよ。私、財政の問題とか分かっていますよ。けれども、我々これから審議していく中で、従来とは少し前向きに出てきているというものがないと、水道の問題は各市町村でやりなさいというようなものの言い方でやっていきますと審議が進みませんよと。ですからもう少し、偉い人なんだから県の。知事はいなくても偉い人なんですから、もう少し前向きに答弁して下さいよ。

青山幹事長

前向きとか、要するに。

高橋委員

ちょっと勘違いしてます。私はたった一言なんです。私はこれは砥川と浅川だけの問題でしょうかと、特に利水については、他のダムについてこういう前向きでやってもらえませんかと言っているんですよ。

青山幹事長

ですから、今砥川或いは浅川についての枠組みというのは、私どもは答申書を頂いた中で詰めた枠組みなんです。従って、答申の中にそういうような事項が盛り込まれてくれば、私どももそれを考慮して枠組みを作っていくという、こういう立場でございます。

高橋委員

はい、分かりました。従って、それでは、砥川と浅川に対する答申書に対するお答えだという考え方で良い訳ですね。

青山幹事長

午前中申し上げました枠組みはそういうことです。

高橋委員

委員長、良いですよ、それで。あとは皆さんの判断にお任せします。私はもうこれ以上聞いても。

宮地委員長

そうしますと、先程の問題に戻りますが、両部会長さん、やっぱり、難しいとお考えですか。この辺は。浜部会長、いかがです。

浜委員

私、高橋さんのお話しよく分かります。いわゆる県としての意気込みを示してくれと、答申に盛り込んだから、それはそれに対しては受けますよ、ということでは、部会長として

もなかなかやりづらい面が出てくると。それは当然今まで地元市町村といろいろな擦り合わせをしながらこれから進めていくということを申し上げてきた訳だから、ですから、他の7河川においても、特に利水の問題は、財政の問題が絡んでくる訳ですから、それについては前向きに市町村と協議をしていきます、ということですよ。そういう答えをして頂かないと、これはやっぱり、不安材料は残りますから、県としてその程度のことくらいはしっかりとした答弁を頂かないと困ると、ということですよ。

宮澤委員

委員長、ちょっと整理ですが、幹事長の肩を持つ訳ではないんですが、それは午後一番、部会と委員会の関係とか、それから、それぞれの関係をまったく聞いていなかった訳ですから、今それ以上の答えを求めたって無理だと思うんですよ。つまり、部会と委員会をスムーズにいかせる為にという議論の中でもって、部会長の立場からと言って、高橋さんからそういう意見が出てきた。石坂さんの言うようにそれ以上、代替案を組もうとしたら、当然その問題が大きくなって来るから、この問題のことについては明確にして欲しいと、こういう浜さんもまったくそういう意見で出てきている訳ですから、これは部会長やった人間からすれば、要するに、まとめる時に本当の責任をもってする立場からすれば当然のことですよ。ですから、今の状況の中では、代替案を作った時に、部会長としてまとめた責任にならないと、こういうことで高橋部会長は言われる訳だから、その問題は先程の答弁とまったく変わっていないんじゃないですか。そういうサイドから見れば、だから、これはもう申し上げたように、これ以上のことは、幹事長の答弁を聞いたら、それ以上のことは無理だということではないですか。だから、先程以来出されているように、9月1日以降までは先程、泰阜の松島(貞)委員さんもおっしゃられたけれど、そういう状況でしたら仕様がないうということではないでしょうか。まったく変わってないと思いますけれども。

浜委員

政策秘書室長から幹事長がお帰りになって、再度お伺いをして、委員の皆様がそれで了承して頂ければね、私どもは上川部会とすれば、ひとつのステップが踏めるかなと思いましたが、今のご答弁、宮澤委員さんの方からのお話しがひとつの総まとめだと思いますので、これは9月1日まで凍結をするということで、私も了承します。

宮地委員長

先程の結論で変わらないということになりますが、これは特に部会長を経験された方のご発言が多いものですから、そういうことにするより仕方がないと思いますが、それではよろしゅうございますか。もう一度確認を致します。それでは、とにかく部会の方もさしあたって、そういうことを部会に伝達されることは構いませんが、タイミングを見て、そういうふうなお計らいをお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

浜委員

要望なんですけれども、上川部会も或いは他の部会ももう既に日程を決めているところがたくさんある訳ですね。ですから、即急に流域部会の方々には今日の結果をですね、幹事会の方から即急に伝えて頂きたいと、今日中か或いは明日午前中くらいまでに流域部会員にご迷惑をお掛けすることになりかねないものですから、是非、それはお願いします。要望です。

宮地委員長

黒沢川のところは、明日お伝え頂けますね。それはその方が徹底する。その他の上川と郷土沢川のところは、すぐにやって間に合いますか。それは是非、お願いをしたいということですが、もうやむをえんと思います。よろしゅうございますね。何か事務的に問題ございますか。

田中治水・利水検討室長

ちょっと確認ですが、明日の黒沢川は予定通りということで、了解しました。それと、来週月曜日29日に、郷土沢があるんですが、ちょっと今日、郷土沢川の部会長さん、帰られているんですが、やるということによろしいでしょうか。ちょっと時間的な部分も非常に迫っております。

宮地委員長

時間的に無理だったら、やって、そういうことをお伝え頂くのが一番確実ですね。

田中治水・利水検討室長

上川は8月6日です。ちょっと先になります。

宮地委員長

上川の方はこちらからの通知で済むと。郷土沢川の方はやって頂けますか、よろしいです。

田中治水・利水検討室長

そういうことで予定通りということで。

宮地委員長

あと、何回か予定されている部会もみんな選挙が済むまではなくなるということで、今後の日程はまた改めて協議するということになりましようけれども。

青山幹事長

ちょっと一言良いですか。それはそれとしましてですね、角間川と駒沢川の公募の手続きも事務的なものも入ってますが、それも、もしそうだとすれば、その事務手続きも延期するかどうかということも議論して頂かないと、そっちだけ何か進んでいてよろしいんですかね。

宮地委員長

私は前の考え方で部会は続けて頂くと思っていたんですが、公募の特別委員の公募の日程をどうしましょう。

宮澤委員

委員長、先程議題になっている黒沢川の高橋部会長さん言われた問題のこととは、具体的には、そこまでまだ行っていないことで、募集ということだろうと思いますから、それは進められて良いんじゃないでしょうか。

高橋委員

私もそれで良いと思います。論議する訳ではないですから。

宮地委員長

風間委員、どうですか。

風間委員

私も基本的には駒沢川の部会と同時期に公募をかけるということ以下には、特にあえて時間的なものは、望みはありませんので、別に来月中でも結構だと思いますが。

宮地委員長

そうですね。両部会長がそういうことを、ごめんなさい、部会長予定者。そういう意味で

ございますので、公募についてはそちらの2つ始めるということではいかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは10分間休憩を致しまして、ひとつは駒沢川の部会長に、もういっぺんお考えを頂くように、駒沢川の委員がお集まりを頂きたい。それからもうひとつ、薄川と清川についての各ワーキンググループの方のお名前をひとつお知らせ頂きたい。その2つ、10分間でお願いができませんでしょうか。

田中治水・利水検討室長

再開したいと思いますので席の方へお願いしたいと思います。委員会、再開したいと思いますので、席の方へお願いしたいと思います。

宮地委員長

時間を大分、大幅に超過した為に委員の方で遠方の方がちょっと急にお帰りになったり、早退された方がおられますが、このままちょっと続けさせて頂きたいと思います。早急ですが、只今、各ワーキンググループからのお名前を伺いました。薄川について申しますと、高水は高田委員、森林は植木委員、財政は宮澤委員、利水は浜委員、それから地質に関しては松島(信)委員ということでございます。それから、清川に関しては、高水に関しては大熊委員、森林が風間委員、財政が竹内委員、利水が高橋委員、地質が松島(信)委員、こういうご報告を頂きました。ですから、ご報告としてご了解を頂きたいと思います。ご欠席の方もお出でになりますが、ひとつとあとで、お願いをしたいと思います。それからもうひとつ、懸案の駒沢川の部会長は、部会長の辞意が固かったと見えて、藤原委員がお引き受けをしてくださるそうでございます。それでは宮澤委員は部会の委員としてはお残りを頂きたいとは思っておりますが、そういうことで、そうしますと、角間川と駒沢川については、公募の手続きを始めたいと思っておりますので、あと、会が終わりましたら、お残りを頂いて、その手続きはご相談したいと思っております。それから、最後になりますが、今回の委員会の日程でございますが、実はいろいろな委員から日程を出して頂きましたが、実際問題として8月中はやっと詰まっておりますので、できないものですから、自動的に9月に入りますが、皆さんが揃うのは、6日、17日になるんですが、どうも6日というのは選挙済んで間もない頃ですので、先程申し上げましたようなことから言いますと、17日の火曜日というのは、今、おひとりはどうなるか分かりませんが、大体、今のところ1人半日ご欠席と、そういうことでございますので、9月17日に次回のこの検討委員会を予定したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。植木委員がちょっと教授会があるとおっしゃっておりましたし、松岡委員は午後はちょっと都合が悪いようですが、その程度でございますので、是非ここでやりたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

浜委員

私もちょっと都合悪いんですよ。私も都合悪いことになっていませんか。9月17日まで私がいるかどうかは別問題と致しまして。

宮地委員長

それはその時にならんと分からんのですから、今はまだ生きておいでになりますので。

浜委員

17日は、もし私が在職していれば、現地調査がちょっと入っておりますので。

宮地委員長

何の現地調査。

浜委員

議会のです。議会の現地調査が入っておりますので。

宮地委員長
どこかよそにお出かけになる。

浜委員
出かけてしまうんです。

宮地委員長
おられてもこの日は駄目だということですか。

浜委員
在職しているか、していないかは別問題ですから。議会の予定は一応入っています。

宮地委員長
午前も午後もですか。そうですか。

浜委員
結構です。皆さんよろしければやって下さい。

宮地委員長
ちょっと植木さんにもお願いしたいと思いますが、17日の方がちょっと時間も空いているし、無難だろうと、但し、素の為にいろいろなことはかなり遅れることはありますが、先程からの議論でやむをえんということでご了解を頂けますでしょうか。はい、そうしますと、只今の話しで次回の開催日は9月17日と決まりました、やっぱり、時間は10時からで良いですね。場所はまたお願い致します。なんか他にございますでしょうか。大変時間を取りまして申し訳ございませんでした。よろしゅうございますか。それでは本日の委員会、大変長らく不手際で申し訳ございませんでしたが、これで終了致します。ありがとうございました。ちょっと風間委員と藤原委員、ちょっとお残りください

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印